

近江國高島郡水尾村の古墳

濱田耕作
梅原末治



第一部 記述篇

第一章 古墳と其發掘

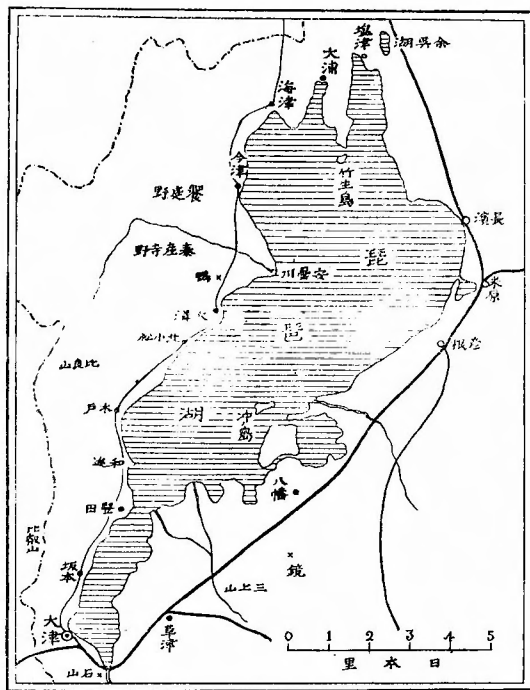
第一節 古墳の所在地と其外形 [圖版第一、第二、卷末地圖]

近江國高島郡水尾村は、琵琶湖西岸の一小都邑大溝町の北にある。大溝町から約二十町を北へ水尾村大字出鴨トガモから分岐する道路を數町西北へ行くと宿鴨しゆくかもの聚落到達する。此の宿鴨の東端から今ま一直線に北へ三尾里みへに通ずる道路があつて、加茂川の堤防を横ぎつてゐる。此の堤防に達する手前左方に志呂志神社の杜があり、小學校の校庭が見ゆる。我々の之から取扱はうとする所謂稻荷山(1)の古墳は、丁度此の神社の東南に近く田圃の間に横つてゐる。其の上に二三の小さい松の樹の生れてゐる唯だ雜草に被はれた此の見榮みえもしいない墳壟の中に、立派な石棺と豊富な遺物が包藏せられてゐたとは、誰が想像することが出來よう。

湖岸に迫つた比良の山麓は、大溝町の邊から次第に西へ退いて、北三四里今津町に至る間には、加茂川其他大小の河流、殊には安曇川あづまがの形成した稍々廣い冲積層の平原が發達してゐる。饗あま

近江國高島郡水尾村の古墳

庭野の如きも即ち之に連續した洪積紀の高原に外ならない。而して我が稻荷山古墳も畢竟加茂川の形成した沖積層の上に築かれたものであるが、其の地點は加茂川の河口湖岸からは約二十町も距たり、其の高程も湖面よりは、二十五六尺に達してゐるから、沖積層としても可成古い時代のものとしなければならぬ。それで此の古墳の營まれた時代には、湖岸は今よりも餘程近く、加茂川も今の如く平地の上十尺許りの高い川床を有せず、殆ど現在の平地と大差のない地平を流れてゐたのであらうと思はれる。(卷末地圖)



(Fig. 1) 圖地略岸沿湖琵琶圖一第

其の後此の川の汎濫は人工によつて防がれ、自由の沖積は阻まれて、川床は次第に昇り、堤は益々高く作られるに至つたに違ひない。併し此の古墳が築かれて後、加茂川は屢々汎濫して土砂を流し、

(低い堤防があつたとしても其れを破つて)附近の田圃を埋めたことがあつたであらう。其の際此の高く築かれた古墳のみは、土砂に埋められないで、古い土壤が其の儘残され、自から附近の砂土と殊つた色の土質が注意せられることゝなつたと見ゆ。遂に此の古墳の封土は此の土地の土ではなく、同じく水害を被らない高見にある泰産寺野(鴨より西北約四十町、洪積層に屬す)から馬背で運ばれ

たものであるとの傳説を生ずるに至つた。而して今なほ此地方に行はれてゐる

「馬々小馬、田中の瘦せ馬土負て轉けるな」

と云ふ可憐な子守歌は即ちこれに關するものであると云はれてゐる。

稻荷山古墳は現在高さ五六尺、直徑三十尺位の不整形の圓塚に過ぎないが、其の周圍の附屬地として若干の地域を存し、殊に其の西邊は稍々弧形を劃してゐる。(圖版第二)さて此の古墳は元來斯の様な小さい圓墳であつたらうか。之れは頗る研究を要する所であつて、我々は後章に述べたる様に、其の周圍の地形と地籍圖に於ける地面の區劃とから考へ合して、以前は略ぼ南北に長く、南を前にして長徑二十五間位な大きな前方後圓の塚であつたと斷定するのである。

此の古墳の極く近くには、現在何等古墳と認む可きものが存在して居ない。併し是は必しも當初から無かつたと云ふことでは無い。已に稻荷山の古墳でさへ、次第に削夷せられて、本來の形を失つてしまつたことであるから、小さな圓塚などは、全く跡形を止めなくなつたことも有り得可きことである。現在殘つてゐる附近の古墳を數へて見れば、東方約四町に今ま桑畑となつてゐるが、僅に瓢形の形を殘してゐる塚があり、北方三尾里村には胞衣塚や鶴塚などの名を負ふた圓墳があり、西南方南鴨から宮野に通ずる道傍にも、一本松と俗稱する圓墳の存するものが見ゆる。其れで此の地方は古墳の分布は濃厚では無いが、稀薄ながら一つの中心をなして居つたとも見ることが出来る。

さて水尾村は和名抄にある高島郡三尾郷若しくは三尾の神戸郷であつて、日本書紀の繼體紀に見わたる近江國高島郡三尾之別業(4)は此地方にあつたものと云はれてゐる。而して古事記垂

仁天皇の條に皇子「石衝別王者羽咋君三尾君之祖」とある三尾君は、即ち此の三尾の地に住みつかれた方に外ならない。三尾は延喜式神名帳に高島郡卅四座のはじめに「水尾神社二座並名神大月次常新」とあり、同じ式の臨時祭の條には或は「三尾」と作られ、水尾と同じものである。萬葉集にも「高島之三尾勝野タカシマノミヅノミカサノ」など見ゆ、其他古代の文献に屢々現はれてゐる頗る古代から知られた土地である。尤も古く三尾と稱したのは、今の水尾村の區域ばかりでなく、加茂川を越えて三尾里をも含み、水尾神社のある下拜戸あたりをも包んで居つたのであろう。扱(6)て三尾郷の中心は果して何處にあつたであらうか。確に之を知ることが出来ないが、今の鴨の地では無く、寧ろ三尾里や其れより西方の地にあつたものと思はれる。とにかく此の稻荷山古墳の所在地は國史に見わた三尾郷と關係のあるものと見ることが出来る。又古墳の北に近く存在してゐる志呂志神社はこれ亦た式内の古社であつて、其の祭神の像として奉祀せられてゐるのは、平安朝の製作に係る古い彫刻である。而して大字を鴨と云ひ、加茂川と呼ばれたのは、中世此の邊が山城加茂別雷神社の神領となつた爲めに起つたものである。(8)

【註】(1) 稻荷山の名の起りは、此の古墳の上に、嘗ては稻荷を祭つた爲めであらうか。或は志呂志神社に稻荷を奉祀したことがあつた爲めであらうか、分らない。とにかく此の古墳の所在地と、志呂志神社をこめて、小字を「いなり」と云つてゐる。

(2) 胞衣塚は三尾里村南方の道傍にあり、鶴塚はその北の門前に存する。共に圓塚であつて、前者は高さ一間徑五間内外で、封土の上に一本の松樹がある、傳へて繼體帝の胞衣を埋めた處である云ふ。此の兩古墳に就いては「滋

賀縣史蹟名勝天然紀念物調査報告概要」に記載がある。

(3) 和名抄の三尾郷は、寒川辰清の「近江輿地志略」卷九十二に、今の安曇村大字三尾里の邊なる可しとある。吉田東伍「大日本地名辭書」上卷には、大溝町の地となし、水尾村は却つて、和名抄の神戸郷である云ふ。「輿地志略」の頭註にも、神戸郷を大溝水尾村に當てゐる。

(4) 日本書紀卷十七に「男大迹天皇譽田天皇五世孫彦主人、王子也、母曰振媛、振媛活目天皇七世孫也、天皇父聞、振媛顔容姝妙甚有、織色、自近江國高島郡三尾之別業、

遣レ使聘ニ于三國坂中井一、納以爲レ妃一塗産ニ天皇ニ、天皇幼年父王薨、振媛廻歎曰、妾今遠離ニ桑梓一安能得ニ膝養一余歸ニ寧高向(高向者越前國邑名奉ニ養天皇)ニある。釋日本紀三十に「上宮記曰、……汗斯王坐ニ彌乎國高島宮一時、聞ニ此布利比賣甚美女一、遣レ人召ニ上自ニ三國坂井縣一而娶所レ生、伊波禮宮治ニ天下ニ乎富等大公主也」云々に見えてゐる。飯田武郷の「日本書紀通釋」卷四十七に、「或説に、高島郡安曇村大字三尾里、三重生神社あり。其社傳云、彦主人王此處に別業を造りて住み、越前國坂中井の振媛を召して妃となし、振媛彦人王彦杵王彦太王の三子を生む。彦主人王薨するや、振媛は二子を抱きて越前に歸る彦人王は此處に留り、振媛薨する後、其考妣の靈を祭る是實に武烈天皇の御宇なり。之を三重生社と稱す」と云へり」と云ひ。吉田東伍氏亦た三重生社はやがて高島宮址と爲して可なりと云つてゐる。

(5) 古事記傳、卷二十四、卷四十四參照。萬葉集卷七鶴旅作の歌のうち「大御舟竟而佐守布高島之三尾勝野之奈伎オホミフネノサモラフタカシマノミヅカサノナキ左思所念」又た同卷九基師歌二首の中に「思乍雖來來不サシキホユ勝而水尾崎眞長乃浦乎又願津オモイナガサキマナノウラタマカカリミツ」あり。勝野は大溝と打下村との中間を云ひ水尾崎は三尾山の麓、湖水の出崎、志賀郡界より鴨川邊迄の總名なりと云つてゐる。(近江輿地志略、卷九十二)

(6) 水尾神社は今ま高島村下拜戸にある。「輿地志略」卷九十二に「川を隔て、二社あり、祭神二座、南は猿田彦命、

河南社と號す。北は天錮女命、河北社と號す。……今兩社の間五町を隔つ」云々。吉田東伍氏は、この社はもと三尾君の祖を祀るものなる可しと云つて居る。

(7) 志呂志神社は「延喜式神名帳考證」に「志呂志神社、事代主命、在鴨村富永田村北東也」とあり。馬場美川氏の記す所によれば、「社傳、近江國高島郡水尾村大字鴨鎮座、志呂志神社、祭神邇々杵尊、鴨祖神玉依姬命也、當社ハ延喜式神名帳所載ノ名社ニシテ、創立年紀詳ナラズ。光仁天皇實龜元年當村ノ藪ケ原ノ地ヨリ今ノ地ニ遷座アリシト云、祭神八重事代主命ナリシヲ後世吉田家ノ許狀ニ祭神邇々杵尊トアリシニ由テ誤稱セシト云、淳和天皇天長年中鴨祖神玉依姬命ノ分靈ヲ配祀スト云」云々。

(8) 鴨の地名に就いて、文學士中村直勝君の示教を煩はした處、次の覺書を送られた。「安曇川が加茂社領となつたのは何時代であるか明かでないが、加茂注進雜記に收められてゐる壽永三年四月廿四日源賴朝下文、元暦元年十二月廿九日左辨官下文、文治二年九月五日下午(東鑑)等によるさ、何れも安曇御厨を以て加茂別雷神社の供養所として、其の知行を安堵して居るのであつて、平安朝末期には明かに加茂別雷神社領として可なり重要視されたものらしい。此の關係から鴨の地名の出て來たことを説明することが出来る」云々。安曇川の鯉等を加茂社に献ずること「近江輿地志略」卷九十二に見えてゐるのを參照す可きである。

第二節 初次の發掘

さて此の稻荷山古墳は古くから宿鴨村落の共有地でもとは更に廣濶な兆域を有してゐた

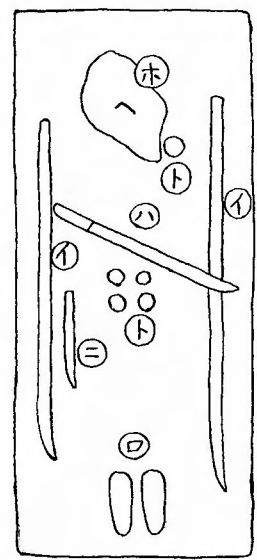
ものと傳へられてゐる。然るに周圍を開墾して田圃とした爲め、漸次小さくなつたが、明治時代にはなほ直徑十數間高十七八尺の稍々大なる饅頭形の封土を存し、雜木が繁茂して居つて、土地での一目標をなしてゐたとのことである。處が何時の頃よりか此の封土の南方の一隅に、大きな石の一部が露出して、其の下に空隙を生じ、一時狐狸の棲家と化し、村民に災をなした。そこで一層の事、村有の桑園に開いてしまはうかと云ふ議が生じ、其後も再三繰返されたが、他方に此の古墳の地は古く「天王」と呼び、又た神輿を埋めた處であるとの傳説があつた爲め、神の祟りを懸念して、敢て自ら開墾に手を下す人がなく、封土は舊の儘に残ることゝなつた。

然るに明治三十五年に至つて一の新しい事情が生じた。それは今ま塚の東側を通つてゐる上街道が(圖版第二)縣道として改築工事を行ふことゝなつて、土砂の必要から工事請負人某が代償金を村に納める條件で、此の稻荷山古墳の封土を採掘したいと申出した。村では豫て桑畑とする希望もあつたことであるから、之を承諾することに一決した。併し元來神輿を埋めたとの傳説もある處であるから、土石の採取を單に土方人足に一任せず、村民に於いても始終注意を拂つてゐたが、愈々工事を始めて、先づ南隅に露出した石材の採掘が進むにつれて、之が石室の天井石であることが分り、其の石を取除いた處同年八月九日下から石棺が現はれて、豪い人の墳墓であることが分かり、大騒ぎとなつた。そこで直に土石の採掘を停め、警備を加へ、其筋に届出た。かくて翌日河毛高島郡長、小川大溝警察分署長等立會の上、石棺の蓋を開いて内部を検した處、朱に染んだ棺内に種々の副葬品があり、又た棺外からも馬具や土器の類が發見された。

當時同村の友岡親太郎氏が主として其の調査の事に當つて、記録を作つたものがある。今、其

の見取圖(圖^{第二})と云ふものを見ると、略ぼ棺内に於ける遺物の埋葬状態を察することが出来る。其の詳細は後章に述べることとするが、大體を記すと、先づ棺の内部兩側南北の長軸に添ふて太刀が各一口あり(圖^{第一})北端に近く一對の沓の存在を圖し、(圖^{第二})之に對して棺の南方に冠様のものがあつた。其外珠玉(珠^ホ)と裝束金物(金^ト)があり中央部には柄頭を東方にした劔(劔^ハ)が、やゝ斜めに横へられ、恰も身體に佩いたかの様な位置にあつた。なほ棺の中央部と此の劔の北の方に裝束金物(金^ト)なるものがあり、又た太刀に添ふて東側に短刀(短^ニ)があつたことが示されてゐる。

第二圖 石棺内見取圖(友岡氏)



(Fig. 2)

之を綜合して考へると、遺骸が南を枕にして埋葬せられてゐた當時の状態が髣髴として窺ふことが出来る。

當日の調査が終つて、其のうち主要なる遺物を取り出し、他は元の儘にして蓋を覆ふて仕舞つたが、其の石棺の構造の立派なこと、取出した副葬品中に純金の耳飾などがあつたので、被葬者が高貴の人であらうと想像せられるので、嚴重な管理を加へて、其筋の指令を待つことゝなつた。間もなく同年十一月十日宮内省諸陵寮から六村中彦氏等が調査に來られ、翌年十二月主要なる發掘品を東京に送致することゝなつたが、其間何等古墳の保存上の設備に就いて決する處もなく、數年を経過してから、遺物は村へ送還せられ、縣警察部から遺跡地は任意に處分して差支ないとの通達があつた。然るに其後大正

元年十月に至つて東京帝室博物館から出土品の主要なるものを提出す可き指令が來て、それ等は終に同館に購入せられることゝなつたが自餘の遺物は凡て區有に歸し古墳は其の儘放置せらるゝに至つた。以上は該古墳初度の發掘の顛末である。⁽³⁾

【註】(1)大正十年五月三十一日附水尾村役場から梅原末治宛の來信に據るに、慶長年間の小堀新助の同地檢地帳には、塚のある處を「天王」と記してあると云ひ、今も村民間に「天王」と稱するもの少くないこの事である。

(2)此の石棺發見の時日は、當時の届書に依る。之には「塚ハ字稻荷ニアリ、村社志呂志社ノ東南ニ當リ、面積八十坪餘ノ小山アリ、今回上街道改修ニ付土砂石材等採掘致居

候處、八月九日(明治三十五年)石棺ヲ發見ス」云々と見わたる。

(3)茲に載せた初度發掘の始末は主として前註(1)に記した水尾村役場から梅原宛の書面に依る。此の回答は兼田由松氏が當時の記録に本き、自己の見聞を加へて記されたもので、信據す可きものである。

第三節 其後の調査

〔圖版第七〕

前節述べた様に最初の發掘が終局した結果として古墳は其後何等の修理を加ふることなく放置せられたが、いつとはなしに其上に雜草が生じ、石棺は土壤の中に自然に埋もれてしまつた。此間中川泉三君や後藤守一君は、此の古墳の事や遺物の事に就いて學界に紹介せられた。⁽¹⁾而して發掘の事件が全く落着した大正五年の頃から、村の有志の間には遺跡地の保存と表彰とに關し種々の議が起つて來て、終に十年五月には村民相集つて加茂川から砂利を運んで塚の形の歪みを整へ、周圍に垣を設けなごし、縣の當局も亦た同地に標木を建て、遺跡を表彰するの議を決した。此の機運は恰も其頃博物館に收藏せられた遺物から興味を感じて、遺跡の實查に出掛けた梅原末治に幸して、遂に本古墳再度の調査を行ふことが出来る様になつた。

此の二度目の調査は大正十一年七月十五日、梅原末治が本學講師文學士中村直勝君と共に同地に出かけ、其翌日村民の助力を得て埋没した石棺の構造と、其の内部に於ける遺物殘留の狀態を調査したのであつたが、更に徹底的に之を行ふ爲に、本年四月十七日から十九日に亘る三日間、考古學教室の全員を以て其事に當ることになつた。

即ち四月十七日午後先發の梅原は、滋賀縣廳から特に參加せられた縣屬室田瑞穂、縣史蹟調査主任小島捨市兩君と共に、前回同様村民諸氏の熱心なる援助に依つて、石棺を曝露し、石室の構造と此の部分に於ける副葬品の殘存如何を検し、翌日濱田以下島田、鈴木等教室員の到着を待つて、古墳の現状の測量寫眞撮影などを行つて、終に棺蓋を開いて内部を精査し、遺留の副葬品は研究の爲め之を搬出して、十九日を以て全く事を終へたのである。

此の兩回の調査に依つて知り得た結果に就いては、遂章其の詳細を叙述するのであるが、今ま其の極く大體を述べて置かう。即ち石棺の周圍には、割石積の粗末な構造を有する石室の殘壁がある。石棺の南方中央部に當つて、第二回調査の際蓋のある臺附壺(圖版第九五)が、略ぼ埋置當時の儘に遺存して居つたのが發見せられ、又た棺の北側からは馬具の殘缺が出土した。

棺の内部には、兩側に鹿角製拵の大刀二口、宛があり、其の南側には更に短刀一口と刀子八口が散在して居つた。棺の北隅には金銅の杵の破殘したもの、南西部には冠の殘缺と思はれるものを始め、各種の金銅製器物の破片、三輪玉形銅製品、玉類などが、一部分朱に混じて遺存して居つた。たゞ棺の中央部に於いて、友岡氏の記された裝束金物なるものは全く見出すことが出来なかつた。圖版第七の遺物配列圖は、第二回の調査の際に梅原の實測したものを、更に第三回の

調査の時に修正したものであり、圖版第四以下の寫眞は第三回調査の際に、棺蓋を開いて撮影したものである。

此の副葬品の配置を見て、我々は之を友岡氏の見取圖と比較すると、其間に或點は全く相一致してゐるが、或點に於いて多少の差違があり、第一回發掘後遺物の配置が攪亂せられたことを知ることが出来る。と同時に、第二回の初の調査の際に存在して居つた刀劔の鹿角製裝飾などは、一年も立たぬ中に、破碎消滅の著しきものがあり、之が研究の一日を忽にすることが出来なかつたことを痛切に感するのである。

【註】(1) 中川泉三君「近江高島郡水尾村の古墳發掘物」(考古學雜誌、第六卷第九號)に、遺物遺跡の記述を試み、環頭大刀や、徑五寸の鏡の存在を記されてゐる。後藤守一君「金製耳釧を出せし古墳」(同上、第十卷第三號)は博物館の有に歸した遺物に就いて記載し、注意すべき所以を述べて居られる。

(2) 本古墳を表彰する標石は、大正十一年九月縣の保勝會で建設を決定したもので、同年十一月發行の「滋賀縣史蹟名

勝天然紀念物調査報告概要」に、本古墳に関する記載があり。垂仁天皇皇子磐衝別命の御墓なりと云ふ一説も載せてゐる。

(3) 梅原が本古墳を注意したのは、上述中川泉三君の報告に鏡一面のあることを記してあつたのに依るので、更に後藤君の記述に依つて、金製の耳飾の發見せられてゐるのを知つて、當時吾々の調査してゐた兩鮮の遺物との關係から精査の要を感じたのである。

第二章 古墳の構造

第一節 石室

〔圖版第一、第二〕

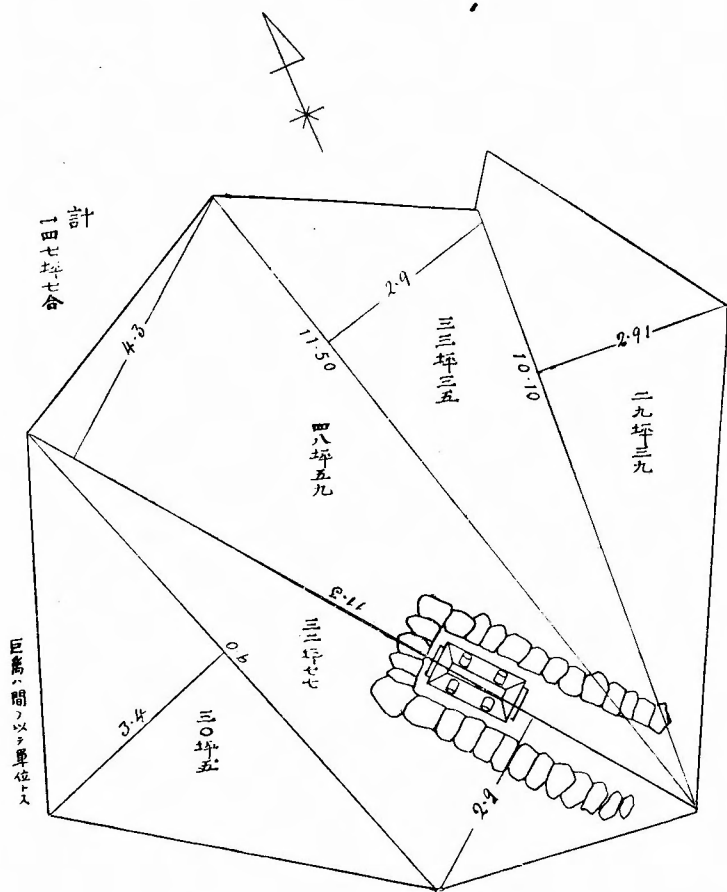
本古墳の構造的主體である石室は、既に最初の發掘の際に大部分破壊せられて仕舞つて、今日其の構造を充分見ることが出来ないが、當時測定 of 古墳の圖と、發掘を目撃した地方人士の談話と、其後我々の調査によつて得た處の知見とを綜合して、彼是參酌すると、石室の構造の大體は之を知ることが出来る。

扱て發掘當時の測圖(圖^{第三})に由ると、石室は當時殘存封土の東南隅に近く、口を東南に開いた細長い横穴式石室であり、石室の奥に石棺がある處が描かれてゐる。此圖には石室其者の大さは記入せられてゐないが、封土の測定から推すと、幅六尺内外、長さ三十尺未滿のものであつたらしい。而して當時の實見者たる萬木十次郎、加藤源藏氏などの談話に依ると、石室の天井と石棺の蓋との間は、約二尺の空隙があり、石室の上にあつた天井石は、厚さ一尺五六寸の巨大な石材三四箇から出來て居つたとの事である。今ま封土の外芝生の上に、此の石の殘缺が數箇放置せられてある。

我々の調査した時には、古墳封土の北部は、已に夷げられて芝地となり、僅に其の輪廓を止めてゐる丈けであり、従つて石室は封土の中心に存する様な觀を呈してゐた。併し第一回發掘當時の封土から云へば、石室は矢張り東南隅に偏在し、主軸の方向は東南から西北の線上にあることが確められる。石室の壁は大部分破壊せられて居り、殊に西南部の如きは、基底部すらも殘

つて居ない有様であるが、今ま残存の遺壁から推すと、室幅は中央部で約六尺を算し、高さは今
 ま天井石を失つてゐるが、約六尺以上であつたろうと思はれる。長さは西北側に於いては、僅に

(Fig. 3) 第三圖 石室及石棺測圖



残存する一石を其の端
 と見て、稍々形を止めて
 ゐる東南隅に於ける粗
 い石積の一端迄測つて
 見ると十五尺六寸を數
 へた。即ち當初發掘の時
 の測圖に比して其の半
 ばに過ぎない。而して此
 の場合に於いては、石棺
 は石室の中央から稍々
 西北に偏した處に置か
 れてゐることに成つて
 ゐる。

の水田の面から約二尺高い水平面にある。而して粘土で固めた上に川砂を敷いた特殊の設備
 をなして居つたことが認められる。又た石壁は主として一尺四五寸大の地方産の花崗岩の割

石室の基底部は、周圍

石を以て積み、之に石棺と同質の凝灰岩の石片を多少混用してゐる。其の構造は餘程粗雑であつて石と石との間には、土砂の介在してゐる處なども少くない。左右の兩壁は略ぼ一直線をしてゐるが、東南隅に近い壁の如きは、極めて不規則になつてゐて、當初のものとは思へない。

以上我々は最初の發掘の際に出來た測圖と、新に調査して得た處とを比較して見ると、其の間に存する著しい相違の點を發見する。それは以前の圖には、石室の長さが三十尺に近いものとなつてゐるのに反し、今は其の半ば十五尺位となつてゐるのみならず、元と石室の一端は石壁が無く開口して、所謂横穴式石室の様に描かれてゐたのに、今は其處にも不規則ながら石壁が存在してゐるので、所謂堅穴式石室の如き觀を呈してゐることである。併し我々は此の兩つの違つた平面に於いて、寧ろ以前の圖の方が正しいものであることを信するのであつて、現在の如く東南側に石壁の出來たのは、初度の發掘後石棺を埋め直ほし、封土に手を加へた際、左右兩側壁の端を取り去つて、之を作つたものであると想像するのである。

併し本古墳の此の横口式石室も、之を一部の學者が後期古墳の構造を表徴してゐるとする彼の完成した大きな横口式石室 (corridor chamber) とは寧ろ其の性質を殊にして、却つて堅穴式石室のそれと相似たものがある。即ち此の古墳に於けるが如く粗造にして規模の小さい石室は、石室を造つた後に、石棺を搬入したものでなく、石棺を据置いて後ち、石室を周圍に築いたものと見る可きであらう。即ち此の場合では石室は従て石棺が主である。なほ此の事に關しては後章再説する積りである。

第二節 石 棺

〔圖版第一—第六〕

石室内にある石棺は頗る立派なもので今なほ儼然として完存してゐる。其の形式は所謂彫抜きの家屋型であつて、蓋身兩部から成り共に凝灰岩(頁岩)から作られてゐる。

身部は長さ七尺六寸幅頭部に於いて三尺八寸五分他端に至つて少しく縮まつてゐる。高さは二尺六七寸の間を出入する。之に屍體を容れる爲めの空處を穿つてあるが、其の長さ五尺八寸幅中央に於いて二尺三寸深さ約一尺四寸。大體外形に相應じて、兩端の間に多少大小の差を示し、又た底部は稍々彎曲して凹面を呈してゐる。蓋と相接する周縁には、内側に約三分の突縁を設けて蓋の縁に於ける抉り面と接合せしめる様になつてゐる。又た周縁の外側には面取りの面影が見ゆる。而して身の内部一面には朱を塗つた跡が今なほ鮮かに認められる。

棺蓋は大きさ身と略ぼ同じであるが長幅共に多少は大きくなつてゐる。高さは一尺九寸ある。外部は寄せ棟造りの形を呈し、棟の部分は幅約一尺の濶さを有し、長さ五尺四寸に亘つてゐる。左右の兩傾斜面には各二箇の楕圓形の長大な捉手が造り出されてゐるのみならず、更に前後兩側には各軒の部分から全幅に近い廣い突出が設けられてゐる。此等は兩側面の捉手と共に繩を掛けて運搬揚げ卸しに便にした實用的のもので、或る石棺に於けるが如き單なる裝飾的のものではない。又た蓋の内面は外面形と相應じて稍々圓味を帯びた寄せ棟形の線込みが作られてゐる。而して幅の廣い周縁には、身の周縁に於ける凸起と相接する爲めに稍々餘裕のある抉りを施してある。なほ内面の一部は、身と同じく朱に染つてゐるが、はじめから全面を塗つ

たものではない。

我々が此の棺の製作に於いて特に注意すべき點は、先づ其の棺材の凝灰岩が此の附近近江に於いて全く産出しないものであること、同じ凝灰岩の石片が石室の壁面に混用せられてゐることである。是は後に詳論するが如く、棺材を石塊のまゝ、他から此處へ搬置して、然る後工作を加へたものであることを語るものに外ならない。第二は此の石棺の蓋身兩部の接合部が、稀に見る處の精巧な印籠蓋式の手法に出で、全く兩者を密着して殆ど間隙を見ないこと、斯の如き蓋を身に合するには横から滑り込ませることが不可能であると云ふ點である。此等に關しても我々は改めて考察して見度いと思ふ。

【註】(一)是は紅殻(酸化鐵)ではなく真正の水銀朱(硫化水銀)である。

石棺の底部には少々厚い層をなしてある處もある。

(二)此の棺蓋の捉手は、大和國南葛城郡葛村大字極野權現堂

古墳にある石棺のそれと酷似してゐる。

第三章 發見の遺物

第一節 遺物の種類

本古墳の副葬品は、明治三十五年初度の發掘に際して、目星しいものを取出し、我々が再調査の時に其の殘部を取出したのであるが、前回の發見品は大正四五年の交、其の主要品のみが東京帝室博物館の有に歸し、自餘の遺物は幸に鳴の區有となつて、多少の散佚は免がれなかつたが、比較的よく保存せられて今日に至つた。

さて是等の遺物は其の副葬せられた場所から見ると、石棺の内部と、石棺外石室の内部との兩者に分つことが出来る。即ち馬具類と土器類とは石棺の外石室の内部から出で、其の他の武器及裝飾品は悉く棺内から發見せられたのである。斯の如き現象は他の古墳に於いても多く見る所であつて、上代人が此等の器物と生前に於いて如何なる親疎關係を生活上に有し、延いては死者の他界に於ける生活に之を延長して考へて居たかを物語るものである。身體裝飾品と武器とが身邊に置かれたことは固より自然のことであるが、土器の如き日常生活に密接なる關係を有する物品が、棺外に葬られたのは何故であらうか。これは恐らく其の容積の大きくして棺内に容れ難いものと、比較的安價な品物であつた爲めであらう。今また此の古墳から發見せられた遺物と數量を、其の種類に分つて左に列記しよう。

一、裝飾品類

(一)金製耳輪及垂下飾

一對 (東京帝室博物館)

(2) 金銅製冠 (殘缺)

一箇

(3) 同 沓 (殘缺)

一足

(内一部東京帝室博物館)

(4) 同 三輪玉形飾具

七箇

(内一箇東京帝室博物館)

(5) 同 半圓形小飾具

六箇

(6) 同 雙魚形珮飾 (殘缺)

二箇

(7) 同 半筒形飾具及雜金具 (殘缺)

五箇

(8) 水晶製切子玉

二八箇

(9) 玉髓製切子玉

一四箇

(内四一箇東京帝室博物館)

(10) 琥珀製棗玉

一二箇

(11) 銅鏡 (殘缺)

一面

(12) 銀製金具 (殘缺)

一箇

二。利器類。

(13) 鹿角製柄頭附鐵太刀

二口

(14) 金銅製拵鑲頭鐵太刀

一口

(東京帝室博物館)

(15) 鹿角製柄鐵短刀

一口

(16) 鐵短刀 (殘缺)

一口

(17) 鹿角製柄鐵刀子

八口

(18) 鐵斧頭

二口

(19) 鐵製石突

二箇

三馬具類

(20) 金銅製鞍飾具

一具分

(21) 鐵製輪燈 (殘缺)

一箇

(22) 鐵地金銅張飾板附鐵轡

一箇

(23) 鐵地金銅張杏葉

六箇

(24) 同 雲珠

六箇

(25) 銅鈴

三箇

(内二箇東京帝室博物館)

(26) 鐵製小環及鉸具

四箇

四、土器類

(27) 陶質大形器臺

一箇

(28) 同上 (殘缺)

二片一箇分

(29) 陶質壺

二箇

(30) 同 有蓋臺附壺

一箇

(31) 同 高坏

一箇

(32) 同 吹壺 (甌)

一箇

(33) 埴輪圓筒 (破片)

數箇

以上三十三種百二十餘點の内表中に斷つた以外のものは區有として傳へられ今ま全部本學

考古學教室に研究の爲め保管せられてゐる。

此等の遺物を概観すると、我々は先づ其の種類の豊富なことを認め、特殊の品目の存することを知ると同時に、又た却つて普通此等の遺物と伴存する遺物の缺如してゐることを感ずるのである。例へば玉類に於いて勾玉管玉を見ず、武器には矢筈がなく、又た甲冑も見ない。又た石製模造品を全然缺くが如き是れである。此事は古墳の時代其他の考察にも資す可きことであつて、後章論及する積である。以下土器類をはじめに、順を追ふて記載を試みようと思ふ。

第二節 土器類

〔圖版第八—第一〇、第二五〕

土器類は皆な石棺の外石室内で發見せられた。其數總て七箇を數へるが、多くは發掘の際破碎せられて、形の略ぼ完たいのは僅に二箇に過ぎない。併し幸にも破片が採集せられた爲め、其内小破片二箇の一器分を除いて、他の四箇は、島田貞彦君の苦心によりて、圖版に示した様に大體の形を復原することが出來た。此等は孰れも黝黑色陶質の所謂祝部土器或は朝鮮式陶器と稱せられるもので、一部分には吹き出しの釉が認められ、製作には固より轆轤を使用せられたものである。其の朝鮮の新羅燒と呼ばれるものとも同質であることも言ふ迄もない。今ま是等を形式の上から見ると器臺二箇、壺二箇、有蓋臺附壺高坏、吹壺各一箇と云ふことになるが、一古墳のうちから發見せられる土器の數としては必しも多い方では無く、かの横穴式石室を有する古墳から、一度に數十を出すものなどに比しては、少數であると云ふことが出来る。

(1) 器臺。二箇のうち形を復原し得たもの一箇は、總高一尺四寸五分。上部には大きい坏形があ

つて其下には底部の喇叭狀に開いた筒形の脚がある。この脚は帶狀突起を以て七段に劃せられ、上の二段には長方形の透孔四箇を交互に穿ち、第三段以下は三角形の孔を開き、而かも第四段以下喇叭狀の部分には、透孔が一行に並べられてある。此等の透孔の間地と坏形の外側には、波狀刷毛目紋が豊富に印せられてある。(圖版第 八十一)他の一箇は僅に破片二箇を殘存するのみであるが、大體前者と類似した形であつたろうと思はれる。其の他詳細の點は明にすることが出来ない。たゞ燒方は前者よりも強く、黝黑色の釉が著しく光輝を呈してゐる。

不安定の底部を有した容器の多かつた古代に於いて、且つ之を裝置して壯嚴の態容を示す爲に、此種の器臺が世界各國に於いて用ゐられたことは、今更云ふ迄もない。それで日本内地の古墳は固より、南朝鮮のそれから、既に多數發見せられてゐることは顯著なる事實であつて、(1)近江に近い若狹、越前などからも其の例を出してゐることは、比較研究上に興味を惹くことである。但し器臺として其の形式は寧ろ單純な方であると云ふことが出来る。(2)

(2) 壺 二箇は兩者相類した形を有し、共に圓底で其の内面には渦紋の捺型を現はし、外面には席紋を印してゐる。其の内一方は頸部が長大で、之に二段の突帶を施してある。總高一尺六分、口徑七寸五分。(圖版第 九十四)次に他の一方は稍々小さく、總高九寸、頸部も短く、口徑は六寸に過ぎない。而して此の方は器體に歪みがあつて、底は頗る不安定である。(同上)此等の壺は丁度前に述べた器臺と相應じた大きさであり、殊に其の底部の圓い處から考へると、前の器臺の上に載せられたるものと見ても、強ち不穩當では無からう。

(3) 有蓋臺附壺 一箇は我々の調査の際新に掘り出されたもので、完形を存してゐる。器は總高

八寸口部には蓋受けの抉り縁があり、脚は大きく且つ短かいので、安定の感を與へるばかりでなく、之に四箇の丸い透し孔を穿つて、多少重苦しい感じを和げてゐる。蓋は印籠蓋式の下縁をとり、上部には小さい環状の鈕が附着してゐること、彼の蓋坯のそれと全く同じである。(同上)

(4) 高・坏 一箇高四寸五分、口徑三寸三分、脚は細く三箇の狭長い透しがある。質は堅緻であるが、形は小さく歪んで居り、精品とは稱することが出来ない。(圖版第 八)

(5) 吹・壺・形・土・器 一箇所謂はなぶ臙と稱せられたもの。焼き方は前者と同じく堅緻で、黒褐色の吹出し釉が眼立つ。長頸の開きは大きく、(徑四寸三分)側面には波紋と條線とを二段に細かく印してある。器腹には竹管を挿したと考へられてゐる。小孔徑五分が開かれてゐる。總高五寸二分

以上陶質の所謂祝部土器は、數量は已に述べた如く多くなく、形式も特殊のもの一つもない。併し其中に普通の坏や蓋坯の類は之を缺き、却つて長大な器臺や壺の類をはじめ吹壺の如きものを含有してゐることは、注意す可きことである。而し此等の器物は祝部風陶器の製作形式の最も發達した盛期に屬するもので、未だ其の墮落の時代に至らないことを示すものと云ふことが出来る。

土器を記した序に擧ぐ可きものに埴・輪・圓・筒の破片がある。此の古墳に於て從來發見された埴輪の破片は、僅か數箇に過ぎないが、(圖版第 十五下)就中嘗て中川泉三君が封土の一部で採集せられた稍々大きい破片から推考すると、圓筒の直徑は九寸内外あつたものと思はれる。外面に突帯を繞らし刷毛目を印し、厚六七分の稍々厚手の品に屬する。

【註】(1)濱田、梅原、慶尙南道同北道古墳調査報告(大正七年度)

朝鮮總督府古蹟調査報告)

(2)本邦古墳から發見せられた器臺の主要なるものとしては

東京帝室博物館の藏品に

伊勢國鈴鹿郡國府村字保子里小字大貝戸車塚

河内國中河内郡堅下村大字高井田横穴

美作國久米郡三保村字錦織字高塚

備前國赤磐郡輕部村字東輕部

同 邑久郡美和村字西須惠釜ヶ原

等の發見品があるし、其外吾々の矚目したもので、越

前坂井郡長屋、若狹三方郡郷市、尾張東春日井郡志段味村

等發見の例がある。

(3)中川泉三君「近江高島郡水尾村の古墳發掘物」(前出)に、

同氏調査の際此の圓筒片を接續田の畦畔で發見して、林

區長に保管を托したこが見えてゐる。

第三節 裝飾品類

〔圖版第一一—第一六〕

此の部類に屬する遺物は已に記した様に、凡て棺内から發見せられたものである。其の種類は直接身體に附着する裝飾品から、服飾其の他のものに亘つてゐる。此等のうちには從來殆ど見たことのない、或は稀に見る處の珍らしい遺物が、破殘の斷片から復原せられた。

(1)金・製・耳・飾。一對(圖版第一一)。今ま金鑲と垂下物とは游離してゐるが、固より合して一の耳飾とな

す可きものである。黄金を以て造り、其の色赤味を帯びて、其の質の良いことを思はしめる。鑲は

正圓で、徑約六分一端に少許の開きがあり、中實である。鑲一條垂下飾は總長二寸餘、先づ最上部に青色

の瑠璃玉二箇を華形の金具で裏んだ飾がある。これは針金を以て貫き、上方は金鑲に連結せし

む可く小さい輪を作り、他端は二枚の小さい杏葉を垂れてゐる。更に瑠璃玉飾の部分から、二條

の兵庫鎖を以て各一箇の四羽の山梔形(くちかた)の飾りを垂下してゐる。此山梔形の飾りと、杏葉形の飾

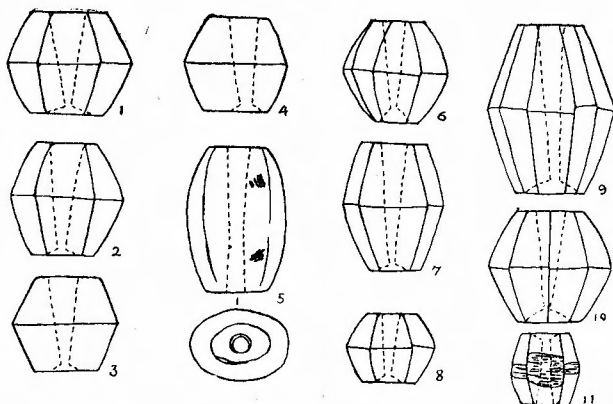
りの周縁は彫刻を以て細粒を連接した趣を模してゐるが、此等は眞の細粒細工(granulation)

ではない。併し此の耳飾は南朝鮮の古墳及び日本内地の古墳から往々發見せられる精巧な眞正の細金細工フィニッシュを模したものであることは云ふ迄もなく、其の様式は全く朝鮮の昌寧などから發見せられたものと同系に出でゝゐる。なほ之に就いては後章に詳説する。

(2) 玉類 (圖版第 二二) は總計五十餘箇の多數に上つてゐるが、勾玉と管玉とは之を缺いて、其の種類

は切子玉と棗玉の二種に限られてゐる。就中多いのは切子玉であつて、之には白色の透明に近い水晶製のものと、飴色半透明の玉髓製のものとがある。その内でも水晶の切子玉二十八箇中十四は、稍々長手のものであるが大部分は八稜形を呈し、長五分六稜のものが一箇ある。又た六箇は之に反して短い胴張りのしたものであつて、長四分多くは八稜形であるが、其中一箇は七稜と云ふ特殊の形を示してゐる。なほ此の短い形式のものに小形六稜の丸味を帯びた精巧な品が三箇あり。又た長手のものに小さい六稜のもの三箇あり、殊に一箇は水晶の自然の結晶の面を一部分残してゐるものがある。次に玉髓 (chaledony) 製のもの十四箇中六個は、六稜形で、水晶製の短く太い形のものと同類してゐる。又た切子玉の稜角を去つて、算盤玉に近いものが水晶製に二箇、玉髓製に八箇を認められる。長三分

棗玉の種類に屬するものは、凡て琥珀製であるが、其中眞に棗に近い形を示してゐるものは、東京帝室博物館所藏の大形品五箇と破碎して缺損してゐるが、本學に保管のもの三箇である。他は皆形も不整で、特に博物館の残りの二箇は白玉に近い形を呈し、製作も粗末である。大さは完好の品に就いて長五六分、光澤ある赤褐色の美しい色彩を放つてゐる。穿孔法は棗玉に於いては孰れも兩端から穿たれてゐるが、切子玉に於いては、水晶玉髓製の兩方とも一端から比較



(Fig. 4)

第四圖 切玉及玉棗圖

的大きな孔が漏斗状に穿たれ、他端亦た僅に廣く打缺いて、一種の雙圓錐形をなしてゐる。思ふに琥珀は其の質脆弱で、一方から穿孔する時は、孔の出口のみならず全體を破壊する恐れがあるから、必ず兩端から穿孔し、水晶の如き石は之に耐へるけれども、孔の出口に於いて常に多少の碎裂を來たすから、其の部分の不體裁を隠す爲めに、小さい漏斗形に加工したのであらう。⁽¹⁾ (第四圖) 穿孔は弓錐によつてなされたものであることは、棗玉の破壊したもの、孔の状態から察せられる。

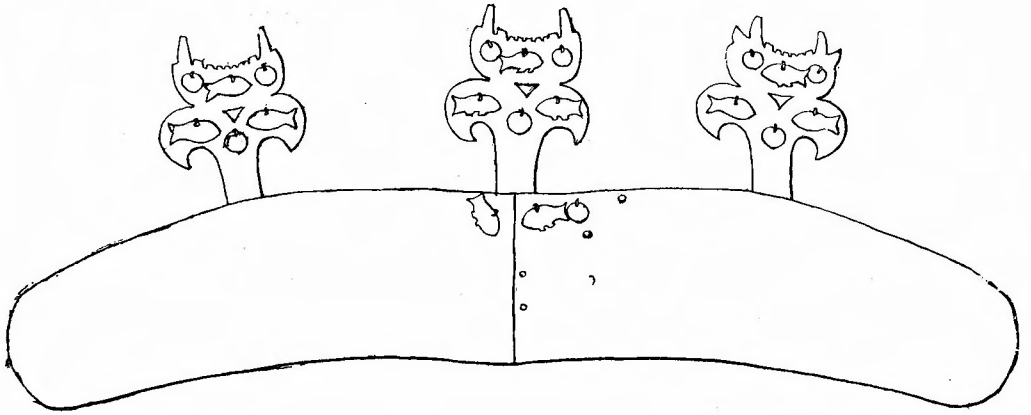
此等の玉類は皆な棺内から發見せられ、而かも其の存在位置は、金銅製冠の附近、丁度遺骸の胸部と思はれる處に當つてゐることは、頸から胸にかけて垂下した飾物として用ゐられたこと、恰も南朝鮮梁山北亭洞古墳に於いてまのあたり見られたと同様であつたかと思はれる。⁽²⁾

(3) 金・銅・製冠

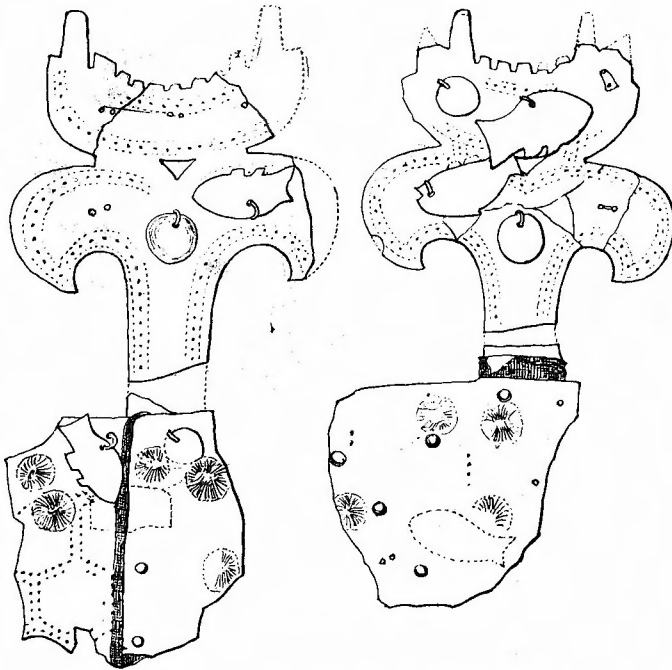
一具 (圖版第一三)

全く破碎して石棺の一端に近く遺存して居つたが、幸に破片は大部

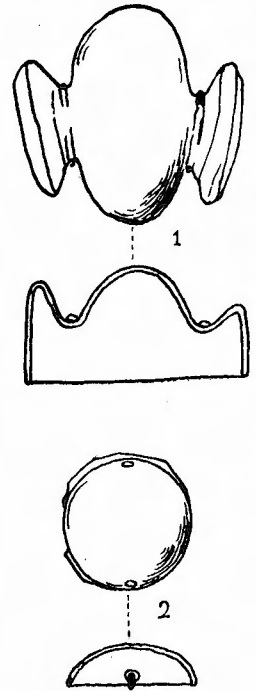
分残つてゐたので苦心を重ねて之を接合し、略ぼ原形を髣髴することが出来る様になつた。圖版に示したのは、其の現存の破片であり、第五圖は其の復原の略圖である。即ち全體は幅の廣い帶狀鉢卷の上部に三箇の花形の立舉(梁)を附したものである。冠帶は長凡一尺八寸幅三寸内外で、金銅の薄板二枚を中央に於いて銕留にしたもので、裏面は布を以て張り、縁には更に綾絹を



(Fig. 5a) 圖原復冠銅金 圖五第



(Fig. 5b) 圖部細冠銅金 圖五第



(Fig. 6)

第六圖 三輪玉形及半球形金銅金具圖

二三重に重ねて縁取りをしてある。此の中央の繼目の點と左右各四寸の邊は、緩かな山形をなして、帶幅が廣くなり、其の三高點に丁度花形の立飾が銜留に附加せられてゐる。即ち頭の正面と兩側面に各一箇の飾が立つことになる。又た冠帶の全表面には龜甲繫ぎ紋を點線刻りに打込み、其上に隨處に瑠璃玉徑一分五厘内外を細い針金で綴ぢつけ、又た絹絲の菊綴りの飾徑三分を點綴してあるばかりでなく、更に處々に魚形長一寸位と心葉形に近い小瓔珞とを針金の足を以て垂下し全體に於いて頗る複雑多様な裝飾を附加してある。

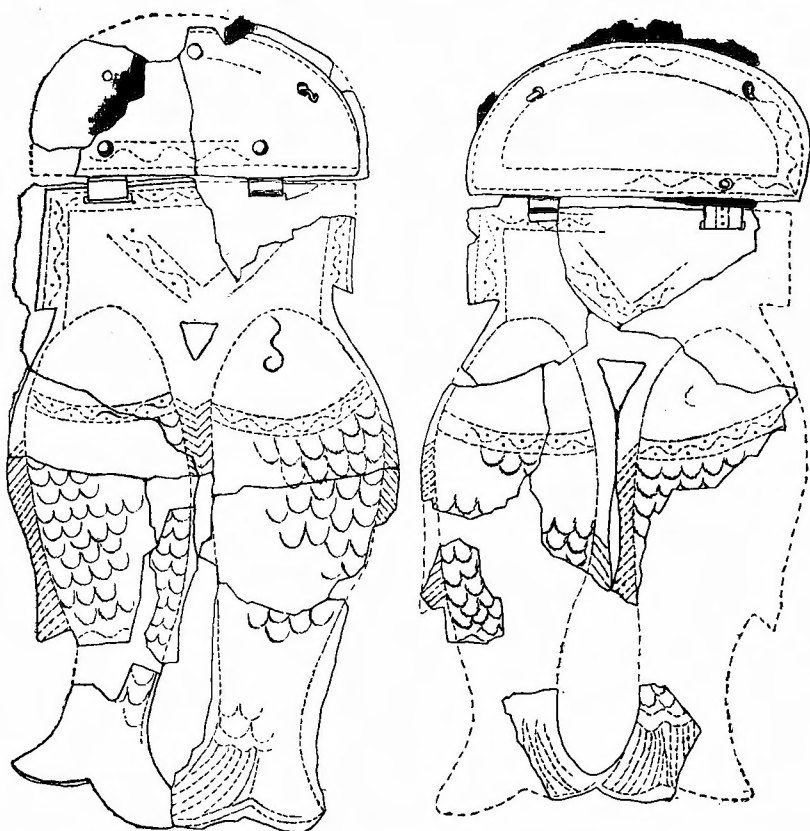
冠帶の上に立てた花形の立舉は、三葉の百合花形若しくは蓮花の變形の上部に、更に開いた花の蕊を櫛齒狀に現はしたとでも云ふ可き形を附加してある。是は果して何を象つたものであるか、我々には未だ考へが附かない。又た此の立物の周縁には連點彫りの裝飾があり、其の左右中の三箇處には魚形を垂下し、小瓔珞をも四片附けてあることは、帶狀の部分と同じである。總じて此の冠は、肥後江田、出雲鹽谷古墳から出たものに比して、裝飾は一層複雑して居り、冠縁は完結した環狀を呈せず、寧ろ鉢卷の如くに其の背面に於いて、布紐を以て結縛したものであつたらうと思はれる。なほ此等に關しては後章別に論ずることとする。

(±) 三輪玉形・及・半球形・金銅金具(圖版第十 六一)。此の二者は上述の冠に近い位置に初から存在して居つたものと思はれる。何れも全く綠鏽に被はれ、表面には布片が密着して、今ま殆んど金色を見ることが出来ない状態にある。三輪玉形金具中形狀の略ぼ完存して居つたのは三箇のみで他は多く破碎して居つたが、之を接合して見ると、少くとも七箇分あつたことを推知することが出来る。これは兩側に於いて甚だしく括れた俵形を豎に半截した様な形を呈し、而かも其れが

一方に振れて居り、内部は空洞である。長約一寸四分、厚約三厘其の兩側の括れ目には細い麻緒を結んだ痕があり、底面にも麻布の密着した跡が残つてゐることは、用途に對して確説の無い此の遺物の考證に重要なヒントを與へるものであろう。半球形金具は今ま六箇を遺存し、内一箇を除く外略ぼ原形を保存してゐる。扁平な截球形をなし、徑八分高二分七厘直徑の兩端に近く小さい孔を内部から穿ち、前者に見たと同じ様な麻緒を通じ、底面にも布片の附着した痕迹が認められる。(圖第六)此等の用途性質に就いては、復た後章に述べるであらう。

(5) 金・銅・製・雙・魚・珮。二箇(圖版第一四)。これは再度調査の際冠の西南邊の金銅製金具の大小の破片中より現出したものである。初めは其の綠鏽の爲めと破片が他と混じてゐた爲め、何者たるかを辨じなかつたが、其の鏽の一部を去り、斷片を接合するに及んで、偶然雙魚珮なることを明にするに至つた。二箇共に同形で、相重なつて密着し、全面布を以て被はれ、殊に一面には半圓形の鑿が縦の鑿と共に残つてゐる。雙魚形は各長五寸七分を有し、一見鯉か鮒の如く、鱗や尾緒などは鑿彫にて精しく現はされ、腹部に於いて兩者相連つてゐる。雙魚の頭部は巡方形の金具の一直線をなした下邊にある。二個の蝶番によつて相連接してゐる。此の巡方形の金具は金銅板二枚を合せて數箇所を銕留にし、表面の縁邊には例の連點彫りの手法を以て波紋と珠點とを配した古代金具に屢々見る處の裝飾を施してある。又た銅板二枚の間には模様を染出した綾絹を二重にして挿み、それが二寸五六分の幅を以て上方に延長した形迹があること、なほ表面に當る布には、二箇處に三條宛の紐を加へ込んであることは特記す可き點である。(圖第七)

此種雙魚形金具の日本に於ける發見例は、之を近江野洲郡三上山下の古墳出土と傳ふる古



(Fig. 7) 圖 佩 魚 雙 銅 金 圖 七 第

べる脊などと同じ手法であり裏には一面に布を張り、縁には綾絹を重ねて縁取りをした点も亦た同様である。更に表面の縁邊などに連點彫の模様を刻してあることも前に記した冠や其

鏡の面に遺存するものに之を見るのであるが、(三第廿)本古墳のものは冠附近に再調の際に發見せられたに係らず、我々は朝鮮の諸例などと併せ考へて之を腰佩の一とする理由は後章に詳述する。

(6) 金・銅・製・半・筒・形・装・飾・具・二・筒

(圖版第 一五二) 共に破碎して發見せら

れたが、之を接合すると總長七寸、幅一寸六分、高一寸位の半筒形の金具二箇となつた。薄い金銅板を彎曲して作り、表面には菊綴や玻璃玉をはじめ、魚形の飾片、圓形の瓔珞などを垂下した。こと、全く前述の冠や、後に述

他のものと同じであらうと思ふが、今ま鏽の爲めに被はれて分らない。又た此者の表面には別に兩端が少しく廣くなつた長手の金具が附着してゐるが其の中央には帶留めを加へ、その一箇には魚形の飾片を垂下した針金で、圓筒部に結び付けたのが見ゆる。それ故には本具に必要な作りの一部であつたことも想像せられる。

此の二箇の半筒形の金具は、我々の調査の時には、石棺の東北隅に近く存在して居つたので、或は冠帽の附屬品かと思はれたが、我々は斯の様な特殊の構造を有する冠帽を想像し得ないので、次に或は上衣の肩の邊に着けた飾りの類でないかとも考へた。併し又た後章述べる様に此の金具は當初我々の發見した位置には無くして、棺内中央部にあつたらしくもあるから、如上の推測を妨げるものがあり、さりとて帶珮の類とも思はれない。從來斯の種の遺物の發見を知らないのみならず、其の形制自身からも確實な用途を考定することが出来ないので、之を將來の類例の發見と、大方學者の示教を俟つ次第である。

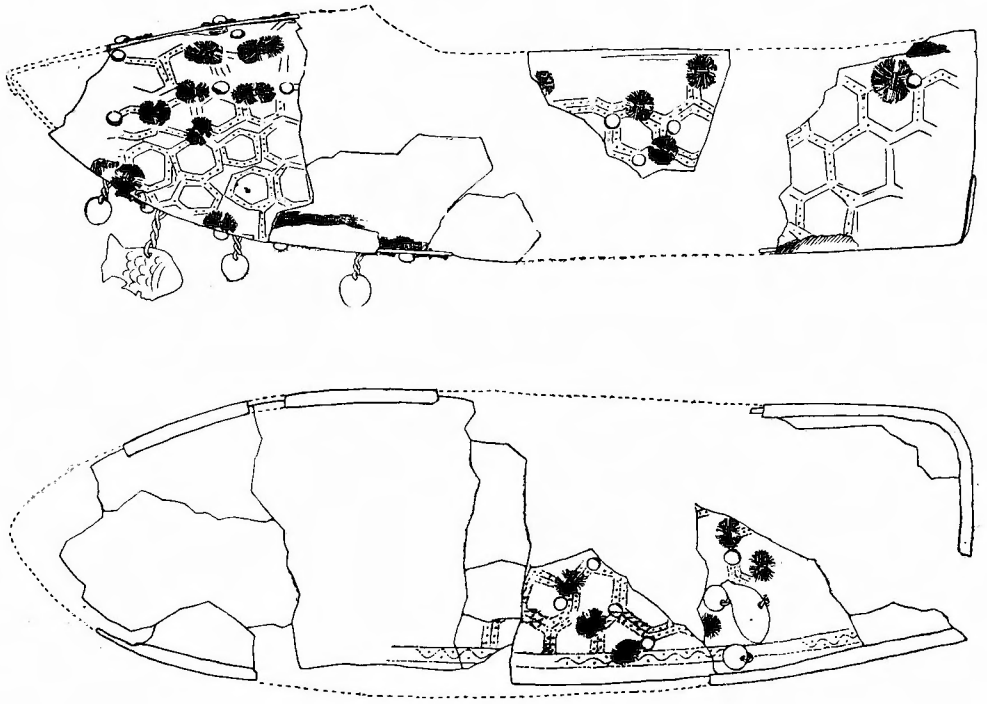
(7) 金・銅・製・雜・金・具 (圖版第_{二五三})。前述の半筒形金具に附着してゐる長方形の金具と略ぼ同形で、之を更に大きくした長さ四寸内外の遺品が別に三箇分程發見せられてゐる。瑠璃玉や菊綴りの外、點刻の模様、魚形飾りなどもあり、其の一は冠の中央三葉形立舉の下方に、横に附着したまゝ見出された。是は偶然の附着であるか、又た冠と如何なる關係の用途を有して居つたかを今日明にすることは出来ないが、其の發見の位置から見て冠か冠附近の飾具の一であつたことは疑ふことが出来ない様に思ふ。

(8) 銀・製・金・具。殘缺一箇 (圖版第_{二六二}) は殘存部僅に一寸五分位に過ぎないから、固より全形を詳にす

ることは出来ないが、徑三分の絡繩形をした薄い銀張りの環状のもの、殘缺であつたと思はれる。又た其の内部には桐材らしい木質で、銀の外皮と同様の絡繩形の彫刻が施されてゐるものがある。但し此の木片の方は、前者よりも稍々甚しい曲りを呈し、一端が尖つてゐるのは、本來の形を窺ふ點に於いて緊要な點と思はれる。

銀製の部分のみを見ると、釧の殘缺の如く見ゆ、其の大きさを復原しても、釧として丁度よい大きさになるが、木質部を見ると、先端の尖つた牙狀半月形のものであつたと想像する方が穩當である。然らば其の用途は何であつたかと云ふと、朝鮮慶州から出た類似の冠飾品から想像して、同じく冠の裝飾とも考へられないことはないが、何分殘片が餘りに小さいので、危険な推測を避ける方がよからう。

(9) 金・銅・製・沓・一足(圖版第一五)。是は初度の發掘の際には一箇は破損してゐたが、他の一箇は略ぼ形を存して居つたことで、當時の書類に其の略圖が描かれ、長さ一尺二寸と註記してゐる。此の善く殘つた方が取出されて、其後博物館の有に歸したのであるが、不幸にして運搬中細片に破れてしまつて、今は舊形を見る由もない。又た棺内に殘された一方は、破碎の程度も甚しく、失した部分もあるが、幸に破片が比較的大形なので之を上記の略圖と參照し、かねて朝鮮や日本(第八圖)の古墳から出た完形の遺品と比較して、大體其の形を復原し得たのは欣ばしい。先づ沓の側部は、金銅の薄板厚約五厘二枚若しくは四枚を打ち留めて作り、其の下縁を折り曲げて、其上に同質の底板を箆め込んだものと見ゆる。而して此の沓底の先端は著るしく上方に彎曲してゐる。長さは嚮に擧げた註記の一尺二寸に據り、幅は中央で三寸五分、高さ三寸許頗る大きいもの



(Fig. 8) 第八圖金銅沓圖

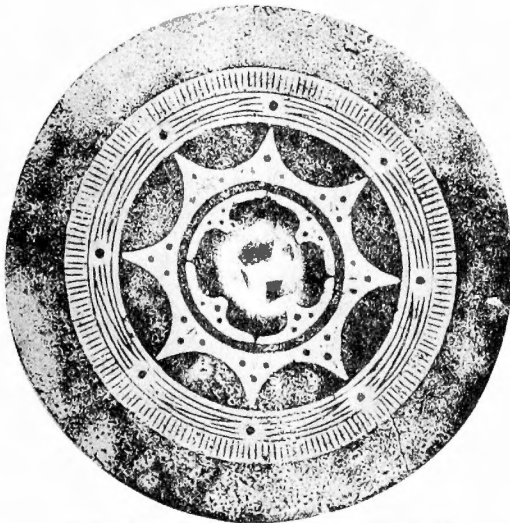
となる。扱て此の沓を組成する金銅板に
 は鑿打込みの點線彫刻を以て、不規則な
 龜甲形繋ぎの紋を現はしてゐることは、
 前に記した冠等の金具に於けると同様
 であり、其の表面に亘つて細い絹絲で作
 つた菊綴的の總飾と、瑠璃色の吹玉を飾
 られたこと、更に沓底の外面に針金を以
 て圓形の小瓔珞と、沈刻で鱗を現はした
 打抜き魚形を附着した跡の見られる
 ことも亦た全く同巧に出でゝゐる。沓底
 に斯の如き裝飾を垂下することの不思
 議な例は、朝鮮の梁山や昌寧に於ける類
 例によつて、學者の間に知られてゐるこ
 とであるが、其の垂下飾に魚形のあるこ
 とは、日本に於いては、周防國佐波郡桑山
 發見品に其の唯一例を發見する。是は原
 物が再び埋められて、今ま實見すること
 は出來ないから、本遺品は特に珍重に値

(Fig. 9)



本拓鏡見發墳古部本 圖九第

(Fig. 10)



本拓鏡見發墳古山新和大 圖十第

すると思ふ。なほ此の沓には其の内面に布を張つた跡のあることも注意す可きことであるが、是は沓の用法と埋葬の方式とを考へる上に参考となる資料である。

(10) 銅鏡 一面(圖版第一二)は破碎して十數片となり、且つ鈕と内區の大半を缺失してゐるのみならず、全體鏽化が甚しいので、紋様も甚だ不分明である。併し之を精しく視ると、鏡背は内行八弧を主紋とした所謂内行花紋鏡の種類に屬することが明かである。自餘の帶圈の配列は、鈕の周圍を繞つた突帶の遺片に公の字に似た紋様が見え、又た銘帶に當る處に八箇の圓座乳の間には、這種の鏡に普通の直線斜行紋が配列せられ、橢齒紋帶を経て濶い素縁に終つてゐる。⁽⁶⁾紋様の表現は一般に鈍くして鮮銳を缺き、手法は粗末のものであるのみならず、其の破碎面から窺はれる青銅質の點からなど併せ考へると、我が鏡作部の手に成つた仿製鏡と見る可きものかも知れない。此鏡の直徑約五寸二分、比較的厚手で、其の面に二三重に麻

布の密着してゐる跡が認められる。鏡面の反りは多少あるが、其程度は破碎の爲に之を明にすることが出来ない。

【註】(1)文學士辰馬悅藏君「我國先史原史兩時代玉類の考古的學

研究」(未刊行)參照。

(2)大正九年十一月、馬場小川兩君の發掘調査した慶尙南道

梁山北亭洞の一古墳の石室内に、遺骸の首から胸に亘つ

て銀の鎖と針金とで連結せられた玉飾りが珮用の原形の

儘に遺存してゐて、感興を惹いたことであつた。

(3)此の魚珮の附着した鏡は、濱寺山川七左衛門君の收藏に

係るもので、細線式獸帶鏡の式に屬し、近江國野洲郡三

上山下の發見と傳へられる。(梅仙居藏日本出土漢式鏡

圖集參照)魚珮は金銅製で長さ四寸五分六分と見ゆる。

(4)此の桑山發見品に就ては、古く天明年間に瀧鴻の考證あ

り、其の圖明治四年山口縣から神祇省への届書に附す。

考古學會雜誌第一編の第九號に、若林勝邦氏は其沓の圖

を載せて略解を試みられた。

(5)大和國北葛城郡新山古墳出土の同形鏡の拓本を參照の爲

に掲げる。(第十圖)

第四節 武器類

〔圖版第一七—第二〇、第二四〕

前節に述べた各種の裝飾品の外になほ石棺内にあつたものは武器類である。其内太刀、刀子の如きものは、勿論或る意味に於いては裝飾的の意義を有してゐるものであるが、外に實用的の利器として斧頭などが僅に散在して居つた。太刀、刀子の類には研究上特に注意す可きものが多く、嚮きの裝飾品の或る物と共に實に本古墳副葬品の最も重要な部分を構成してゐる。今

またに環頭太刀から順次記載を試みることにする。

(1)環頭金銅作太刀 一口(圖版第一七²) 總長三尺〇三分。製作は頗る精巧で、且つ柄頭鞘尻金具に至る

まで殆ど皆遺存してゐる。柄頭は楕圓形の太い鑲^{長徑一}寸^{九分}の内側に向ひ合つた雙龍の頭首を彫り

出し、環の外側には雙龍の體軀に當る部分を巧に紋様化して薄肉彫に現はしてゐる。次に環頭

に接した柄頭の縁には唐草化した雙龍の相交はてゐる處を押し出した金金具張の飾があり、同様の飾が柄の縁にも附けられ、此の兩縁の金飾りの中間二寸四分は、蛇腹の金條幅七厘を葛纏としてゐる。此種の押出紋は仁徳天皇陵發見と傳へられる同種の太刀(1)や朝鮮昌寧校洞古墳出土の環頭太刀をはじめ、肥後江田山城松尾などから發見された帶飾金具にも見る處のものである。次に足金物は今二の足の部分丈け残つて居る。是は丁度鉦から五寸七分の處にあるが、一の足は鉦に接近して附着して居つたらしい。此の二の足金物幅約七分は七箇の菊花モクゲ様の蓮華紋を押し出した金金具張りである。鞞尻金具長一寸七分五厘は游離して棺内に遺存せられて居つたが、銀製の板まきで、鐙に二本の釘留が打つてある普通の型式に屬する。断面は倒卵形を呈し、一端には蛇腹の金金具張りがある。以上は拵への大要であるが、さて刀身は關から長二尺一寸六分、最高幅一寸許、今ま五片に折斷せられてゐる。處々に鞞の木片が遺存して附着し、柄の一部には布の痕なども認められる。

(2) 鹿角製拵太刀 二口、(圖版第一二八) 棺内屍體の左右に置かれたもので、其のうち東南側(側左)のものは大きく、西北側(側右)のものは稍々小さい。(2)前者(2同)は柄頭の部分に少しく缺損のある外、殆ど全形を存して總長四尺一寸の非常に長大な刀である。柄は長さ六寸五分許、細い(經約四厘)緻密な縫り糸と見ゆるもので葛纏が施された上に、更にやゝ太い組紐十三條から成る二帶を、菱形狀に互ひ違に組んだ痕が残つてゐる。此の柄の縁には幅五分の鹿角製の裝具が加へられ、鞞口に篋められた同質の飾りと相對應してゐる。又た之と葛纏との間には稍々太い三條の組紐を巻いた痕があり、其の裏に長方形の小さい銅製金具が置かれ、中に絹布を合せた紐らしいものが僅

に残つてゐる。此の装置の詳細は今ま明かにすることが出来ないが、恐らく柄を鞘に定着せしむる爲めのものであろうか。又た柄頭にも梅原が昨年七月棺内で見つけた時には、鹿角製の装具が遺存してゐる様に記憶してゐるが、今ま全く其の痕が残つて居ないから、之を確めることが出来ないのは遺憾である。

次に鞘口にある鹿角装具は、長二寸餘幅
約一寸二分其の上には精巧な直弧紋の彫刻があり、同じ紋様を施した柄縁のそれと照應してゐる。鞘自身は恐らく三箇の木板を合せて作つたもので、断面倒卵形をなし、幅は本の部分で約二寸ある。木鞘の上は七重八重に絹布を纏ふて、全く責や足金具を見ない點は、曾て中山博士が紹介せられた筑前五島山發見の劔と相似て居る、⁽³⁾此等から拵の原始的な姿を窺ふことが出来る。鞘の中に收められた刀身は、鞘口からの長さ約三尺三寸、幅一寸八分、峰幅四分五厘の段平で、大體は直刀の制であるが、鋒先七八寸の間に二分内外の外反りのあるのは従來多く其の例を見ない處である。(附録圖版
第五十六)

右側の太刀(圖版第
一八一)は前者に比して長さも短かく、拵は相似てゐるが、また多少單簡である。⁽⁴⁾柄はたゞ葛纏をしたばかりで、縁の装具は木を以てしてゐる。柄頭の部分は今ま缺失してゐる。其の形は全く不明である。併し此の刀に於いては、鞘口に附けられた鹿角の装具は半ば以上其の位置に遺存して、恰も喰出鐔の如き形狀をなし、其上に刻せられた細密な且つ平面的な直弧紋を認められるのは、近く丸山源八君の報道せられた下野國湯津上村發見の遺品と並び稱す可き珍しいものであろう。⁽⁵⁾鞘の部分は前者程よくは残つて居ないが、矢張り木鞘の上を絹纏きしてある痕は明に認められる。又た刀身の鋒先に外反りのあることも、前者と全く同軌に

出で、ゐる。現存總長三尺三寸四分身は二尺七寸に近く、幅は本で一寸五分、峯幅三分六厘を數へる。(附録圖版第五)

(3) 鹿角柄刀子 八口(圖版第一九)。其のうち稍々大なる缺損のあるものを混じてゐるが、何れも柄

は鹿角で造られ、其中七口は略ぼ同一の造りである。今ま其の中最も保存の佳いものに就いて見るに、(圖版第一九)全長は四寸内外あつて、柄は全長の約三分の一を占め、鹿角柄の表面には紋様を

刻して朱を沈めてある。鞘は關の處で幅五分の二箇の木材を合せ、之を細い絲で表面を巻いて遊離を防ぎ、其の外には表毛のある鹿皮を一方に縫ひ合せた袋に入れてあるのは最も特殊な造りである。而して此の皮袋は其の柄の一部分をも被ふてゐることも注意す可き點であらう。

但し其の限 又た柄と鞘との間に何れも一分五厘乃至三分位の空隙が残つてゐることは、此の鐔と

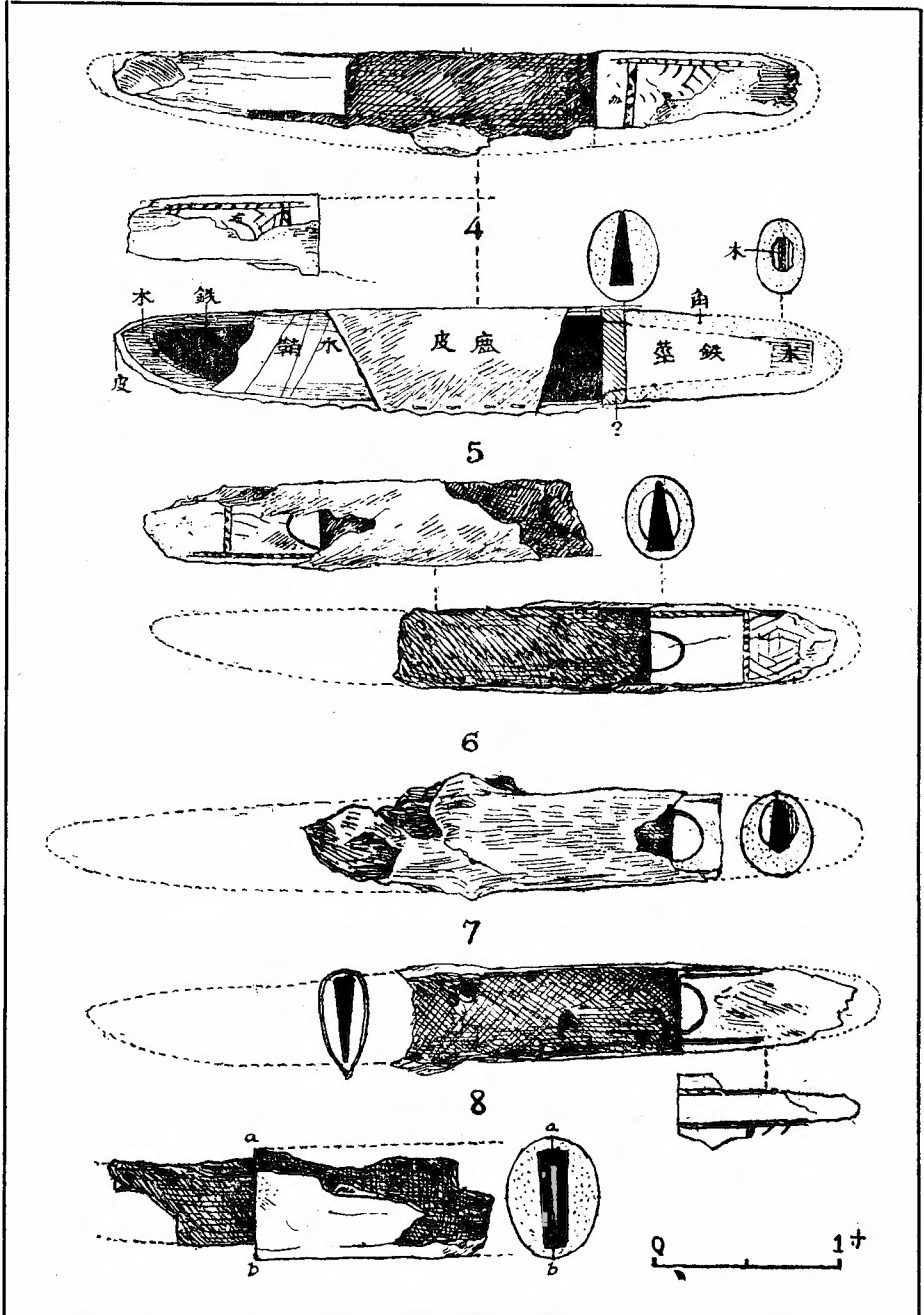
鍔の部分に當る處には、元と何等かの裝置が加へられてあつたのが、無くなり易い物質であつた爲め亡びてしまつたと見る可きであらうか、なほ考ふ可きである。なほ此の柄の著け方は、普

通は莖を直に挿入したのであるが、内一口(圖版第二〇)のみは、莖を一度木にて裹み、更に鹿角柄に挿

込んである。此は恐らく柄の孔が大に失した爲めに之を救ふ必要上の特殊の場合であつたと思はれる。(第十圖)

扱て此等刀子柄に於ける裝飾紋様の主要素は、矢張り所謂直弧紋であるが、其の適用には二種の方式がある。(卷首圖版及第十七圖)一は柄の側面に兩側同一紋樣を繰返す上下と縦に工字形の細い梯子狀の線帶を置き、

縁に近い方に半月形を稍々深く沈刻し、柄頭に近い區劃に、細密な直弧紋を平面的に表はしたものである。此の類は六口の多きを占めて居るが、他の一は縁から五分程離れて、不規則な直弧



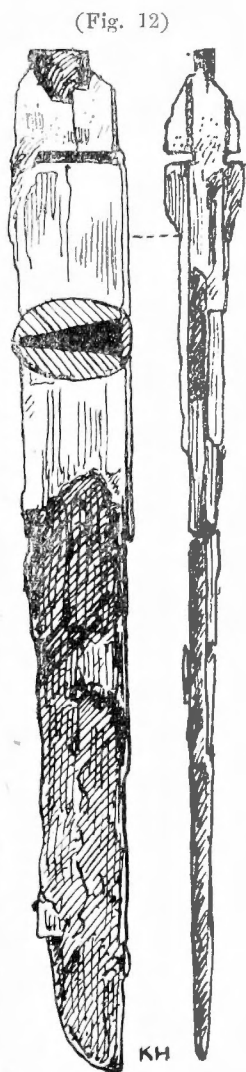
(Fig. 11) 圖部一子刀柄角鹿 圖一十第

紋的波紋を幾段にも重ねて沈刻したもので、半圓形の紋様を缺くものである。嚮に述べた拵の最もよく遺存する一口は即ち此の後者の方式に屬してゐる。柄頭の部分は凡て破損して、其の形状と紋様とを詳にすることが出来ないが恐らく唯ゞ圓くなつてゐたものと思はれる。

鹿角製柄の他の刀子一口(圖版第 三〇八)は缺失部が多く、前者の如く其の形制を究め難いが、角柄には何等の裝飾を附けず、身は細長いものであつたらしい。

刀子の柄に鹿角を用ゐるとは、早く南鮮の金石併用期の遺跡たる金海貝塚等に其の例のあるとは、我々の曾て論述した處であるが、日本に於ても貝塚から同様の遺品の發見がある(7)。常陸國稻敷郡木原古墳からは裝飾文様こそなければ、本古墳出土の刀子に酷似したものが發見せられて居り、(六圖) 平面的直弧紋の應用は朝鮮羅州から谷井文學士の發見品に其の好例を認めることが出来る。(附録圖版 第五³⁰) なほ此等に関して後章別に詳論するであらう。

(4) 鹿角柄短刀 一口(圖版第 一七一) 柄の大部分は喪はれ、身も二片に折れてゐるが、其の拵の部分は、全く前述の刀子を廓大したものと云へる。即柄は鹿角を以て作り、之に梯子狀の線帶を附し、恐らくは今喪失して

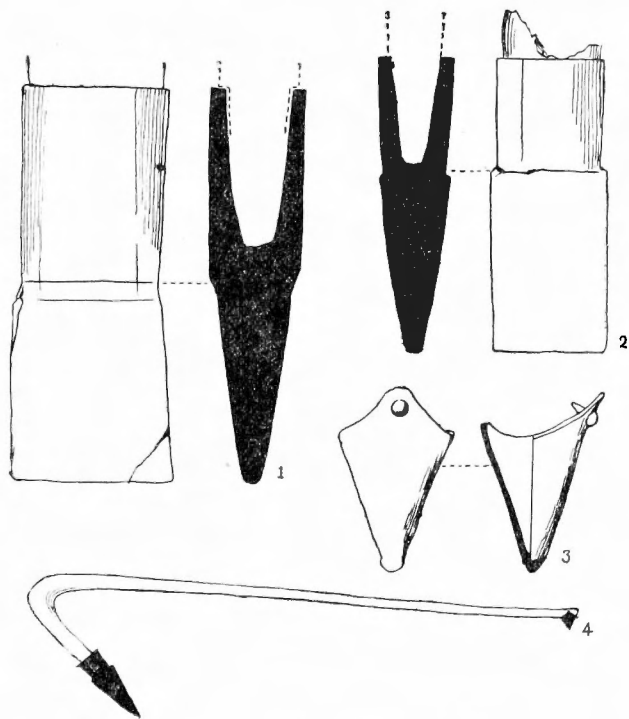


圖二十第 鹿角柄短刀圖

ゐる部分に、直弧紋を現はして居つたものと思はれる。鞘は三個の木材を合せ之を

絲で、以て巻き矢張りそれを革袋に収めたものであろう。鞘と柄との間には刀子の場合と同じ
 様に幅一分ばかりの空隙がある。刀身の總長八寸、幅七分。此の短刀は左側の太刀の柄部に近く
 並行して我々が見たものであるが、友岡氏の圖によれば、右側の太刀の側に元と置かれたもの
 と思はれる。なほ此刀とは別に丸味を帯びた鐵の腐鏽片に獸皮の附着したものが出てゐる。或
 は、本短刀の鞘尻の部分かも知れない。

(5) 短刀・殘缺・一口(圖版第 三四九) 現存莖の部分長二寸五分、断面長方形をなし、全部に木材が附着して



(Fig. 13)

圖突石及頭斧鐵 圖三十第

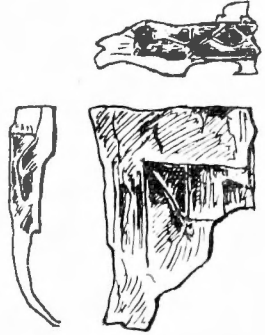
ゐる。身は僅に一寸許を残すのみで、刀身
 であるか否かも速断し難いが、利器の一
 であることだけは明かである。發見の部
 位不明。

(6) 鐵・斧・鐵・石・突 各二箇同上圖版 6, 7, 8、鐵斧は破
 碎してゐるが、本は挿込みの袋になつて、
 内に柄の木片が遺存してゐる。刃部は際
 立つて廣くはなつてない普通の式で、袋
 から身に移る關の側面に段があるのが
 特色と云ふ可きであらうか。一は長三寸
 四分、幅一寸四分。他は長二寸七分、幅
 約一寸。柄は鉞形 (calge) に屈曲したもの

と我々は考へ度い。(第十圖)

石突は共に長一寸六分位の圓錐形のもので薄い鐵で造つてある。上縁は二方を拋物線狀に削つて、一端の高い部位に一箇の鋸が外から斜に打つてある。これは内部に木質の遺存すると共に、石突なることを證するものであるが、該木材の木理が石突と直角に横になつてゐる點は、通常の石突とは違つて柄の側端に附けられたものとする外はない。本古墳には前記斧頭の(10)外に鎗身等の發見は無いから此の斧柄の端に附けられたものとするのが穩當であらう。(4)前圖(7)直・弧・紋・附・木・片。これは棺内發見の木質の斷片から拾ひ出したものであるが、如何なる物の破片であるか詳にするを得ない、併し其の注意を逸す可からざるものであると共に、其の裝飾は太刀の鹿角製裝具と一致してゐるから、或は刀裝具の一部かとも考へられるので、茲に附載する。是は今ま少しく中膨れのした扁平な小片で、最長部一寸位材は桐の如く、四面共に精巧なる直弧紋を刻して、上に黒漆を塗つてあつた様である。又た一部分には朱が附着してゐる。(第十圖)

(Fig. 14)



第十圖 直弧紋木片圖

【註】(1)以下左右の稱呼は凡て屍體其者を中心とする。

(2)本冊卷末附錄圖版第二參看。

(3)此刀出土の遺跡に就いては、醫學博士中山平次郎君の簡單な記述が「九州北部に於ける先史原史兩時代中間期の遺物に就いて」(考古學雜誌第八卷第三號)にあり、刀の拵に就いては、別に同博士「考古雜誌」(歴史地理、第三十一卷第三號)に「鞘無し鐵劍」と題して之を紹介し

てゐられる。

(4)屍體の左側に拵のより精巧な大刀を置き、右側に小さくて少々粗製のものを置いたのは、佩刀が本來左側にある可き處から來てゐるものと考へられる。

(5)丸山源八君「下野國湯津上村發掘鹿角製鐔」(考古學雜誌、第十三卷第十一號)參照。

(6)朝鮮總督府「大正九年度古蹟調査報告」第一冊、濱田、梅原

金海貝塚調査報告、第二章第二節参照。なほ平安南道の遺跡から故山田鈺次郎氏の蒐集した石器骨角器の中に同様の遺品がある。今ま總督府博物館の所蔵になつてゐる。

(7) 後藤守一氏の談に、伊勢桑名貝塚からも、同様の刀子が出てゐるこのことである。「三重縣名勝舊蹟天然紀念物調査報告」第三冊に、鈴木敏雄君の同貝塚の記載があるが、之には言及してない。なほ小松眞一君に依るに武藏下沼部貝塚からも直弧紋のあるもの、外、此の種の刀子柄が発見せられてゐると云ふ。

第五節 馬具類

〔圖版第二一—第二四、第一六〕

馬具類は石棺の外部東北方から出たもので、鞍轡鐙をはじめ杏葉雲珠をも遺存し、略ぼ其の種類を盡くしてゐるのみならず、其の多くが比較的形の整つたものであることは先づ注意に値することである。

(1) 金・銅・鞍・金具 (圖版第二一) 鞍は初度の發掘の際石室から發見せられ、當時既に破壊して居つたと云ふことであるが、今ま覆輪と鞍しほの座金物とが大部分遺存してゐるので、略ぼ鞍の全形を推測することが出来る。即ち前輪は馬挾の幅約一尺一寸高八寸あつて、覆輪は金銅から出來て半筒形幅六分徑九分に近いものである。後輪は之に對して馬挾の幅約一尺六寸高七寸五分許で、覆輪の幅も亦た前者より少しく廣い。之に附屬した鞍の座金具に當る部分は、鐵地金銅張で、周縁に同質の銜留を施し八字様を呈してゐる。中央には斜に環部の幅の廣い鞍手形の鐵製鉸具長一寸五分が附着してゐるので、此の部分の形制がよく分かる。前後兩輪は木質で、其上を革張りにしたか、或は木地

(8) 東京帝國大學人類學教室藏品。

(9) 朝鮮全羅南道羅州郡潘南面大安里の喪棺の一から見出されたもので、長一寸一分の柄に精密な直弧紋を刻し、朱を沈めた處、本古墳のそれと全然同一である。今ま總督府博物館に藏する。

(10) 鐵斧は之に眞直に柄を附けることは、實用に際して甚だ不適當である。幅は狭くても、鉞様に柄を附けたものが、各國に屢々見當るから、今ま試に鉞式に柄を附して見た。(Petrie's Tools & Weapons, London, 1917 参照)

の儘であつたものと見れ、今ま表には何等の殘物をも止めない。

從來我が邦上代の遺跡から發見せられた鞍は前後兩輪共に各一箇若しくは二箇の鞍を附するのを常とする様であるが、本遺品にあつては、鞍に代ふるに、鉸具を以てし、而かもそれが後輪のみに限られてゐる點は寧ろ例外であつて、其の制は寧ろ近頃資料の續出する南朝鮮の遺物に一致點を見出すのであり、又た我が正倉院の鞍にも同種(1)のものを發見することは、其の年代や系統を考へる上に一の示唆を與へるものである。本鞍に於いては固より居木間の長さを徴す可き術はないが、前後兩端の大きさや形制相若く朝鮮慶尙南道梁山古墳出土の遺物に對する小川敬吉君の調査から推すと、一尺一寸位であつたかと推測せられる。

(2) 鐵・製・鐙。一箇(圖版第 二四一)。現存のものは殘缺一箇のみであるが、其の輪鐙の系統に屬することは明かである。後世の鉸具頭に當る部分は長二寸五分、幅八分 五厘鐵板四枚を合せて木心を卷いたものである。其の上部力革通しの孔は長方形を呈してゐる。鐙としては普通の形であるが、其の造構は頑丈な部類に入る可きであらう。

(3) 鐵・轡。一箇(圖版第 二三一)。破損はあるが、銜はな引手鏡板の各部を存し、略ぼ完形を窺ふことが出来る。大體我が上代古墳出土のそれに最も多い式に屬してゐる。即ち鏡板は鐵地金銅張りの楕圓形で、長徑三寸八分 短徑三寸内に簡單な十字様の突帯を加へ、之と周圍の凸縁とに卵形に近い銀張りの銜を打つて裝飾としてゐる。引手は長六寸、其の端に更に太い鐵棒を曲げて作つたかと思はれる瓢箪形に似たもので、鐙にも似た小鐵具長二寸 三分を附けた處はやゝ異例と云ふ可きであらう。銜は折れてゐるが、中央に於いて連絡した二片から出來てゐたものに違ひない。

(4) 杏葉

六箇(圖版第 三三)

大體の形は上述の轡の鏡板に類し、鍔地金銅張り

りの楕圓形である。横徑三寸五分、

縦二寸八分、周圍に凸縁を設け、内

に上端から單簡な三葉形

の飾りを出し、此等を凡て

銀張りの鍔留としてゐる。

今こそ錆び果て、見るか

げもないが、製作當時には

金銀の色相交つて燦然た

るものがあつたと想像せ

られる。又た杏葉の上端に

は方形の突起があり穿孔

を存することは通例に見

る處の如くであるが、本遺

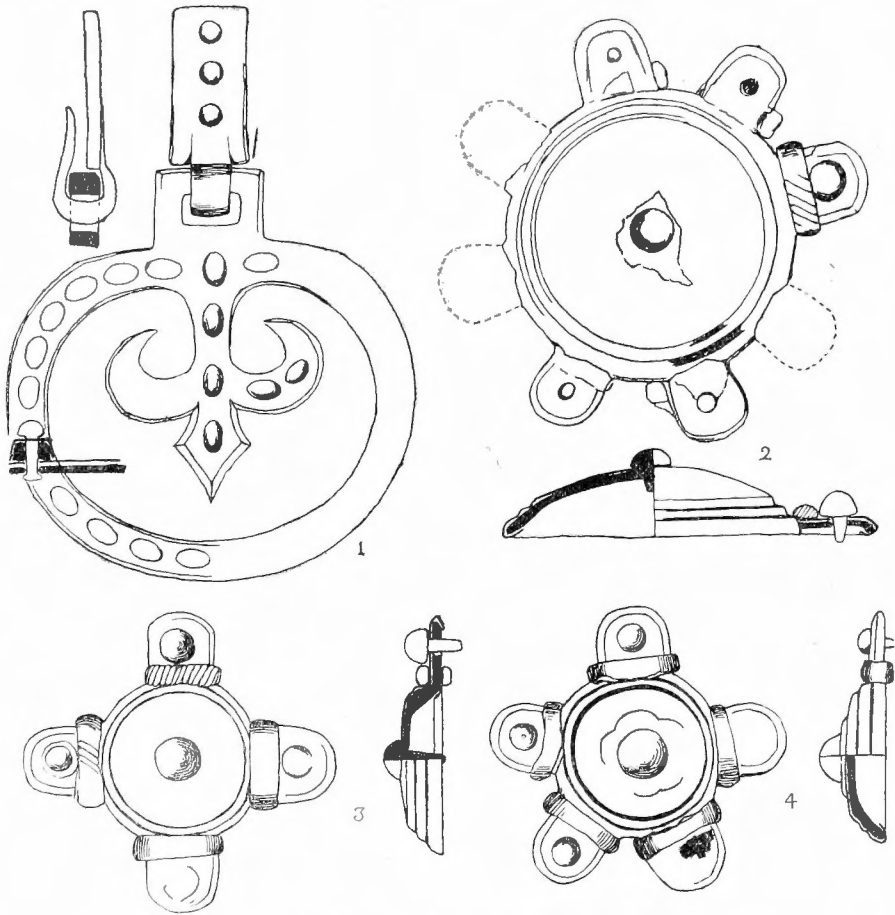
品には革帶の一端から出

て此の孔に懸けた金具の

遺存してゐるものが多い。

此の革先きの金具の多く

は長方形 長一寸三分、幅六分餘、



(Fig. 15) 圖葉杏及珠雲 圖五十第

鍵手を附けたものであるが、内一箇(同上)のみは横に長く、鍵手は中央にある。今ま此の金具の裏面を見ると、一種の稜松様の紋の痕が認められ、本來帶革に其の紋様を表はしてあつたのが推測せられて興味がある。

(5) 雲珠 六箇(圖版第 三三下)。是れ亦た鐵地金銅張りで、甚しく鏽化してゐる爲め、殆ど完形を見ることが出来ない位であるが、圓形の低い座の周圍に所謂足を附けた式である。其の大きさと形とから



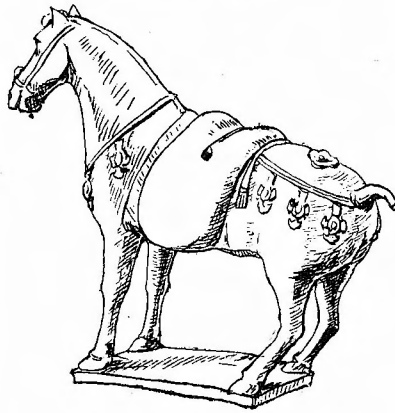
(Fig. 16) 圖馬騎畫壁塚雙岡龍鮮朝 圖六十第

更に之を三種に區別することが出来る。第一は特に大形の一箇で、徑二寸五分 高八分座は三段をなし、足は八箇各長約六分ある。中央に銀張りの笠鉾と、同質の繩形金具を本もとに巻いて、此の兩者によつて雲珠が革帶へ密着する様になつてゐる。其の大きさなどから考へて、尻繫しりがひの交叉點の飾と見る可きであらう。(4) 同第二第三は遙に小形で、徑各一寸 四分五厘前者には足が五箇後者には四箇十字形に突出してゐる。内第三の者は四箇あつて、内一箇は完形に近く、一箇には鉞座の一に長方形の金具長一寸 八分が鉞留になつた儘遺存するのが認められる。而かも此の金具が前に述べた杏葉に殘つてゐるものと同一である處から、杏葉が雲珠の附着せられ

た部位から垂下せられた本來の着裝狀態が推測せられるのは面白い。

さて杏葉雲珠其他馬具の類がどんな風に馬體に着けられたかは、埴輪の馬や、北九州にある石馬などから略ぼ之を明にすることが出来るし、奈良朝に於けるものは、正倉院に遺存する馬具によつて之を如實に知り得ることは今更云ふ迄もなく、前記各六箇の杏葉は胸繫と尻繫とに雲珠は尻繫と面繫とに各分装せられたものと思はれる。馬は日本に於いて石器時代から存

(Fig. 17)



圖馬土彩三器明代唐 圖七十第

在して居つたことは其の遺骨の發見によつて證せられるが、其の乗馬に使用するものは、矢張り韓半島から輸入せられたのであり、馬具も其の系統は全然支那漢六朝から朝鮮に傳はつたものが、我邦へも輸入せられたものであろう。従つて其の朝鮮の同時代のものと酷似して我邦固有の馬装と思はれるもの、認められないのは恠しむを要しない。なほ東亞に於ける騎馬のことは支那に於ける北方民族とも非常な關係があり、研究に値する問題であつて我々は之を

後日に期する。又た此等馬具の類が鐵地の上に金銅張りになつてゐることは、當時鐵よりも銅が稀少であつたから、全體を銅地にするよりも、製作上困難な鐵地を選んだものであろうとゴーランド氏が云つてゐるのは傾聽す可き議論である。(6)

(6) 銅・鈴・三箇(圖版第 一六四)。内完形を存するものは博物館に收藏せられる一箇のみで、他は或は口邊が缺け、或は鈎手を失つてゐる。此の鈎手の無いものは少しく小形であるが、他の二箇は同大で

ある。徑一寸一分、何れも表面には何等の裝飾もない單純な丸鈴であつて、下半部には口が裂けて居り、幅一分五厘位内に石丸が入れてある。此の鈴が上部に孔のある鈎手によつて、他の物に垂下せられて居つたことは云ふ迄もなく、内一箇には紐の當つた部分が著しく磨滅してゐるのが認められる。鈴の類が馬具に附屬してゐたものゝ多いことは、埴輪の馬がそれを示してゐる。それで本品も恐らく馬具の附屬品と思はれるが、たゞ其の鏽の具合殊に一部に朱の附着してゐることは、棺の内部に存在して居つたものなることを推測せしめる。固より馬具の一部の代表として、小形の鈴を棺内に收めたとも見られないが、或は脚結の鈴であるまいかと云ふ説も生ずる。併し我々はそれにしても大形で重きに過ぎると思ふから、その所在はいづれにしても、寧ろ馬鈴と見る方に賛成し度い。

(7) 雜品。以上の外棺外發見品として、馬具の内に混在して居つたものに、游離鐵製鉸具三箇、鐵地銅張金具殘缺三片、鐵棒形斷片二箇、鐵製環一箇とを認める。鉸具の一長一寸二分は其の製作から鞍の座にあるものと同様の場處に用ゐられたものらしく、他の二長一寸七分、余は幅の狭い處から杏葉又は鐙の革帶に着けられたものと考へられる。(圖版第二 四の四五)鐵地薄板金具は元と其の一端圓形で、他端方形であつたらしく、圓形の端に近く笠鋌が殘つてゐる。裏には絹布の類が附着してゐるから何等かの飾りであつたと考へられる。(同上)此等の諸品は馬具とは定め難いが、その發見場處の縁から茲に附記することにした。

【註】(1) 南朝鮮古墳發見の此種鞍の最顯著なものは、大正九年十一月馬場是一郎、小川敬吉兩氏の發掘調査した慶尙南道

梁山北亭洞のそれである。是は從來發見品中最も完美した例と云ふ可く、其他同八年谷井氏調査の同道昌寧校

洞、同十年慶州路西里金冠塚で發見せられたものも擧ぐ可きであらう。

(2)「考古圖集」(第廿一集)正倉院御物號所載の圖及後藤守一君解説參照。但し同君は其の前輪に座金物のないのを以て、唐代の風を遺したものと云つてゐられる。唐代に至つて或は凡て此の風になつたかも知れないが、以前に其の例あることは日本古墳の例等が之を證明する。但し是は胸繫の飾りが無いと云ふのではなく、鞍に附着せずして施されたこと唐代の土馬に於ける様なものであつたと思はれる。

(3)馬具の着裝状態を見る可き埴輪の好例は、武藏國北埼玉郡上中條村、同大里郡本島村、上野國佐波郡赤堀村、同郡剛志村(以上東京帝室博物館藏「埴輪圖集」參照)、相模國鎌倉郡求女塚(本學藏)等を擧ぐ可く、石人では筑後福

島町の公園及正福寺所在のもの(柴田常惠君「筑後石人寫眞集」を參照せよ。

(4)朝鮮平安南道龍岡郡池雲面の雙楹塚壁畫中にある騎馬像等また馬具着裝の状態を窺はしめ、其の我邦發見のものとの親縁を明示してゐる。(朝鮮古蹟圖譜、第二)

(5)支那古代の馬具に關しては、漢代の畫像石に見わたるものを始とし、六朝のものでは例へば北魏正光六年佛像臺座に現はされた馬 (Chavannes; Mission archéologique en Chine. Pl. CCLXXXV) 等の類がある。又た Lanfer; Chinese Clay Figures. (Chicago, 1914) 中の Horse Armor & Clay Figures of Horses 〇章、Roger Fry; Animals in Chinese Art. (London, 1923) 等參照。

(9) Gowland; The Dolmens and Burial-mounds in Japan. (Archaeologia. Vol. 55, Part 2) p. 400.

第一部 論 證 篇

第四章 古墳の外形及石室石棺

第一節 古墳外形の復原

〔圖版第二〕

稻荷山古墳の現状は已に第一章の初めに述べた通り、直径三十尺、高五六尺の低い圓塚の様に見ゆるが、明治三十五年最初の發掘の頃には、更に北方に延びて、現今芝地になつてゐる處をも被ふた約二倍大の塚であつたことは、當時の測圖(圖第三)と村民の記憶とによつて明かである。併しこれが果して築造當時の古墳の全形であらうか。

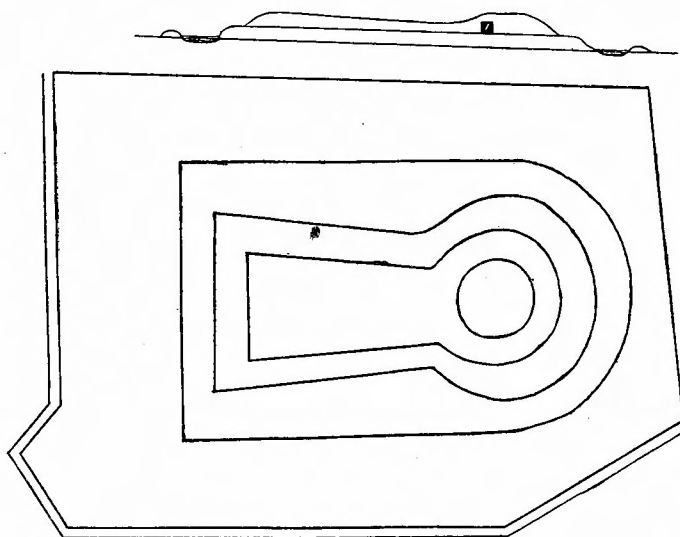
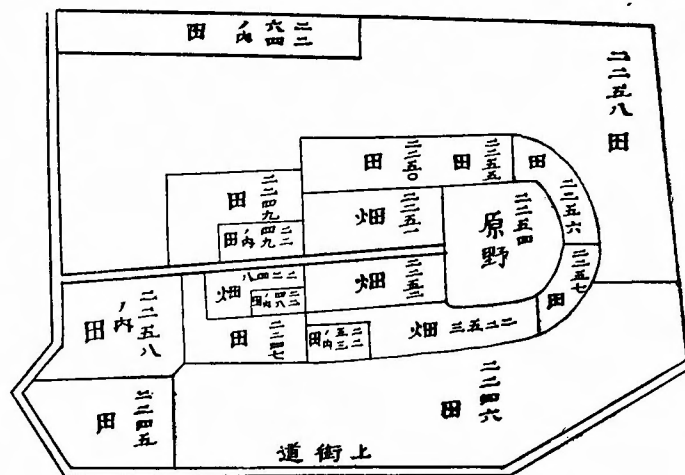
古墳封土の大小は必しも内包の石室石棺の大小、更には其の副葬品の貧富とは比例しないが、本古墳に於けるが如き大なる石棺を藏し、これを保藏する石室が現今の如き小さい封土、若しくは明治三十五年頃に於ける封土のうち存在したと考へるよりは、更に大きな封土を豫想する方が穩當である。

又た現在古墳所在地の四周の地形を注意して觀察すると、東方殊に南方には地形が古墳と接續して附近の田面よりは一尺許高い畑地が存在してゐる。又た東方は今ま地形が不規則になつてゐるが、西方は恰も前方後圓墳の一側に於けるが如き曲線を呈してゐることが注意せられる。我々は此の觀察から出發して、村役場に藏する精細なる地籍圖(第十圖)を借覽するに及んで、其の田畑の區劃と、開墾の順序とを或程度まで示した田畑の番號とは、正に此の古墳が南方

を前とする前方後圓墳であつたことを證據立てるものであることを知ることが出來た。此の地籍圖は三尾里に通ずる上街道の改修前又たそれと小學校とを連絡する道路の敷設以前のものに屬するが、今ま古墳の東北方直方形になつてゐる畑地は、なほ明に弧線を描いて、後圓部の輪廓を示してゐる。(七二五)古墳の西北方にも亦た前者と對照して同様の弧線を劃してゐる田があつた。(六二五)併し以上の小區劃は今や附近の田に併吞せられて何等の境界を残してゐない。(圖版第二)此等は開墾の際封土を平夷して若干面積を増大してゐるであろうが、大體に於いて古墳丘の初段を構成して居つた部分を示してゐるものと見る可きであらう。

次に古墳の南方現在の畑地の部分(三二五、及)は、固より前方丘をなして居つた處であり、其の左右の田畑(三二五〇、三二五五)の一部分も、之に屬して居つたことは疑ふを要しないが、さて更に其の南方の田畑(七二四八、七二四九、七二五〇)は果して何の邊までを前方丘に包括せしむ可きであらうか。開墾の爲め平夷せられたる土地は地ならしをせられて、封土の境界以外に擴張せられるのみならず、前方部後圓部に對する長さの比例は、古墳の時代等によつて必しも一でないから、我々は此の部分に於ける當初の長さを決定するに多少の困難を感ずる。そこで此の稻荷山古墳の發見物と同様の金銅製冠や沓金製耳飾を出だし、其の時代の上に於いて最も相近いものと認められる肥後江田の古墳を假りに、其の比例の標準とする⁽¹⁾と、南北の全長約二十五間となり、南方畑地の大部分を包括することゝなる。

前方部の前面の濶さは固より前述南方畑地の全幅以内に求む可きであり、江田の古墳に近似の時代と想定すれば、更にそれよりも以前の前方後圓墳に普通見るが如き、前方面の幅の後



(Fig. 18) 圖原復墳古及圖籍地地在所墳古村尾水 圖八十第

確かな證據を擧げることには出来ないが、普通の例から見て又た此の低濕なる湖岸の平地に於ける本古墳に於いて、其の存在を肯定する方が穩當であるのみならず、かの地籍圖上に示された元の上街道が、古墳の南方から一直線に北へつけられず、東へ曲り、常に若干の距離を取つて北上し、後圓部の邊から更に西に傾いてゐることは、古く此の處に壕の如き障害物のあつたことを暗示するものがある様に思ふ。

圓部の直徑よりも大なるものとは見ることが出来ない。又た此の古墳の周圍に壕が繞らされて居つたか否かの問題は、之に當る可き部分の地面の發掘を試みる機會がなかつたから、

以上我々の觀察と推論とが大なる誤りのないものとすれば、此の古墳の封土の復原圖は第十八圖の下圖を以て示した如くなる。即ち稻荷山古墳は築造當時に於いて南北約二十五六間、後圓丘の幅凡そ十二間、前方丘の幅之と相若く、前方後圓墳であつて、周圍に壕を繞らした中等大の此種形式の古墳を再現するであらう。而して其の大きさも偶然江田古墳と相似たものとなるのは面白い。さて其の高さはどうであつたかと云ふと、石室の天井石上更に三尺位の封土の厚さを想像し、石室の底面が第二段丘の上にあつたとすれば、第二段丘の高さ約十尺を得可く、石室の底面が現今四圍の田地から二尺の上にあるが、鴨川の沖積によつて埋められた高さを假に約二尺と想定して之を加ふれば、(第一章第一節)初段は高さ約四尺となり、後圓丘の總高約十四五尺と計算することが出来る。而して前方部は江田其他同時期の古墳から考へて、之よりも三四尺低いものとするのが適當であらう。

【註】(1)梅原「肥後江田船山古墳調査報告」(熊本縣史蹟調査報告

第一冊)参照。なほ本冊第六章第一節を見よ。

(2)他の前方後圓古墳の段を有してあるもの、初段の高さから想定した。

第二節 石室と石棺

〔圖版第三〕

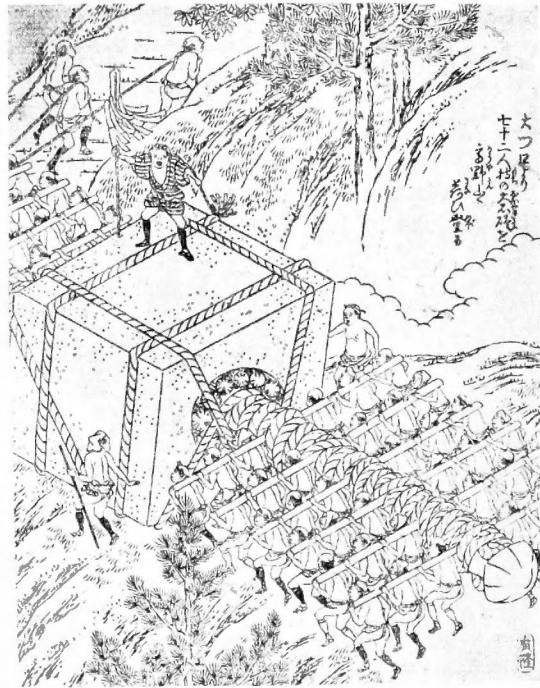
本古墳の石室は嚮きに記述した様に、其の構造は粗雜、規模は狹少であつて、東南方に口を開いた横穴的のものではあるが、之をかの巨大な石材を以て堅固に造られた充分發達した石室 (corridor chamber) に比較すれば、其の趣が稍々違つたものがある。而して寧ろ斯の如き石室に發達しない前の石室、即ち石棺を單に保護する爲に造られたかの如き所謂堅穴式石室に似通つ

たものがある。それで一言にして要すれば、是は横穴式石室ではあるが、未だ堅穴式の趣を具へた中間的のもの、時間的に言はば兩者の過渡期のものと見ることが出来る。

本來我が古墳の發達期に於いて、宏大なる封土を有する塚は、其の頂きに單一の石棺若しくは他の装置を以て遺骸を藏したものが普通であつて、恰も埃及の「ピラミッド」と同様原則として一人を葬る爲の設備であつた。然るに石棺の周圍に之を保護する爲に所謂堅穴式石室が現はれ、また別に發達した完全な横穴式石室となつては、原則としてではなくとも、經濟的の意義と其者自身の好適なる設備とは、次第に一種の家族墓 (Family tomb) に役立つことゝなつたらしい。⁽¹⁾併し我が稻荷山古墳に於ける石室の如きは、到底家族墓として他の石棺を包藏し得可き空間を有しないものであつて、純粹の個人墓 (Individual tomb) である。又た横穴式の大石室に在つては、第二次以後の埋葬に於ては必然的に、初次の埋葬に於ても、石室が完成せられた後、石棺を之に搬入することが出来る。併し本古墳の石室の如きは、それが不可能ではなくとも、甚だ不便であつて、恐らく石棺を封土の第二段の平面に装置して後、石室の壁を築成したものと見るが穩當であろう。即ち此點に於いても、なほ古い堅穴式石室の場合に於ける精神を襲つてゐるものと見られる。而して此等の建築的特徴は、遺物の性質と相俟つて、本古墳の時代を推考するに役立つのである。

石室の入口は封土後圓丘第二段の底面に於いて、東南に開いてゐる。即ち古墳の長軸に對して約四十五度の角をなしてゐる。斯の如きは前方後圓墳に於いて最も屢々見られる處であつて、それが何故に長軸に向つて直角をなし、或は之と並行しないか、何故に一見無秩序の方向を

取つてゐるか。是は當時石室の方向に對する何等の拘束的慣習が無かつたものとして解す可
 きか。將た此の任意的方向それ自身が或る方位に關する束縛を受けて居るものと解す可きか。
 我々は之に關して未だ深く究むる所がない。圓墳に於いて其の大多數は南方に石室の口を開



(Fig. 19) 圖搬運石巨へ山野高 圖九十第

いて居り、前方後圓墳に於いて豎穴式石
 室(及單なる石棺)が塚の長軸に對して並
 行者しくは直角をなしてゐることは、最
 も自然的の方向である。併し前方後圓墳
 に横口式石室を營む場合は長軸に並行
 することは、たゞ圓墳の背面に開口する
 場合の外不可能である。而して是は特殊
 の例がないではないが、前方部を正面と
 したものとすれば甚しき不自然を生ず
 るので、長軸に並行す可き方向に尤も近
 いものとして、前後兩丘のクビレ部に近

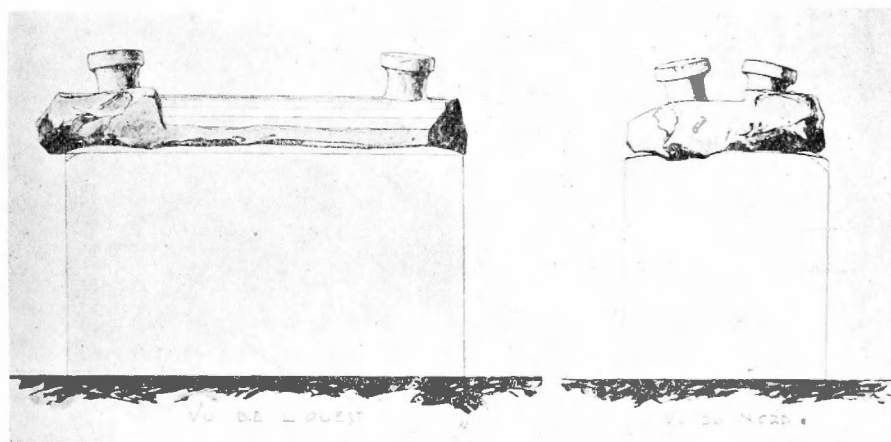
い處に口を開いたものでは無かろうか。是は我々の一の想像説に過ぎない。(2)

次に石棺に就いて考察しよう。石棺は已に述べた如く凝灰岩で作つた屋根型棺蓋を頂いた
 刳抜石棺である。此の形式の棺蓋は組合石棺に於いても存在するが、刳抜石棺としては、割竹形
 舟形などと稱せらるゝものよりは後出の形式であるのみならず、横口石室の内部に置かれた

ものが普通である點から見ても其年代の新らしいものであることが推測せられる。(第六章第一節參照)
屋根形の石棺の蓋は所謂長持形石棺に於ける蒲鉾形のものから發達したもので、石棺を横口式石室内に收めて、其の外觀が人目に觸れる機會が多くなつたことも一因をなして、修飾的の動機から起つたものと云へるかも知れない。孰れにせよ斯る石棺は凝灰岩の如き工作に容易なる材料によつて盛に石作部の手に成つたものであろう。(3)

併し此の稻荷山古墳の石棺は已に造り上がつた石棺を此の場所に持つて來たのでは無く、て石材を此處で加工したものであることは石室の壁の中に此の地方産の花崗石の外に、石棺の殘材たる凝灰岩の石片が混せられてゐるのを見て想像することが出来る。然らば此の石棺の蓋身兩部を作る可き大きな凝灰岩は何處から運搬して來たものであろうか。琵琶湖西の地は固より、近江には此の石材を産出しない。専門家の説により最も近い地方に之を求むれば、先づ越前地方であらう。北陸地方から斯の如き大石材、棺身を切出す可き石材を約八百乃至千貫即ち三四噸と計算す⁽⁴⁾を山越しに陸路を運搬したことは蓋し非常の勞力であつたに違いない。湖岸に近く達してからは恐らく海津邊^{うみづ}から之を船に積むで水尾附近に持來されたと想像せられる。(5)

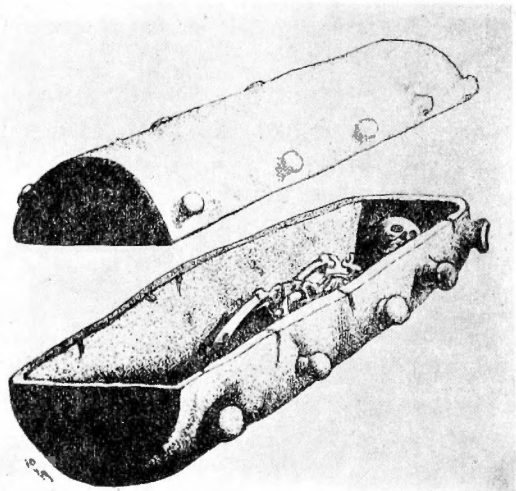
又た斯の如き運搬の大仕事は、人が死んで葬儀を行はんとするが如き急速の間に合ふ可きものではないのみならず、石棺内に木棺を容れることが出来ない様な我々の石棺の場合に於いて、而かも屍體が正しい位置に置かれたとすれば、殯葬の長い時間を考へ、又た洗骨葬の如きものであつたとも考へられない。此の場合に於いては豫め生前石棺を用意して置いたものと



(Fig. 20) 圖棺石塚下地スロブピ國ヤリシ 圖十二第

解釋するのが寧ろ穩當であらう。已に仁徳天皇の如きは百舌耳原に壽陵を營まれたこと、或は筑紫の磐井が生前其の墓を盛に作つたことが史傳に残つて居り、石棺の如きは生前に作つて置いて、或は之を以て一の誇としたことは有力者の間にはあつたこと、想像し得る。(6)此の古墳の石棺も恐らくは生前少くとも其の棺材を北陸から取り寄せ置き、或は已に之を造り上げて、封土の上に据付けて置いたものと考へてもよからう。此の場合に重い石材を高處に運搬するには、長い前方部の一部を斜面にして之を利用したこともあつたであらう。(7)

さて本古墳に葬られた人の葬儀が行はれた際、莊嚴な行列を以て其の死體は輿に昇がれて此の墳丘に運ばれたであらうが、先づ是より先き石棺の蓋を垂直に吊し上げて置かなければならない。此の石棺の如く特に蓋身の接合部が印籠抉りになつてゐる場合に蓋を横から滑り込ますことは不可能である。重い棺蓋を吊し上げるには、即ち蓋の四方に附いてゐる太い丈夫な突起が其の繩掛けに役立つことは云ふ迄もない。(8)棺上に足場を作り、恐ら



(Fig. 21) 圖棺陶見發マール太伊 圖一廿第

て又た恐らくは湖岸に出でて御禊を行つたこと、想はれる。我々は此の古墳から再び石棺を曝露し、其の重い蓋を開いた時、斯の如き想像を描くことを禁じ得なかつた。

【註(1)】是には勿論例外がある。前方後圓墳に二箇以上の石室を設けて、一個人以上を葬つたこと、山城太秦古墳の如きもの(濱田「山城に於ける原史時代の遺跡」、東京人類學會雜誌第二〇〇號及「京都府史蹟勝地調査會報告」第三冊)もある。併し横口式石室の家族墓として役立つ類著なる例は河内磯長の聖德太子の御墓(梅原「河内磯長の聖德太子の御廟」(聖德太子論叢)である。

くは滑車をも利用して徐々に之を吊り上げた後、死者は其の黄泉の旅路に必要と認められた品物、生前愛用して居つた金色燦爛たる冠沓其他の珮を身に着け、刀劔を横たへ、あらゆる莊嚴を以て棺内に容れられた。而して徐々と棺蓋が下ろされて、再び亡き人の面影を長しへに見ることが出来なくなつた時、其の傍に侍して居た親戚故舊は涙を新にして聲を放つたことであろう。石室の天井石を被ひ、或は御須屋の如きものを其上に設けて、之に心からの供物を具へた後、死者を淋しい奥津城に——發掘の鍬が其の永遠の眠を覺ますに至るまで——残して、家路に向つたことであらう。而し

(2) 大和石上大塚、全八分山古墳の如く、後圓丘の眞背に開口した石室もあるが、(「大和丹波市北部の古墳に就て」人類學雜誌第三三卷、第二號)是は地形上から來た特殊の場合であらう。

(3) 高橋健自君「古墳と上代文化」第四章參照。

(4) 此の棺材の重量は該石棺に使用せられた凝灰岩の破片を本とし、其の一立方尺の重量約十貫を基礎として計算し

た。我が古墳石室用材の重量を見積つたものは、ゴードが大和明法寺古墳の最大石長二十尺幅十二尺厚七尺のものを約八十噸としたのである。(Gowland, op. cit. p. 465)

(5) 古代に於ける巨石運搬法は人力を聚積することによつて多く行はれたのであらうが、又た斜面の利用テコの理法を應用したことも多かつたと思はれる。此等に關しては (Hoisy: Histoire de l'archéologie, Tom. I (Paris, 1899), Crowland: Recent Excavation at Stonehenge, (Archaeologia, Vol. 58, Part I) 等を見よ。殊に後者は日本に殘つてゐた原始的方法まで參考してゐる。今ま興味の爲め氏の引用した「大門口より七十二人持の巨石塔を高野山へ荷ひ登る」圖を茲に轉載する。(第十九圖)

(6) 「魏志」倭人傳に「其死有棺無槨、封土作冢、始死、停喪十餘日、當時不食、肉衣主哭泣、他人就歌舞飲酒、已葬舉家詣水中、澡浴、以如練沐」云々ある。此の記事は必ずしも一々信用し難いが、假に「停喪十餘日」とあるを據とする。(那珂通世遺書第三二六頁參照)

第三節 遺物副葬の状態

〔圖版第七〕

(7) 前方後圓墳の後圓丘の上に石棺を運んだり、第二段目に石室を作つたりした時に、其の前方部に長い斜面を作つて之に利用したことは最も有り得可きことである。埃及のオペリスク其他の巨石運搬には常に此の方法が採用せられたらしい。(前註參照)

(8) 石棺の蓋に突起を附して運搬に便宜にしたことは自然に各國に於いて發生したことである。其の好例は近頃發見せられたシリヤのピブロスに於ける地下墳内の石棺を擧げることが出来る。之には突起が垂直に附けられた點丈けが日本のと違つてゐるが、他の點は非常に能く似てゐる。(Virellaud: Decouverte a Byblos d'un hypogée de la 12e dynastie égyptienne. Syria, III, No. 4) 又た陶棺に於ける類似の例は伊太利羅馬發見のものに在る。(Montelius: La civilization primitive en Italie. Stockholm, 1904, Pl. 360) 參考の爲め此の二圖を掲げる。又た組合石棺の壘石や石室の天井石などにも突起の造出されたものが我國にも往々發見せられる。(第廿、第廿一圖)

(9) 前註(5)「魏志」倭人傳中の記事參照。

稻荷山古墳の石棺内に於ける遺物副葬の状態の概略は已に發掘のことを叙した際に之を述べたのであるが之に關する知識の源泉は二つある。一は我々が第二回第三回の發掘の際に見た處の事實で、(圖版第七) 他は第一回發掘の時に友岡氏が實見に本いて作られた略圖(圖第二)である。而かも此の兩者の間には相一致してゐる點と齟齬してゐる點とがあるのは、如何に解釋す

可きであらうか。友岡氏の略圖は單簡ではあるが、最も誠實なる記録として、而かも最初の状態を語るものとして、其の告ぐる所は頗る權威のあるものである。之と我々の観察とを如何にして妥協せしむ可きか。我々は遺物其れ自身の研究と他の古墳に於ける比較とによつて、之を考定しなければならぬ。

先づ最初に我々は友岡氏の略圖と、我々の観察との一致してゐるものに關して述べよう。此の點に關して金・銅・製・冠・と沓とは、石棺の兩端にあつて、東南に面する一端が冠の存在した處、即ち屍體の頭部が枕して居つた處であり、其の反對の西北端は沓の所在地點として、足部に當ることは、兩者全く相一致してゐる。次に兩側に置かれた太刀に於いても、何等不一致を認めない。たゞ棺の中央に近く柄を右上にして横へられたとある環・頭・太・刀に就いては、最初の發見の際取出されたから、我々は友岡氏の圖に據る外は無く、此の顯著なる遺物に對して、大なる觀察の誤があつたとも思はれない。又た珠・玉・類の位置は冠の附近にあつて、我々の新に發見した殘餘の珠玉の所在とも一致して居る。

兩者の觀察の最も著しい相違は、棺内遺物の位置から云へば、中央部と頭部とに當る處のもので、其の種類から云へば主に金・銅・製・裝・飾・具である。友岡氏に従へば棺の中央に裝束金具(圖第二)なるものを記してあるに係らず、第二回の調査に於いて梅原は何等這種の遺物を此の位置に認めなかつた。而して却つて冠の左下にある裝束金具(上)とあるものゝ外に、棺の右上隅には、かの半筒形の金具の類があり、冠の附近から其の左右に亘つて、我々が後に復原した雙魚珮の破片が存在して居つたのである。而して此等の所在は友岡氏の圖には何等特記せられて居ない。

のを注意しなければならぬ。そこで我々は前に述べた棺の中央部に於いて友岡氏の記した装束金具なるものは、其の後冠の附近に移動せられたものと推定する外はないと思ふ。而して其の原因は此の中央部に在つた環頭太刀を取出し遺物を調べる爲めに棺内に入つた時に其の破壊を恐れて之を移動したのであらう。而して縁鏽に被はれた金銅製品は金銅冠と區別し難くなつてしまつたに違ひない。

棺の右上隅にある半圓筒形金具は其の形が特異であつて注意を惹くものであり、一見冠の附屬品とも考へられないから友岡氏が當時之を此の位置に於いて認めたならば恐らく之を注記した事と察せられる。而かも之が缺けてゐるのは、此の金具が中央部の装束金具の一であつたのを、友岡氏の記録以後に右上隅に移された爲めであるまいか。不幸にして我々は此の金具の如何なる用途に出づるかを知らないが、冠の附屬品若しくは頭部の装飾品と見ることは、腰部に於ける装飾品とするよりも一層不自然なるを覺ゆるのである。

友岡氏の記した中央部の装束金具の他の一は、かの雙魚珮に相違ない。是は已に述べた様に朝鮮に於ける實例などから考へて、腰邊に垂れた装飾と見る可きであるから、棺の中央部に存在するのを自然としなければならぬ。それが前に述べたと同じ理由で冠の左方に移されたものであらう。

以上の推察を正しいとすれば、友岡氏が冠の左下に装束金具と注したものは、三輪玉形及半球狀金具でなければならぬ。是も別の處に論じた如く、服飾の一部と考へられるから、其の装束金具と認められたのも、正しきを得たものと云つて宜しい。

次には友岡氏の圖に右側の鹿角拵太刀の傍にあつた短刀である。これは我々が調査の際には全く見當らず、却つて同氏の圖には無かつた左側の太刀の柄部に近く、一個の鹿角拵の短刀を發見したのである。以前の短刀は兼田由松氏の談には銀卷きの飾があつたと云ふに、此の鹿角拵の短刀には全くさる飾りは無い。併しこれは何等か觀察の誤で短刀其者は同一物であつて、矢張り中央部の品物を動かした際に之を右側の太刀の頭の處へ移したものと見る可きでなからうか。

金製耳飾に就いては友岡氏の圖には記されてゐないが、他の實見者の談に従へば冠附近であつたと云ひ、其の品物の性質からも固より然る可きことである。銅鏡に關しても何等の記録を逸してゐるが、是は冠や所謂裝束金具の如き青鏽の金屬品と同位置に在り、且つ破碎して居つたから、始め之に氣付かなかつたものと思はれる。さうすれば鏡の位置は頭部か中央部かの孰れかにあつたものとす可く、恐らくは中央部に在つて初度の發見の際其の破片の全部を取出されたものであらう。

鹿角柄刀子に就いても以前の略圖には之を舉げて居ない。此の鐵鏽の外何等金屬製の部分を有しない褐色に近い小形の遺物は、恐らく大きな刀劔の鞘などの破片と認められた爲めであらう。其の左方の太刀の傍に七口右の方に一口あつたことは、我々の觀察の示す通りである。銅鈴は友岡氏の圖に見えないが、其の一部に朱が附着してゐる點から、之を棺内の何處にか存在して居つたものとするのが適當であらう。鐵斧と石突とに就いても記されて居ないが、斧の一に刀子の鹿皮鞘の一部が附着してゐる處から考へると、棺内の鹿角拵太刀の附近にあつ

たものと想像せられる。

我々は以上石棺内の副葬状態を殊には水銀朱の比較的厚い層が棺内全部に存在してゐる點、又た木片や釘の遺物の残つてゐない點から考へて、被葬者は木棺に納められずに、直接に――布帛の被物などは別として、――此の狭い棺内に置かれたものと見ることが出来る。而してそこには何等第二次葬を想像せしむる證據の無いことを云つて置かう。遺骨は棺内の遺物を整理してゐる際金銅飾具などの破片の内から、上顎骨と齒牙大腿骨の一小部分が出た丈で、全體の骨格などは全く其の姿を止めてゐなかつた。又た此等遺骨も殆ど破壊粉碎の状態であつて、たゞ僅に醫學博士清野謙次君の言によつて其の齒牙(犬齒大 小臼齒)は熟年の齡に達したものであることを知ることが出来た。⁽²⁾

以上は石棺内に於ける遺物の状態に關する考察であるが最後に棺外石室内に於ける遺物に就いて述べなければならぬ。棺外發見のものは、馬・具・類と土器とで、兼田氏の談に據れば、前者は棺の東方外部にあつたと云ひ、我々の調査の際にも其の部位に於いて鞍の殘缺雲珠絞具の残りなどを發見して之を確めることが出来た。日本の古墳では馬其者を殉葬せしめたことは稀で、馬具のみを瘞めたものが多かつた様であるが、本古墳の石室の狭少なることは、到底馬體を葬ることを許さないものがある。次に土器は棺外西側に於いて、我々も有蓋臺附壺を發見して、兼田氏の以前の發見地點を語るものと相一致した。

【註】(1) 金屬製冠沓耳飾魚珮などが、一々其の珮用の位置に發見

せられることは、前に屢々擧げた南朝鮮の古墳に其の實例を認める。

(2) 初次の發掘の際にも、遺骨がよく残つて居なかつたこと

は、當時の記録に之を明記してゐないのと、實見者の言によつて知ることが出来る。

(3) 應神天皇陵の陪冢丸山に於いて馬具を發見したことは、馬を殉葬せしめたものと思はれるが、一般の場合に之を證するものがない。日本に於いて當時優良なる乘馬が乏しかつたことは、或は其の「源因」をなしたことと思はれ

る。馬が豊富であり、其の生活より密接な關係を有して居つた北方亞細亞などの民族中には馬の殉葬が盛に行はれた。(Minsp. Scythians and Greeks' Cambridge, 1913. 各章參照)

第五章 主要なる遺物の研究

第一節 金製耳飾

〔圖版第一、附録圖版第一〕

稻荷山古墳の棺内から發見せられた裝飾品のうち、其の製作の特殊なる點と、其の黄金製である點とに於いて、直に人々の注意を惹くものは一對の耳飾である。併し這種の遺物は、單り此の古墳のみならず、日本の他の古墳からも已に十例に近い數を出だし、南朝鮮の古墳などからも、更に精巧な作品を多く發見してゐることは、學者の夙に熟知してゐる所である。而して此の日鮮兩地に全く同種の遺品を見ることは、愈々我々をして深い興味を感せしむる所以である。

此等日本朝鮮の各地に於いて發見せられた遺物に就いて、一々詳細な記述を試みることは、今日其の機會でなく、我々が曾て他に之を略叙したことがある⁽¹⁾、且つ本冊の卷末に附載した聚成圖表に之を示したことであるから、之を省略する。今ま此等の遺品を通覽すると、朝鮮出土のものには往々耳環に附加するに太い飾環を以てしたものがあられるけれども、其の垂下飾の型式によつて分類すれば、大體次の如く分つことが出来る⁽²⁾。即ち

- (一) 垂下飾が橢圓形若しくは壺形を呈してゐるもの
- (二) 垂下飾が心葉形の薄板より成るもの
- (三) 垂下飾が山柁形の多面體から成るもの
- (四) 以上兩種の變形として垂下飾が四羽の葉形より成るもの

是である。此の種四の主型式を基礎として、多くの複雑型式と變種とが生じ、其製作にも粗麁非

常の差別が存する。而して我が稻荷山古墳の發見品は此の四種中第四の四羽葉形に屬するものであり、其の製作は頗る粗末なものに屬する。

本例に於いては之に使用せられた金線は比較的太いもので、徑二厘より細いものは殆ど無く、金の細粒は之を用ゐず、金線を齒狀に壓して、細粒を聯接したかの様に見せてゐる。それ故に之を彼の金の微粒と細線とを結着せしめて精巧な裝飾を構成する所謂細金細工(filigree)と稱するには適切では無い様であるが、なほ其の全體の方式は細金細工から出たものであり、小さい金環を連絡するには白鐵(white iron)と礮砂とを使用して吹管の焰を以て溶着せしめたものに違ひない。我々は日本の他の古墳から出土したもの、殊には朝鮮發見の精巧なる類品に於いては、全く此の細金細工の本質を發揮したのを見るのが稀でない。即ち是は黄金或は銀の柔かな絲を撚糾し組辯し、又た其の細粒を白鐵と礮砂とを以て吹管の火焰によつて、各の接融點並に地面とを溶着せしめ、各種の意匠を作り出す寶飾(jewelry)の特殊技術を示すものである。之に關しては本著者の一人が曾つて他に述べたことがあつたが、今ま便宜其の要領を次に繰返すことにする。⁽⁸⁾

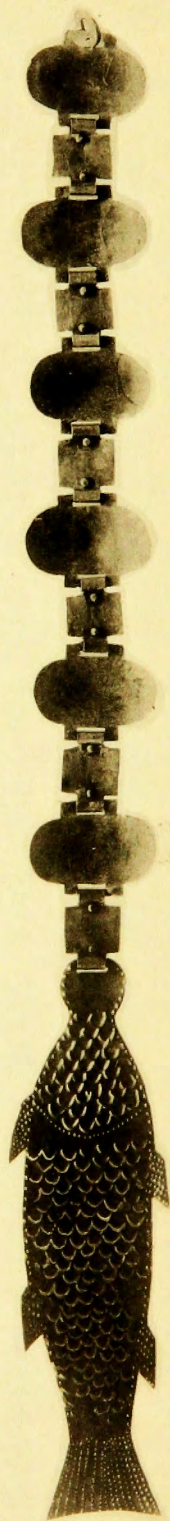
此の技術は西方に於いては、古く紀元前約三千年埃及の第十二王朝頃から萌芽を出し、第十八王朝には大なる發達を遂げてゐる。地中海のキプロス、ロードス島などからも、紀元前七世紀乃至一千年と思惟せられる遺品を發見してゐるが、歐洲で最も顯著なる製作を試みたのは希臘人と伊太利のエトルスキとである。希臘では其の本土よりも植民地、殊には南露西亞クリミヤのケルチ(Kertch)の希臘スキタイ地方(Greek-Scythia)の古墳から非常に精巧なる胸飾、頸飾、耳

飾其の他の寶飾が発見せられてゐる。これは此地方のスキタイ君長等の豪華の趣味に投じて、紀元前第四世紀頃希臘雅典あたりから輸入せられたものと考へられる。⁽⁴⁾伊太利エトルスキの技術も畢竟希臘人から學んで、更に東方の影響を交へたもので、たゞ彼等の華美外飾を愛する趣味から希臘の技術家等が其の需要に應じて製作し、又た彼等自身も之を傳習したに過ぎぬ。つまりエトルスキの作品は紀元前第六世紀第五世紀から第三世紀に至る技術の頂點を示すものである。⁽⁵⁾

細金細工は中世の初めに於いても、歐洲のケルト人其他の間に傳はつて居たが、其の後近代に至つて全く歐洲の技術家中に忘れられて居つた。之を千八百六十年羅馬の寶飾師カステラーニ(Castellani)が伊太利アペニノ山中の片田舎、聖アンヂェロ、インヅィン(St. Angelo in Vulvo)に之を傳へてゐたものを發見して、再び歐洲の技術界に復活したことは名高い話である。又たカステラーニは此の細工は元來海の貝殻の形から意匠を求めて來たものであると云つてゐる。⁽⁶⁾斯の如く古代西方諸國に發達した細金細工の技術は、其後一時歐洲に中絶したが、東洋諸國には古く之を傳へて今日なほ存してゐることを我々は興味を以て見る。印度に於いても、中央亞細亞土耳其斯坦に於いても、支那に於いても、更に朝鮮に於いても、古代の遺品に此の技術の行はれて居つたことを示してゐると同時に、今日なほ片田舎の工匠が其の陋屋の中に於いて此の技術を行ひつゝある。中亞印度などでは客人から地金を受取つて、之を製作して各地を巡歴する工匠も存在してゐるとの事である。⁽⁷⁾

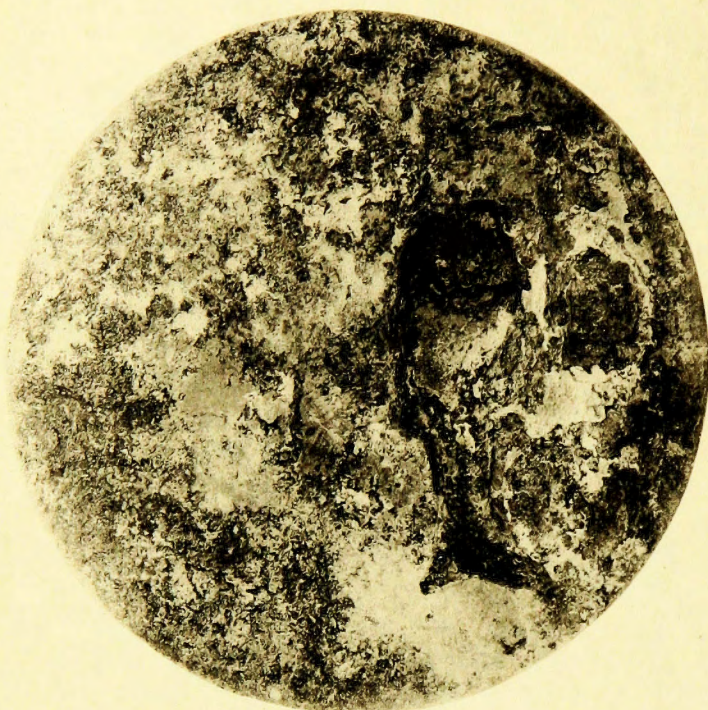
支那古代に於いて此の技術の驚く可き發達は、後漢若しくは六朝の初期と思はれる朝鮮樂

第二十四圖 朝鮮慶州金冠塚發見黃金魚珮



(Fig. 24)

第二十二圖 近江國三上山附近古墳發見鏡面附着銀製魚珮



(Fig. 22)

第二十三圖 朝鮮大同江面古墳發見黃金帶留



(Fig. 23)

浪郡の故地、大同江面の古墳から發見せられた精巧無比の帶留金具(第二十圖)が之を證して餘ある。⁽⁸⁾此の支那のプロヴィンスとも見る可き地方にすら、斯る精巧な品を有して居つた支那人は、其の本國に於いて帝王貴族等が如何に立派な技術品を、其の佩飾として賞玩したかを推想するに充分である。又た朝鮮に於ける細金細工は、既に記した様に慶尙南北道の古への任那新羅地方の古墳から發見せられた金製耳飾が之を代表してゐる。⁽⁹⁾

以上述べた如く此の細金細工の技術は、古く上代から東西各國に廣く分布して、寶飾に應用せられたのであるが、是は獨立に各地方に發達したものとす可きであらうか。將た互に歴史的系圖的に聯絡したものとす可きであらうか。我々は斯の如き特殊の技術が期せずして世界の各地方に一致して發生したことを信ずることの不穩當なるを思ふものであつて、此の技術は希臘人によつて、歴山大王の東征の結果ヘレニステック世界の現出と共に、印度、中亞等に傳播し、更に漢代以後支那と西域との文化的交渉の結果、絶東に擴がり、支那から又た朝鮮に入り、其の遺品が日本にまで殘されることゝなつたものと考へ度いのである。是は單に其の技術の上許りでなく、垂下飾の意匠其他に於いても頗る西方的の點があり、朝鮮のものと南露のものとの間にさへ、大なる類似を見ることは、此の傳播説を助くる一證とす可きである。

さて日本に於いて發見せられた耳飾は、果して日本の土地で製作せられたものであるか、或は朝鮮から輸入せられたものであらうか。之を決定することは、今日に於いては不可能であるけれども、兩者の餘りに能く一致してゐること、日本に於ける發見例の比較的僅少であること、又た朝鮮に於いては、日本に見ない精巧な品を發見することなどの諸點からして、當時朝鮮の

文化技術が日本よりも進歩して居つたと云ふ大體の觀察と相俟つて、朝鮮から輸入せられたものとする方が穩當と思はれる。

最後に述べたいことは耳飾を珮する風習である。是は人類の身體裝飾として唇鼻に於ける裝飾よりも更に普遍的のものとして、古今東西に於いて、特に野蠻未開の時代から行はるゝものであることは今更云ふ迄もないことである。而かも耳朶に穿孔して之に大きな裝飾品を挿入することは未開時代に於いて却つて甚しく漸次その穿孔を可及的に小さくし、垂下の裝飾を壯麗にすることゝなり、終には穿孔して肉體を傷けることを嫌つて、耳飾の風習を廢するに至るのが普通である。日本に於いては、石器時代以降此の耳飾の風習が行はれ各種の遺物を發見するのみならず、明に我々の祖先の時代の時代となつても、其の風習の存在してゐたことは、埴輪土偶などの上に現はされた所を以て證することが出来る。併し支那に於いては古くから、耳を穿つて珠を施こす璫(和名抄は「ミ、クサリ」と訓す)充耳の珠である璫(璫の如きものがあつたが多く玉を以て造られたもので「釋名」の如きは此の璫の風習を以て蠻夷のなす所を學んだものだと云つてゐる。但し「輟耕錄」卷十は「或者謂、晋唐間人所畫士女、多不帶耳環、以爲古無穿耳者、然莊子曰、天子之侍御、不爪摘、不穿耳、自古有之矣」と云つて古來から其の風習の存在を肯定してゐるが、併し華奢な金屬製の耳飾などを業々しく附けることは、矢張り支那本土の風習では無く、恐らくは比較的文化の劣つた外國人の特徴であつたと思はれる。それで支那本土に於いて今日まで朝鮮發見の耳飾の如きものの出土したことを聞かないのは、直に其の存在を否定することは出来ないにせよ、我々をして此の風は寧ろ朝鮮などに於いて盛行したものと想像せ

しむるのである。⁽¹³⁾而して朝鮮の製作品が已に耳飾の風習のあつた日本に輸入せられて、一部の人の趣好に投じたものとす可きであらう。⁽¹⁴⁾

【註】(1)朝鮮總督府「大正七年度古蹟調査報告第一冊、濱田、梅原

「慶尚南北道古蹟調査報告」(第五八—六二頁)參照。

(2)耳環の垂下飾が連鎖を以てせず、單一な鈴形品を懸垂するもの、例へば朝鮮慶北居昌發見(朝鮮古蹟圖譜三)の如きは今ま分類に容れず、璣珞形の細金細工を示すものに止める。但し是は此の分類の第一種に入れても差支はなす。

(3)濱田「細金細工に就いて」(史林、第七卷第四號)

(4)Minus, Scythians and Greeks, Walters, Art of Gre. eks. (London, 1906) 等參照。

(5)Martha, L'art étrusque. (Paris, 1880) 各章參照。

(6)同上(五六二頁)

(7)印度に於ける近時の細金細工に關しては Walf, Indian Art at Delhi (Calcutta, 1903) に詳記する所がある。

中央亞細亞のそとに Le Coq, Volkskundliches aus Ost-Turkistan. (Berlin, 1916) にも見らるゝ。なほ大英百科全書 (Encyclopaedia Britannica. 11th Edition) 「ファイリグラー」の條等を參照せよ。

(8)工學博士關野貞君「新に發掘せる樂浪の古墳」(考古學雜誌、第八卷第一號)、朝鮮總督府「古蹟調査特別報告」第一冊。

(9)「朝鮮古蹟圖譜」第三冊、朝鮮總督府「大正七年度古蹟調査報告」等參照。なほ此の耳飾と同じ形の裝飾が往々新羅時代の土器の耳に附けられてゐるのを見るは面白い。

(10)「京都帝國大學文學部考古學研究報告」第四冊。

(11)原田淑人君「支那唐代の服飾」(東京帝國大學文學部紀要、第四)第三九—四〇、一〇四—一〇五頁參照。

(12)但し平安南道大同江面土城から漢代の遺物と思はれる銅製の遺品が發見せられてゐる。故山田氏の蒐集に係る。

(13)南朝鮮では無いが、風俗上類同の點の多かつたと察せられる高句麗に、耳を穿つて金環を着ける風があつたことは、魏の王泰の「翰苑」第三十、高麗の條に今ま亡んだ梁元帝職貢圖を援ひた處に見えてゐる。なほ此の高麗の風俗は冠帽其他に於いても、大に南朝鮮のそれを想像するに足るものがあるから、今ま左に全文を抄録する。(京都帝國大學刊「翰苑」内藤博士跋參照)

「佩三刀礪一而見三等威、金羽以明三貴賤」(註)魏收後魏書

東夷傳曰、高麗頭著折風、其形如弁、傍撥鳥羽、貴賤有差、立則反拱、蕭子顯曆書、城夷傳曰、高麗俗、服窮袴、冠折風、一謂之幘、知識五經、使人在京師、中書郎王融

戲曰、服之不裏身之災也、頭上定是何物、答曰、此即古弁之遺象也、其俗拜曳一脚、受令跪如走、以爲恭、梁元

帝職貢圖云、高麗婦人衣白、而男子衣結錦、飾以金銀、貴者冠、幘而後以金銀爲鹿耳、加之幘上、賤者冠折風、穿耳以金環、上衣白衫下曰長袴、要有銀帶、左佩礪而右

佩五子刀、足履豆禮鞮、高麗記云、其人亦造錦紫地纈文者爲上、次有五色錦、次有雲布錦、又造白疊布、青布、而

尤佳、又造郭、曰華言接籬其毛即鞮鞞髮也。

(14) ほぼ日本及び附近諸國の耳飾に關しては、高橋健自君、日
本人の耳飾(風俗研究、第十八、十九號)文學博士喜田貞

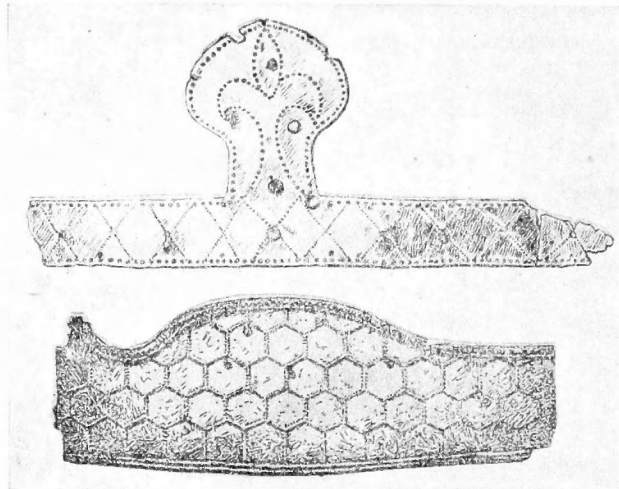
吉君「本邦古代耳飾考」(民族と歴史、第四卷第六號)等參
照。

第二節 金銅製裝飾具 [圖版第一三—第一六]

黄金耳飾と共に最も朝鮮的色彩に富んだ遺品は金銅製の裝飾具であつて、冠沓の外魚佩まで揃つて發見せられたことは従來日本の古墳に於いて殆ど見たことのない事例である。ただ遺憾とするのは、孰れも破碎の状態にあつて假令略ぼ其の原形に復し得たとは云へ、當年壯嚴の光景を想像するに充分ならざる點である。而して我々は此の三者の製作と裝飾意匠の全然同一である處から、恐らくは同じ製作處に於いて同時に作られた一つの揃ひセットの品であることを感ずるのである。

先づ冠は既に述べた通り、濶い冠帶の上に立花の裝飾を前方と左右に附したもので、是は比較的頑丈な圓環の上に裝飾物のある冠(crown 希臘 *Korona*)と云ふよりも寧ろ帶冠(*diadem* 希臘 *diadema*)と稱す可きものである。従來我國の古墳から各種の金屬製冠を出して居り、近年朝鮮の古墳からも精巧な遺品を多く發見してゐる。併し大體之を本例の如く濶い冠帶を有するものと、透彫の裝飾を主とし冠帶の細いものとの二種に區別することが出来ると思ふ。肥後江田古墳の發見品などは前者に屬し、上野上陽村古墳や朝鮮慶州金冠塚發見品の如きは、正に後者の適例である。我々は其の實年代の前後を知らないが、冠として其の製作裝飾の發達から見て、後者の方が型式として新しいものであると考へる。

朝鮮慶州金冠塚や、梁山古墳の冠に於いては外冠の内部に内冠とも云ふ可き別種の裝飾物が附加せられてゐる。是には金屬製の部分と、木皮様の部分との兩方があるが實際之を頭に戴く場合には、内部に更に紗帽の類を着けたものと思はれる。日本の發見例に於いて、冠帽共に残つてゐるのは、破碎はしてゐるが兎に角江田古墳發見のものであらう。本古墳の品に於いては、冠の内部の構造を詳にすることは六ヶ敷いが、或は冠帶の裏面に殘存してゐる布片に連續して、帽的の部分が造られてあつたかも知れない。又た魚形の飾片の附着してゐる點に於いて、本古墳の例と相似てゐるのは、伊豫妻鳥めんどりの出雲土品であり、三葉形の立舉に於いて相近いものは、出雲鹽谷村發見のものである。



(Fig. 27) 圖冠銅金見發墳古田江後肥 圖七廿第

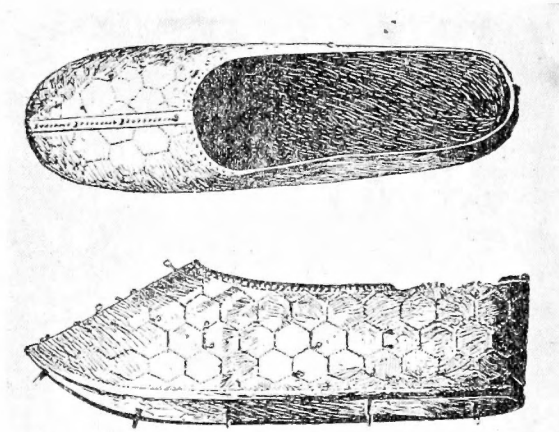
あろう。それで其の裝飾としては多くは樹枝花葉又た鳥羽などを着けたものであつて、希臘や埃及などに於いては此の樹枝花葉を金銀などの貴金屬で模したものが早く現はれてゐる。支那に於いては金屬製の透彫の冠が果して何時頃から始まつたかは我々今日明にすることが

抑々冠なるものゝ發生は、一方異性の注意を惹き、敵人を威かさうとする等の爲めに、美しく見せようとする裝飾的の動機と、他方は頭額を保護し、或は頭髮の亂れるのを防ぐと云ふ實用的の目的から起つたものである。

出來ないが漢代以後恐らくは六朝に至つて、凡て此等の金屬の細工の發達と共に、一は西方の影響によつて出現したものと見るのが、或は穩當ではあるまいか。六朝に於ける透彫的冠の存在は、恐らく支那の風俗を反映したものと見て、差支ない當時の佛像彫刻、従つて我が飛鳥時代の佛像の寶冠に於いて明かに看取せられるし、東洋的華飾の代表者とも見る可き波斯に於いては、金屬製の冠が紀元前から盛に行はれてサ、ン朝に及んでゐる事實と、忍冬的三葉形の裝飾が此の地方に最も顯著に應用せられた事實などから考へると、或は支那六朝に於ける金屬冠は波斯邊の西亞に其の起源を求めることが出来るかも知れない、是は今日に於いて未だ我々一箇の臆説に過ぎないが、將來深く研究す可き點であらう。それは兎に角此の支那六朝の冠が朝鮮に輸入せられ、それが日本にも傳へられたのが、本古墳などから發見する冠であることは云ふ迄もない。而して聖德太子が我國に於いて始めて冠位を制せられたことは、已に斯る冠を朝鮮から輸入して着用することが、漸く行はれてゐた時代に、隋制によつて一定せられたのであつて、突然冠なるものを輸入せられたのではない。これは大德等の冠位に「マヒトキミ」等の國訓のあつたこと、共に併せ考ふ可きことである。而して太子の制に依る冠は果して如何なるものであつたかは知らないが、或は軟い帽の上に矢張り金屬製の透彫の冠を附加したものであつたかも知れない。

金・銅・製・沓も我が古墳から稀には發見せられてゐるが、其の著例は矢張り江田古墳の一對である。但し之には魚形の瓔珞などが附いてゐない。然るに周防桑山古墳のは本古墳のと同様に魚形の飾片が垂下して居つた。又た朝鮮からは近年金銅沓の豊富なる發見例が相つぎ、我々の

知見を益する所が大である。元來履物としての沓は、皮革纖維性織物等を以て造り、如何なる奢侈品の場合でも、之に珠玉刺繡等の裝飾を附けるのが普通であつて、金屬製の硬いものでは勿論歩行の實用に堪へるものでない。それで本例の如きが實用品でないことは云ふ迄もない所であつて、殊に裏面に垂下する飾片によつても之を雄辯



(Fig. 28) 圖沓銅金見發墳古田江後肥 圖八廿第

に證してゐる。然らば斯かる品は全く葬儀用のものであつたか、將た生前の儀式等にも使用せられたものであつたかと云ふに、之に對して我々は決定的の答辯は與へられないが、冠など、共に矢張り生前にも儀式用に役立つたものと廣く考へたい。但し支那に於いて斯の如き金屬製の沓が六朝に於いて存在して居つたことは聞かないし、斯かる無用の奢侈豪華は、或は文化の進まない邊陲の民族に於ける其の趣好から發生したと見る方が宜いかも知れない。それでとにかく朝鮮に於いて盛行した金銅沓の愚趣味が日本にも輸入せられたのが本古墳の例に見るが如き、裏面にも垂下飾のある不自然極まる虚飾的

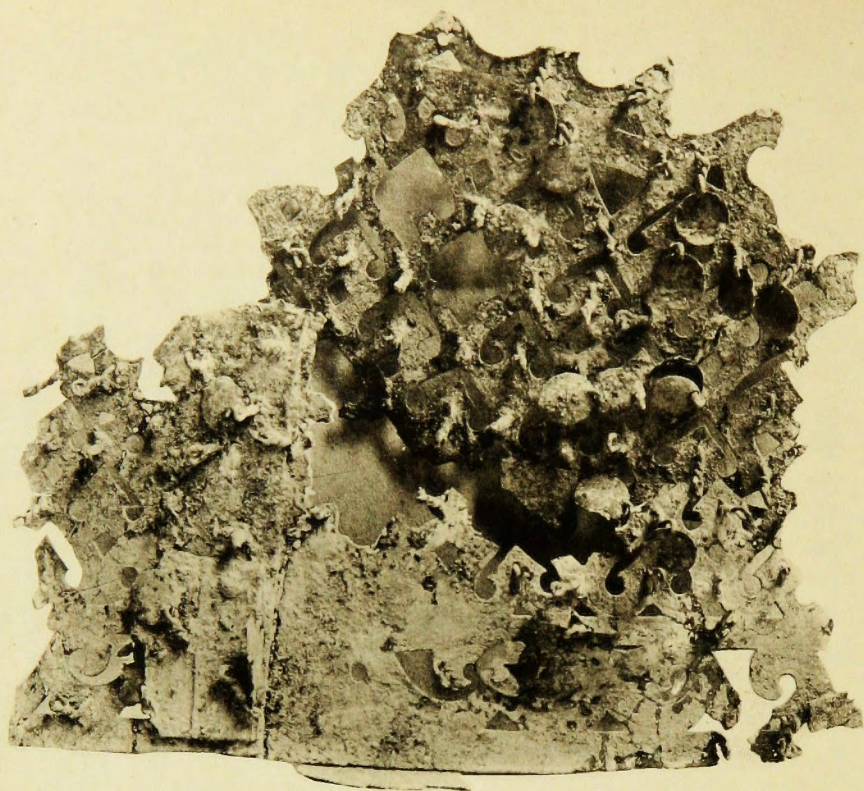
の金屬製履物であつたのである。

次に我々は金銅製雙魚佩に就いて少しく考察して見度い。已に擧げた通り此者は近江の一古墳出土の鏡面に遺留してゐる者(第二十圖)の外、我々は始めて本古墳に於いて其の全形に近い

ものに逢着したのである。たゞ其の佩としての垂下懸吊する部分の造構を明にし難いこと、
發見部位に就いて確證を缺くけれども、之が朝鮮の古墳から出た諸例によつて魚佩なること
は殆ど疑のないことである。¹⁰⁾

抑も魚形が護符として禍害を防ぎ幸福を持來すと考へられたのは、獨り東洋に於いてのみ
では無い。¹¹⁾古代埃及に於いても早く魚形の裝飾物がある。併し東洋に於いて殊に其の著しきを
見る様で、南露西亞、中央亞細亞、西比利亞等のスキタイ民族間に於いても、紀元前の遺物に之を
認めることが出来る。其の顯著なる例としてフエツテルスフェルデ (Vetersfelde) やオクソス河
(Oxus) ⁽⁹⁾附近の發見品を擧げる可きであらう。¹²⁾支那に於いても已に河南殷墟發見と傳ふる骨製
品中に魚形の懸垂裝飾があり、¹³⁾漢代の作品にも同様のものがある。殊に同時代の銅器殊に洗盤
などに雙魚形の紋様の盛んに應用せられてゐるのに接する。此等の諸地方のもの、相互の系
圖的關係の有無はさて措き、我々は少くとも朝鮮に於ける魚佩は、支那漢代以後の思想と技術
とに聯絡のあることを認むるに躊躇しない。即ち單一の魚形に非ずして對向してゐる雙魚の
護符的意義は全く漢代の雙魚裝飾に無關係とすることは出来ない。而かも此の魚佩は其後支
那に於いて服裝の制定と共に唐代以後に至つて魚袋となり、これ亦た我邦の服制に傳へられ、
王朝時代の魚袋を現出したことは誰人も知る所である。併し支那に於いても是が決して唐代
に於いて突然現はれたのでなく、魚形の護符と裝飾は更に悠久なる古代に發してゐることを
忘れてはならない。¹⁴⁾而して我が稻荷山古墳の雙魚佩は雙魚佩として現在最も古い、且つ完好に
近い一例として見る可きものであらう。

第二十五圖 伊豫國妻鳥古墳發見金銅冠



(Fig. 25)

第二十六圖 常陸國木原村古墳發見刀子



(Fig. 26)

最後に我々は三輪玉形裝飾物に就いて述べなければならぬ。此の種の金銅製品は、河内攝津、長門肥前、遠江伯耆などからも出で、水晶などで作った石製の同形品は、更に發見例の多きを加へる次第であるが、其の用途に就いては從來未だ定つた説を聞かない。ゴールランドは河内發見(?)のものが馬具と共に存在して居つた事實から、恐らく馬具の一部であらうと云ひ、玉質の此の種遺品に於いても三輪玉と云ふ名こそあれ、之れを珠玉として佩用したことに疑を挿むもの多く、マンロー氏の如きは釦ボタの類であらうとの説を發表してゐる。併し此等の諸説も未だ學界に認容せられる域には達せず、一兩年前後藤君が肥前の遺品を紹介せられた際にも、矢張り用途不明とせられてゐる。我々も之に對して未だ明快な解決を試みる丈けの自信は無いが、今ま此の古墳から出た遺品が六七箇あり、其の發見位置が棺内の頭部に近いこと、其れが布に結付けられてあつた事實から推測して、身體裝飾品殊に頸部附近の裝飾に附屬したものであると考へさゝれる。而して此の品が主軸に對して一方狭く、他方廣がつてゐる特徴は、之を一線の上に連ねて曲線をなさしむるに於いて始めて意義ある様に思ふから、或は胸部の飾布の類に曲線に連ねて使用せられたものと見る可きであらうか。従つて此形は上下に括びれた珠玉に出で、之を平面上に固着せしめる爲に、裏面が平たくなり、更に胸飾懸垂した時に出来る拋物線上に配列するに適する様に扁曲した形をなすに至つたものとしては如何であらうか。試みに記して博雅の叱正を俟つこととする。

【註】(丁)從來日本古墳發見の金屬製冠の發見地は、

肥後國玉名郡江田村船山古墳(東京帝室博物館藏)

近江國高島郡水尾村の古墳

伊豫國宇摩郡妻鳥村東宮山古墳(諸陵寮藏)

出雪國簸川郡鹽谷村築山古墳(森山白十郎君藏)

肥前國東松浦郡鏡村大字鏡四方塚古墳（東京帝室博物館藏）

伯耆國西伯郡福岡村古墳（残缺、東京人類學會雜誌百八十六號所載）

河内國北河内郡太秦村古墳（残缺、梅原調査）

上野國佐波郡上陽村古墳（東京帝室博物館藏）

越前國吉田郡吉野村吉野境古墳（同上）

以上のうち上野のは細い帶狀金具に五箇の長い立舉を附し、形が略ぼ完存してゐる。越前のは二箇の帶狀の正面に特殊の飾りを附し裏面に鳥羽が着いてゐるのは著しい點である。

(2) 朝鮮に於ける金屬冠の發見の著しい例は左の如く、孰しも總督府博物館の所藏である。

全羅南道羅州潘南面瓦棺古墳（谷井文學士發見）

慶尙南道梁山北亭洞古墳（馬場法學士、小川敬吉君發見）

同 昌寧校洞古墳（谷井文學士發見）

慶尙北道慶州路西里金冠塚（大正十年九月發見）

同 普門里夫婦塚（關野博士、谷井文學士發見）

等である。就中慶州金冠塚のは純金製の品であるが、此等は皆な上野上陽村の例と同じく冠帶の細く透彫の立舉を主とするものである。

(3) Sarrac: Die Kunst der alten Persen. (Berlin, 1922) 等参照。

(4) 金銅製冠を戴いてゐるものを現はしたと思はれる埴輪土偶は、常陸國東茨城郡川根村發見等のものに之を見るこゝが出来る。（埴輪圖集）

(5) 八木棗三郎君「日本考古學」後篇（第一二七頁）、高橋健自君「本邦上古の服裝」奈良朝時代史論第三四五頁。

(6) 「翰死」卷卅、倭國の條、因禮義而禋秩、即智信以命官」とあり、註に魏王泰の括地志を引いて、「倭國其官十二等、一日麻卑兜吉孫、華言大德、二曰小德、三曰大仁」云々。和田英松博士「翰死に見たる冠位十二階の稱呼」(史學雜誌、第廿八編第八號)参照。

(7) 我國古墳から金銅製沓の發見せられた例は、江田の外、周防國佐波郡三田尻町郊外桑山古墳(諸陵寮藏調査) 出雲國簸川郡今市町大念寺古墳(同上)

豐前國舊仲津郡馬ヶ岳古墳(八木棗三郎君「日本考古學」)等を擧ぐ可く、桑山古墳は天明五年の發掘に係り、長九寸四分あつて、魚形飾りを附けて居つたことは已に記した如くである。又た豐前馬ヶ岳の遺品は八木氏の所謂劍形の貨牌を垂下したものであつて、何れも其の形は本古墳發見品と同様である。

(8) 朝鮮發見の金銅製沓は左の諸例を擧ぐ可きであらう。

全羅南道羅州潘南面瓦棺(谷井文學士發見)

慶尙南道梁山北亭洞古墳(馬場、小川二氏發見)

同 昌寧校洞古墳(谷井文學士發見)

慶尙北道慶州路西里金冠塚

即ち殆ど皆な金銅製冠と一處に出土してゐる。

(9) 八木棗三郎氏は豐前馬ヶ岳の遺品を紹介し「右は銅にて模したるものなり、實用の分は皮製なりし」(ミミ、考ふ)と云はれてゐる。同君「日本考古學」後編(一四八頁)但し肥後江田古墳發見の沓には、底の裏面に短い釘が數本挺出して居つて、革底でも附着して居つた形跡があるから、是は纔對に歩行に堪へないではない。

(10) 朝鮮古墳から魚形の珮飾の出た例は、慶尙北道慶州路西里金冠塚 二對

慶尚南道昌寧校洞古墳 二對

の二者を著しいものとする。共に今も總督府の博物館に藏する。

- (11) 魚形が禍害の豫防的意義を有することは、後註ダルトン氏著に「Possibly the fish was held to possess prophylactic qualities: it has been associated with various gods in the East.」(p. 82) がある。

- (12) フォットヘルヌフォルム發見品は「Furtwängler: Der Goldfund von Vetersfelde. (Berlin, 1883). オクソヌ發見品に Dalton: The Treasures of the Oxus. (London, 1905) を見よ。又た Minns: Scythians & Greeks にハザオルコウチャー等發見の諸例が擧げられてある。

- (13) 濱田「支那古銅器研究の新資料」(國華第三十二編第六冊)
- (14) 魚袋の起源に關しては、宋史輿服志等の史籍には、唐代に始まるを見られてゐるが、是は魚袋としての定制を云ふのであつて、魚袋は已に述べた様に魚形の護符、次には契

符から出たもので、已に三國の魏の文帝が美人薛靈芸に青玉の雙魚玉佩を與へたことなどが傳へられてゐる。(古玉圖譜、第六十二卷)

- (15) 三輪玉形金具を發見した主要な古墳として吾々の注意したものは次の如くである。

- 攝津國三島郡福井村大字福井海北塚(東京帝室博物館藏)
- 河内國南河内郡澤田村古墳(同地松村氏藏)
- 武藏國北埼玉郡埼玉村將軍塚(東京大學人類學教室藏)
- 伯耆國西伯郡福岡村向山古墳(東京人類學會雜誌一八六)
- 長門國豐浦郡豐西下村字綾羅木古墳(東京帝室博物館藏)
- 肥前國東松浦郡鏡村大字鏡古墳(同上)
- (16) Gowland: The Dolmens & Burial-mounds in Japan. p. 480.

- (17) Munro: Prehistoric Japan. (Yokohama, 1908) p. 461.
- (18) 後藤守一君「九州北部に於ける古墳の二三」(考古學雜誌第十二卷第四號)

第三節 環頭太刀

〔圖版第一七、附錄圖版第二、第三〕

本古墳から發見せられた三箇の太刀のうち、其の一は正に腰邊に佩するが如く横たへられて居つた環頭太刀である。是は頗る朝鮮的若しくは支那的のものであつて、かの金銅冠や脊雙魚佩などを着けた主人公が之を佩して、かの鹿角製飾附太刀の帯びて居られなかつたのは故あることである。

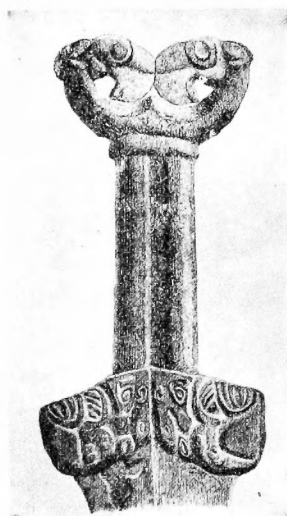
此の環頭の太刀が所謂狗劔コマツルギなるものとして、我邦固有のもので無く高麗即ち朝鮮を通じて

渡來した支那風の劔であり、其の環中に龍鳳などの裝飾のあるものは六朝の頃に出でたものであろうとは、夙に高橋健自君などの説かれてゐる所である。⁽¹⁾ 即ち氏の言の如く、支那周代の刀錢にも當時實用の小刀にも皆な環頭があり、或は鸞刀と稱して鳥首に似た環頭も存在してゐた。又た武氏祠の畫像石中にも素環の刀を持つてゐるものが屢々現はされてゐるのみならず、北朝鮮に於いても漢代に近い支那人の墓と認められるものに素環の刀が發見せられてゐることは、支那に於ける此種の刀の早くから行はれてゐることを證するものである。「釋名」に「刀末曰鋒、其本曰環」とあるは、撰者なる漢の劉熙の時代に於ける普通の刀制を察することが出来る。

併し此等漢代の環頭は素環であつて、其の環内に何等の裝飾があつたものではあるまい。⁽²⁾ 然るに「晋書」^{卷百三十}に赫連勃勃が百鍊剛刀を造り、龍雀の大環を爲つたことが見えてゐる。⁽³⁾ 又「唐六典」^{卷十}に刀制を述べ儀刀を擧げて其の註に、宋晋以來之を御刀と謂ひ、後魏之を長刀と曰ひ、皆な龍鳳環を施すと云つてゐるのは、⁽⁴⁾ 正しく此の古墳から出た環頭刀の類を云つたものに相違ない。これで見ると、龍鳳の裝飾を環内に入れたのは、六朝に至つて始まつたものと考へられる。而して唐に至つても多少環頭刀は殘存して居つたかも知れないが、其の大勢は已に他に移つてしまつた。最も環頭刀の外に漢代から已に玉青銅等を以て飾つた瑋頭の刀劍のあつたことは、文献と遺物とが明に我々に示す處である。然らば六朝に至つて何故に斯の如き龍鳳などの裝飾が起つたか。是は外國の影響殊には西戎突厥などの土耳其族の、趣好に影響せられたものであるまいか。環中に裝飾するのでは無いが、獸頭其れ自身を以て柄頭を作るものは、西比利亞

のユーセイ河上流地方等にも屢々發見せられてゐることであり、此の邊に住して居つたスキタイ族の趣味に投じたものであることを示してゐる。此者が直に支那六朝の環頭刀の本となつたと云ふのでは無いが、此等は共に土耳其族の趣味に影響せられたものであらうと思ふのである。⁽⁶⁾

第十九圖 西比利亞發見雙獸柄頭劍



(Fig. 29)

本のに比べて其の種類は甚だ少ない。今ま此の環頭部の意匠によつて之を分類すると、大體左の六にすることが出来る。

- (一) 獸の正面して環を銜むもの(獸環)
- (二) 一箇の龍鳳の頭首を側面に現はしたものの(鳳環)
- (三) 雙龍の相對して珠を銜む形を現はしたものと、及び其の模様化したもの(雙龍環)
- (四) 三葉形を現はしたもの(三葉環)
- (五) 三箇の素環の相累なれるもの(三累環)
- (六) 其他各種の形

我が稻荷山の古墳から出土した遺品は、以上のうち(三)に屬するもので、雙龍形の未だ模様化し

ない時期にあるものである。

以上六種のうち、我々は(一)の獸環は、漢の銅器(或は陶器)などに於ける獸環と全く同じ様式に出でたものであつて、刀劍の環頭として支那に於ける創意に歸することが出来ると思ふ。尤も之が案出せられたのは、他の龍鳳環の出現に刺撃せられたものかも知れないから、時代は必しも古いと云ふことは出来ない。次に(二)の鳳環も亦た其の形は多く純正で、手法は雄健を極めたものが澤山あり、前者と共に模様化せられたものは殆ど見ることが出来ない。之に反して(三)の雙龍環の多くは其の手法は鳳環に比して鈍く、且つ模様化せられて全く唐草的となつたものが多いことは、此の環頭が長い時期の間行はれて、斯の如き變化の過程を取つたものであることを語るのである。我が古墳から發見する環頭には、此の雙龍環と鳳環とが尤も多數を占めてゐる。

次に(四)の三葉形を現はしたものは、模様としては全く別系統に屬するもので、西域の忍冬唐草的の意義を有してゐる。其の環の形狀も多くは之に相應じて扁平な五角形に近いものであるが、是は朝鮮の古墳から尤も屢々發見せられるものである。⁽⁷⁾日本に於いては寧ろ稀であつて、伊豫や出雲に其の例を見るのみである。(五)の三累環は素環形の複雑となつたもので、矢張り朝鮮に於いて其の例を多く見ることが出来る。(附錄聚成
圖表參照)

我々は以上各種の環頭の型式中、其の孰れが古く孰れが新しいかを、今日詳論するに確實なる根據を多く有しない。たゞ三葉環三累環の如きものも、雙龍環や鳳環などと略ぼ同時代に存在してゐたと云ふことを、伴出の遺物から推察するに止まるのである。又た龍鳳の環頭太刀は

其の裝飾の立派で、いかにも華奢なことから、防禦的裝置としての鐔の發達の不完全なことから、所謂儀刀の類であつて、實用的の物でなかつたことが想像せられる。

本古墳發見の環頭刀の柄間は金條を以て葛纏きにしてある。これ高橋氏が擧げられた「東大寺献物帳」の「高麗様大刀」の注の或る處に「銀作葛形纏把」とあるの類である。この外或は「鮫皮裏把」の類や金銅を以て包むだものもあつて一様でない。⁽⁸⁾ 又本古墳の刀の足金物の一には、菊花様の紋様を現はしてゐるが、これ西人の所謂「ロセッタ」(Rosetta)と稱するもので、其の起源は蓮華にあつて、アツシリヤ、バビロニヤ、ペルシヤ等西亞地方に行はれた紋様である。⁽⁹⁾ 是が我國に於いて、蓮花紋が菊花紋に變化發達しない以前に、斯くの如く遺物に存在することは、支那を経て西方から輸入せられたものたることを明示してゐる。

【註】(1)高橋健自君「鏡と劍と玉」(明治四十四年刊)。Munro-Prehistoric Japan, pp. 412-3

(2)素環の刀は支那のみでなく、西洋にも往々見る處である。

Perrie: Tools & Weapons, pl. XXV. に西班牙、シラクサ等のもの見ゆ、XXVI, XXVII, XXX. に各地のもの擧げられてゐる。

(3)「晋書」卷百三十(載記第三十)赫連勃勃の傳に「又造二百練剛刀、爲龍雀大環、號曰大夏龍雀、銘其背曰、古之利器、吳楚滿廬、大夏龍雀、名冠神都、可二以懷遠、可二以柔邇、如三風靡草、威三服九區、世甚珍之」云々。古今刀劍記(古今圖書集成、戎政典所引)に「夏州赫連勃勃、以龍昇二年、造晋刀、背刃、有龍雀環、兼金釧、作龍形、長三尺九寸、銘曰……床王劉祐、破長安、得此刀、後入於梁」云々。


近江國高島郡水尾村の古墳

(3)「唐六典」卷十六、兩京武庫の條に「刀之制有四、一曰儀刀、二曰劍、三曰刀、四曰鐔、其本曰環、今儀刀、蓋古班劍之類、宋晉已來、謂之御刀、後魏曰長刀、皆旋龍鳳環、至隋謂之儀刀、裝以金銀」云々ある。

(4)支那の短劍が土耳其の制に負ふ所多く、武王の「輕呂劍」なるものは土耳其語の King-rak より出でし云々、又はヒルト氏(Hirth: The Ancient History of China pp. 66-67)白鳥庫吉博士(蒙古民族の起源、史學雜誌第十八編第二號—第五號)殊に鳥居龍藏博士(土耳其式短劍に就いて)、人類學雜誌第卅七卷第九號等の所説を見よ。

(5) Minns: Scythians & Greeks (Cambridge, 1913) 各章参照。

(6) 一々の發見例に就いては、本冊卷末の聚成表を参照せよ。

(7) 朝鮮平安南道にある高句麗時代の古墳中には、素環の大刀を持つてゐる人が屢々描かれてゐる。又た其の雙楹塚(前室入口)の畫には正に  の如き裝飾ある環頭刀を持つてゐるものが見ゆる。

(8) 高橋君「鏡と劔と玉」(一七二頁)。天平勝寶八歳六月の東

大寺献物帳(大日本古文書、卷四)に「銀莊高麗様大刀一口」の註に「刃長二尺五分、鋒者偏刃、銀作環頭、玳瑁裏把、銀作葛形纏把」云々。又た「銀莊高麗様大刀一口」の註に「刃長二尺七分、鋒者兩刃、鮫皮裏把、環頭」云々。
(9) Goodyear: Grammar of the Lotus. (London, 1891)

第四節 鹿角製拵太刀及刀子 [圖版第一八一—第二〇、附録圖版第四、第五]

支那朝鮮的な金銅製冠沓珮と、それに應はしい環頭太刀を佩びて居つた本古墳の被葬者が、同時に之とは全く趣を殊にした鹿角製拵の太刀二口、短刀一口と刀子八口を所有して居つたことは、非常に興味のある事實ではないか。

金屬の稀少であつた時代に於いて、經濟的の事情からして、利器の柄部に他の物質を應用することは當然のことで、而かもそれが狩獵時代にあつたならば、其の獵獲した獸の骨角を之に役立てることは最も適當な思付きである。斯くの如くにして瑞西の湖上住居や、朝鮮金海貝塚や、我が原史時代に於いて往々見るが如き鹿角製柄の刀子が出現した。鹿角は自然の形を多く加工すること無く直に刀柄となり、且つ握り具合も非常によい。そこで其後大きな刀劍が造られる様になつても、骨角を柄部に箆装するものが多いのは、此の傳統と此の長所とが併存するからである。我々は此の自然的發達の歴史を示す可き刀劍の拵が我が考古學的資料にも残つて居り、特に本古墳が豊富に之を提示することを喜ぶ。

此の鹿角製刀劍装具に就いては、已に梅原が他の場處に記したことがあるが、⁽¹⁾其の應用せられた利器の大小によつて、(一)刀子に附けられたものと、(二)大なる刀劍に用ゐられたものと二つに分つことが出来る。刀子に於いては金屬が稀少なる時代若しくは利器の先端のみを使用せられる可き場合には、其の角柄は刀刃に比して却つて長く、手掌を以て握るに足る位のものを利用とする。金海、桑名等の貝塚及び我が古墳の或者から出でた實例は即ち是れである。⁽²⁾此の場合に柄は僅少の加工で、それに裝飾的應用も殆ど見ることが出来ない。然るに一方に大きな刀劍が發達し、其の柄の長さは身に比して頗る短いものとなつて來た時に、其の形が刀子に移行して、刀子の柄としては實用には不便であるが、身よりも短いものとなり、勉めて大刀の柄と身との比例に近きを欲するに至つた。常陸國木原古墳發見の數箇の刀子^(第六圖)の如きは即ち此の時期を示すものであつて、柄には何等の裝飾が無い。然るに大なる刀劍の装具に好んで採用せられた直弧紋を、此の刀子柄に最も形式的に適用せられたのが、稻荷山古墳及び朝鮮羅州發見の刀子である。又面白いのは鞆又は鞆袋として毛のある鹿皮を縫合せて造り、柄までも沒してゐることである。是は鹿角柄の出現と並行して、刀刃の被覆として、最も適當な且つ手近な材を用ゐたものであつて、後世の太刀に於ける鹿皮の尻鞆に系統を引いてゐるものと見る可きであろう。又此の刀子が八口も本古墳の一石棺中より出でたことは、其の所持品の全部を擧げて葬つたものとも見られるが、或は被葬者の遺族子女などが、供献物として之をデケートしたものとすることは出来まいか。固より是は一箇の想像に過ぎない。

次に大きな刀劍に加裝せられた場合には、之を柄の把握の部分に附着したものと、柄頭鞆口、

鐔の部分などに附したものとがある。筑前雷山の者は寧ろ實用的の意味が含んで居り、刀子柄の場合と同様の意義に近いものである。本古墳出土の短刀は、全く刀子柄を廓大した様な柄と直弧紋の裝飾を有して居る。又た大きな刀劍の柄の部分に鹿角の附着してゐるものは我邦並に朝鮮の古墳からも其の例を出してゐる。之に反して柄頭鞘口鏝などに附したものは全く裝飾的の意義を主としたゞ鹿角を刀柄に應用した傳統から來たものと思はれる。其加裝の方法は柄頭の部分に付け或は之が長く挺出して、喜田博士の説の如く「頭椎」をなして居り、或は高橋健自君が下野の一古墳の遺品から復原せられた如く柄頭の外に鐔の部分に附着し、或は本古墳の例の如く鞘口と之と相對する柄縁に附したものとある。(附録圖版第四、第五)而して此等の場合には、把握の部分は却つて葛纏などになつてゐるのである。我々は斯の如く着裝せられた鹿角製飾具は、何等防禦的に大なる意義を有せず、實用の際には最も脱離し易いものと認めざるを得ない。されば本古墳の鹿角製拵附の二大刀の如きは、其の長さから云つても、此の拵から云つても、最も實用に縁遠い裝飾的の寶刀に過ぎなかつたものと想像せられる。

最後に我々は此の鹿角製裝具に加へられたる意匠紋様に就いて述べなければならぬ。此の紋様は嘗て濱田が直弧紋と命名して、其の起原を帶狀のものを不規則に纏き付け、組み合せた形から出でた人工物起原の裝飾紋様 (skanomorphs) に屬す可きことを唱道したが、幸に此の假説は多くの學者の承認を得つゝあるかの如く思はれる。此の紋様は已に實際記したが如く、日本各地の古墳から出る埴輪又た古墳の障屏などにも應用せられ、殊に今も我々の取扱つてゐる鹿角製刀裝具に於いて、顯著にして精巧な應用を見るのである。而してこれは獨り日本内地

に於いてのみならず朝鮮の古墳からも出土することが次第に明かになつて來た。而して此の場合に於いて、我々は其の紋様應用の範圍の廣汎な點、模様の性質其者の寧ろ太平洋洲オセアニア若しくは南洋的なる點などからして、朝鮮に起源を有するもので無く、却つて日本が其の根源地であつたことを信ずる。又た此の紋様は刀劔の鹿角製裝具に於いて最も精巧なる手法を以て純正に現はされ、純平面的でなく浮彫的の意味を保存してゐるのである。即ち組帶を編んで下から上へ、他の組帶を抜いて交叉してゐる具合を明に示してゐるので、前に述べた起源説を最も都合好く證明してゐるのである。是れは骨角其者が斯る精巧な彫刻に適してゐる點からも來たことであるが、或は刀劔の裝飾等に於ける組帶の應用から發生した爲め、刀劔裝具に於いて最も原型的な表現を示してゐるかとも思はれる。併し本古墳の例に於いては、他の諸例に於けるが如く大膽な手法を缺き、其の本質的特徴を示さないで、殆ど平面的の模様となり、手法も亦た纖弱であることは、時代に於いて稍遅いものであることを示してゐる。但し刀子の場合の如きは、其の空間が狹少なる爲め、かゝる浮彫的の手法を施し難い爲め、其の場處自身は此の模様を置く可き處として最も本源的であるに係らず、單なる表面模様としてのみ現はされるに至つたのであらう。なほ刀子柄の縁にある半圓形は、元來鞆口に於ける半圓形と補ひ合つて、全圓を造る意味から出た紋様の分子であらう。

要するに鹿角製拵の大刀と刀子短刀とは本古墳から出土したものゝうち、朝鮮系の文化と離れて、日本固有とでも云ふ可き文化を示した最も面白い遺品であり、從來我々が有して居つた此の鹿角製裝具の着裝の實狀を示すものであり、殊に刀子に於ける鹿皮の鞆袋の存在の如

きは、全く新しき知見を加へるものである。それが又た朝鮮系の環頭刀と兩立して存在してゐる點に於いて一層の興味を我々に感せしめるのである。

【註】(1)朝鮮總督府「大正六年度古蹟調査報告」、今西龍君報告第

二六〇頁以下。及び梅原「鹿角製刀裝具に就いて」(中央史壇、第六卷第五號、第二輯原始時代號)

(2)武藏國北埼玉郡須加村大字須加字中郷古墳發見品(東京帝室博物館藏)、其他角柄刀子を石にて模したものは、大和國北葛城郡大塚村新山古墳其他より出てゐる。前註書及梅原「佐味田及新山古墳研究」、前出「金海貝塚調査報告」(本書第三章第四節註(7)參照。

(3)本報告書第一冊、濱田「肥後に於ける裝飾ある古墳及横穴」(第八八、八九頁)及本節註(1)梅原論文參照。なほ本

冊卷末聚成圖表を見よ。

(4)喜田博士「久米部考」(上)(歴史地理第二十九卷第三號)參照。

(5)高橋健自君「越前吉田村石船山の古墳及發見遺物」(考古界、第七編第八號)。此種遺品を劔頭と劔唱せられたのは、大野雲外君(鹿角の劔頭に就て)東京人類學會雜誌、第廿一卷、第二三六號)であることを記さればならない。

(6)本報告書第一冊「肥後に於ける裝飾ある古墳及横穴」(大正六年)及同第三冊「九州に於ける裝飾ある古墳」(大正八年)參照。

第六章 結 論

第一節 古墳の築造年代

以上我々は數章に亘つて稻荷山古墳と其の發見物とに關して、一切の叙述を試み、更に重要な遺物に對する一通りの研究を完了した。それで今や最後に此の古墳の築造せられた年代を推考し、其の遺物が如何なる技術と文化とを示現してゐるか、被葬者は如何なる人であつたか等の問題を究む可き時期に到達した。

現在の我々の知識に於いて、日本古墳の築造の實年代を考定することは非常に困難なことである。其の百年五十年の細かい時期を區別するが如きことは、到底企及することが出来ない。たゞ概括的に紀元何世紀前後のものであらうと假定し得るに過ぎない。而かも我々は此の假定をなすに當つて、幾多の假定と推測を基礎ダイクとするのであるから、其の妥當性の眞價も亦た頗る大なるを得ないことは致し方もない。併し現在に於いて出来る丈の攻究を竭し、可及的に科學的方法によつて推定を試みることを期し、幾多の古墳に向つて斯の如き方法に依る假定年代を定め、其れを新に提供せられる事實と問題に對して、當て箴めて見ることによつて、次第に其の適不適が陶汰せられるのを俟つ外はない。それで我々は今ま此の稻荷山古墳を興へられた一の問題の如く取扱つて、精細に分析的に遺物の各方面から其の年代を考察し、最後に如何なる綜合的結果が得られるかを調べて見度いと思ふ。

(一) 先づ第一に我々は此の古墳の外形からテストしなければならぬ。其の原形は嚮に論考し

た様に前幅の開きの大きくない前方後圓墳であつたとすれば(第四章第一節)、此の前方後圓式なる特殊の墓制は、其の起源はともかく、畿内に於いては西暦第二三世紀の頃には既に發生して、六朝中期に於いて其の最盛期に達してゐることは、支那古鏡鑑を藏する墳墓によりて推測することが出来る。(1)而して畿内に於ける此式の古いものは、前方幅が後圓徑に比して寧ろ大なるを常とするが地方に於いては此外に前方部の細長い形のものなどが略ぼ同時期に認められる様である。即ち肥後江田古墳、日向西都原第二號墳の如きは其の好例である。(2)

此の前幅の廣いものと、狹長なものど孰れが古い式であるかは、輕々しく斷じ難いが今日に於いては矢張り前者の方に古いものが多い様である。然らば本古墳は此の前方幅が廣くない形式に屬するのであるから、寧ろ應神仁德兩帝よりは稍々以後、同古墳の畿内に於ける終末期たる推古帝頃迄の間に置く可きが穩當であらう。(3)

(二)外形と關聯して考察す可きは埴輪である。本古墳には僅少なから圓筒の破片が發見せられたから、少くとも埴輪の行はれた時代のものであることは明白である。埴輪の起源は垂仁紀に於ける野見宿禰の傳説は扱て措き、之を遺跡の實際から見ると、我が古墳の體制が定まつた第三世紀の後半に於いて、既に現はれて居つたことは大和佐味田古墳などによつて之を證することが出来る。其の以後畿内の大形墳墓には通じて行はれた。即ち崇神垂仁兩帝以後應神仁德兩朝を経て其の以後に及んでゐるが、さて其の廢絶されたのは何時頃であるかと云ふに、河内國分の船氏の墓の實際から考へて、少くとも一部には天智帝頃まで繼續せられて居つたと思ふ。(6)併し大體に於いて横口式石室が盛行し、墓制の變化と共に漸く衰頽に歸したと見る可きであ

ろう。それ故此點からしても亦た本古墳の年代の上下限が漠然ながら定められることになる。なほ此の上下限の推定を更に局限せしむる様に思はれるのは、本古墳に於ける埴輪圓筒破片の發見の少ない事實である。是は封土が早くから削平せられた爲め、今日遺存するものが少なくなつたとも思へるが、同時に當初から稀少であつたとも考へられないことは無い。若しさうであつたとすれば、埴輪が周垣と土留の用途から出たと云ふ本來の意義を失つて單に古い名残として部分的に遺つた時期、即ち埴輪使用の衰頽期のものとしても悪くはあるまい。

(三)次に石室の構造の示す年代觀は如何と云ふに、已に石室を記載した際にも云つた様に、本古墳の石室は石棺の裝置以後建設せられたもの、如く、其の制は横口式ではあるが、なほ石棺の方が主要な意義を有してゐる點に於いて、寧ろ竪穴式石室の趣を存してゐるのである。石室の古墳に於ける發達變遷の跡を詳論することは、今ま其の時機ではないが、前方後圓式の墳墓の古いものに於いては、石棺を其儘埋置するか、或は其の周圍に之を保護する意味の竪穴的石室を作つたこと、かの河内津堂城山古墳の如きものであつた。⁽⁷⁾美道を有する横口式石室の發達は、其の本質上圓墳(若しくは方墳)に於いて期す可きことであり、東亞に於ける此の種石室は先づ支那に於いて發達し、それが東して朝鮮日本に及んだと想像せられる。此の事は近年南朝鮮に於ける古墳調査の結果に徴して、古への任那地方では六朝中期に於いて充分なる發達を示して居り、日本に於いては聖德太子の墓が其の完美した形式を有し、更に其の前後の帝陵も此の制に依つてゐることが明かであるのみならず、副葬品の研究からして我が古墳の後期とする時期に於いて横口石室が盛行してゐることは疑ふ可からざる事實と思はれる。⁽¹⁰⁾尤も之には或

は地方的に、或は特殊の事情によつて、稍々前期のものを見る可き古墳にも認められる場合がないでは無い。⁽¹¹⁾とにかく我々は今日の知識に於いて本古墳の石室の如きものは横口石室發達史上その古い時期に置く可きものであることを信じ度い。⁽¹²⁾

(四) 扱て石室内の石棺は如何に見る可きかと云ふに、這種の屋根型石棺は石棺の型式中、最も進歩し且つ時代の下る可きものであるとは、夙に高橋氏などの唱へられる處で、⁽¹³⁾實例に於いても該式石棺は横口式石室を有する圓墳に普通であることは、前述の石室の時代觀と相一致してゐる。併し此の家型棺の上限は何時頃まで溯る可きかに就いては、今日之を明にすることは困難である。たゞ畿内以西に於いて此種石棺の一變形と見る可き窓口式石棺が肥後江田出雲大念寺同鹽谷等に其例があつて、⁽¹⁴⁾其の包藏遺物は本古墳のそれに酷似してゐるものが多いのである。それで若し此等の古墳を以て六朝中期に相當すると見ることが許さるゝならば同様に家根型石棺も略ぼ相近い時代に置くことが出來ようと思ふ。

(五) 次に我々は轉じて本古墳發見の副葬遺物による年代の推定に入らねばならない。先づ其の遺物を綜括して、最も類似を示してゐる古墳を擧げるならば已に屢々參照に引いた處の肥後玉名郡江田村船山古墳、周防三田尻の桑山古墳と、朝鮮に於ける慶尙南道昌寧梁山の古墳、慶尙北道の慶州及び全羅南道の羅州の古墳等であらう。江田の古墳は其の發見の支那鏡の下限が六朝にあることが認められ、他の方面の考察も之を傍證するものがある。又た桑山古墳も繪紋様神獸鏡の存在から、略ぼ同時代のものと推定せられる。而して朝鮮の諸古墳は鏡を出さないが、他の遺物によつて、以上の日本古墳と相當する時代のものたることを知ることが出来る。即

ち此等諸古墳の年代は本古墳の年代と略ぼ相若くものたることを示してゐる。又た古式の墳墓に屢々發見せられる石製模造品を全く缺如してゐることも、消極的の證據として年代觀に多少の參考になると思ふ。なほ我々は以下一々の遺物の種類に就いて、稍々精しく考へて見度いと思ふ。

(六) 陶質器即ち所謂祝部土器の發達は、南鮮の金海貝塚の調査に於いて略ぼ推定し得られるのであるが、是が墳墓の副葬品として石室内に收められたことは、畿内の古式墳墓に於いては其例が殆ど無く、たゞ封土の他の一部から發見することがあるのみである。此種の墳墓中稍々古い頃のものとしては、江田古墳から蓋坏提瓶の類を出したのと、南朝鮮の既記の諸古墳に豊富なる副葬例を見るのであるが、日本に於いては横口石室の盛行期に至つて、土器を石室に副葬することが著しくなつて來たことは動かす可からざる事實である。而して本古墳の祝部土器は何れも堅緻精巧大形に屬することは、如上の事實と相俟つて、年代の考定に資す可きであらう。

(七) 刀劍類中鹿角製拵のものは從來發見した古墳の内、年代を推考し得可きものは、越前西野山の組合石棺と讚岐の蛇塚の二つであらう。兩者共に繪紋様神獸鏡が伴出してゐる。既に述べた如く、此種刀劍の拵は其の質料から見て最も原始的であり、自國的であり、現存の資料から見て六朝中頃以後に及んでゐるものとは考へ難い。且つ本古墳の出土品は其の直弧紋の手法が他の諸例よりも便化せられ、平面的になつて型式として後出のものたることを示してゐる事實は、這種大刀のうち遅い年代に配列せしむ可きである。環頭太刀は本古墳のと殆ど同じ縁飾

のある柄頭が實年代の確かな仁徳帝陵から出土したと云ひ又た朝鮮昌寧古墳から發見せられてゐることは年代考定の上に特記す可き事實であり、雙獸環飾として未だ形式的に模倣化せられてゐない本例は型式順列中の早い處へ來可きものであらう。

(八) 鏡に就いては、是は我國古墳に最も多い内行花紋鏡の仿製品であつて、其の原型となつた支那の鏡自身は古い式に屬するが、仿製の方は恐らくは六朝末期まで各地に行はれたものと思はれる。従つて此點に於いて年代を考定する上に餘り大なる役には立たないが、たゞ略ぼ同じ鏡が大和新山古墳から十數面も出でゝゐることは注意に値する。⁽²¹⁾

(九) 金銅製の冠帽は、上に述べた江田、桑山兩古墳の外、伊豫妻鳥に於いて長宜子孫の銘のある小形内行花紋鏡一面を伴出してゐることを注意す可きと同時に、斯の如き冠は聖徳太子の新に隋制に據つて冠位を定められた以前のものとすることを穩當とするが故に、其の下限は第七世紀の始めとしなければならぬ。金製耳飾にあつては、河内郡川出土のものが畫像鏡と共存してゐる事實から、又た年代の推考に資することが出来る。斯の如く今や大系の略ぼ確立した支那古鏡の伴出に依つて推定せられる年代觀に本づいて、各種の遺物年代が漠然ながらも局限せらるゝに至る様に思ふ。

(十) 最後に馬具の類は、今日其の研究が未だ不充分であるから何等確定的の結果を語る事が出来ないことを憾とするが、畿内を中心とする古式墳墓に於いては、祝部土器と共に古墳の主腰部から發見せらるゝことが頗る稀であつて、横口石室の行はれる時期に至つて始めて其内に馬具の副葬を見る様である。江田、大念寺、鹽谷の諸古墳は恐らく其のうちでも古いものであ

番號	日本 品目	年代												
		A.D. 200	250	300	350	400	450	500	550	600	700			
1	古墳外形													
2	石室													
3	石棺													
4	土器 <small>石室中副 葬品</small>													
5	環頭大刀													
6	黃金耳飾													
7	冠替魚佩													
8	鑑鏡													
9	馬具 <small>石室中副 葬品</small>													
10	鹿角大刀													
品目		A.D.	250	300	350	400	450	500	550	600	650	700		
支那		後漢	三國	南	北	朝	隋	唐						

ろう。而して本古墳は此の點に於いても以上の諸例と相近いことを注意するに足ると思ふ。我々は以上古墳及び遺物の各種類に就いて得た處の年代觀を更に一目瞭然たらしめる爲め、之を前頁圖表によつて示して見た。

此の圖表に示すが如く、あらゆる種類の遺物の示す所を綜合し、其の最上限と最下限の最も接近したものの、中間を取るならば、交叉假線を以て示した様に、稻荷山古墳を以て西暦第五第六世紀の間、即ち支那に於いて六朝中期北朝の北魏、南朝の宋齊の時代、朝鮮にあつては新羅の間、金納祇王から金智證王頃に相當する年代となる。而かも應神、仁德帝の時代を第四五世紀の間とすれば、殊に畿内に近い近江に於ける本古墳は、兩帝陵などに比して遅るゝこと若干、寧ろ第六世紀、即ち繼體天皇頃の時代に近いものとするのが最も穩當であらう。即ち本古墳の年代は大體に於いて江田古墳等と相等しい年代に歸着するのである。

【註】(1)梅原「佐味田及新山古墳の研究」等参照。

(2)江田古墳は其の發見遺物によつて六朝中期と認められ、此式の古墳の顯著なる一例である。(梅原「江田船山古墳調査報告」)西都原第二號墳は、内藤今西兩博士によつて發掘せられ、仿製三角縁神獸鏡を發見したものである。

(兩博士「西都原古墳調査報告」、宮崎縣史蹟調査報告、第三冊)

(3)此の終末期は主として信據す可き帝陵に本き、前後に多少のユトリを附けたものである。

(4)高橋健自君「考古學」(一四四—一四五頁)参照。

(5)梅原「河内國分松丘山船氏墳墓の調査報告」(歴史地理、第二十八卷第六號)

(6)大化の詔勅は埴輪の事が見れてゐない處から、孝德天皇の頃には京畿地方には最早行はれてゐなかつたろうと、高橋、喜田兩氏の如きは説かれるが、是は薄葬の主旨であるから瓦器などは問題にならなかつたものと考へられる。

(7)梅原「河内國小山城山古墳調査報告」(人類學雜誌、第三十五卷第四百一四參號)

(8)濱田、梅原、慶尙南道北道古墳調査報告(前出)

(9)梅原「河内磯長の聖德太子の御廟」(前出)

(10)喜田博士「上古の陵墓」(歴史地理臨時増刊皇陵所掲)、同「上古墳墓の研究」(同上第二十四、二十五兩卷連載)

(11)前方後圓式古墳の完成期に於いて、横日石室を有する顯

著なる例として、大和國山邊郡石上の大塚八分山の如き(梅原「大和丹波市町北部の古墳に就いて」(前出)攝津國三島郡阿威村の傳鎌足の墓、及び同郡福井の海北塚の如き(梅原「攝津の古墳墓補遺」考古學雜誌第七卷第七號及塚原の群集墳と福井の海北塚、同上第八卷第二號)がある。

(12)北九州と中國には横石室を有する古い古墳が比較的多い様に思はれる。其の三四の例を擧ぐれば、筑後國八女郡岩戸山、同奈良山、浮羽郡重定等の古墳、周防國三田尻の車塚、出雲國今市大念寺の古墳等である。是は或は支那朝鮮から傳播の經路を示すものではあるまいか。(梅原「考古學上より見たる上代の日鮮關係」朝鮮第百號)

(13)高橋健自君「石棺石槨及壙を論ず」(考古學雜誌第五卷第十號)、同君「古墳と上代文化」。

(14)「江田船山古墳調査」(前出)、梅原「出雲に於ける特殊古墳」(考古學雜誌、第九卷第五號)

(15)濱田、梅原「金海貝塚調査報告」(前出)

(16)例へば山城國久津川古墳(梅原「久津川古墳研究」尾張春日井郡上志段味勝手塚(梅原調査)の如きを擧ぐ可きであ

らう。

(17)上田三平君「福井縣史蹟調査報告」第一冊。

(18)喜田博士の調査に據る。

(19)此の柄頭今は米國ボストン博物館の有に歸したと云ふ。寫眞は高橋健自君「日本歴史圖録」や「江田古墳調査報告」参照。

(20)故富岡謙藏君「古鏡の研究」中「仿製鏡に就いて」参照。

(21)梅原「佐味田及新山古墳研究」(前出)

(22)高橋健自君「銅銚銅劍考」(考古學雜誌、第六、七卷)参照。

(23)馬の存在は石器時代遺跡に於ける馬骨の發見より證することが出来るが、乘馬の盛に用ゐられることは、矢張三韓服屬頃から馬が彼地より多く輸入せられた後のこと、想像せられる。但し應神天皇陵の陪塚の丸山古墳から、馬具が發見せられたこと、雄略紀にある田邊伯孫に關する同陵の埴輪馬の傳説、仁徳履仲兩帝陵からも埴馬の發見は當時馬具を副葬したものあることを想像せしめる。併し此等は必しも石棺の内部若しくはそれに接近して之を瘞めたことを語るものではない。

(24)那珂博士等研究の結果考定の紀年に據る。

第二節 本古墳と被葬者と其の示現する文化技術

本古墳の年代を推考し、其の略ぼ西曆五六世紀の頃であると定めた我々は最後に其の被葬者の如何なる人であつたかと云ふ問題に逢着するのである。斯の問題は世間一般の人の最も興味を以て聞かんとする所であると同時に、我々の務めて回避せんと欲する所である。何者一の古墳から記録の存する遺物が發見せらるゝ場合、文献に信ず可き證左の具備してゐる場合

の外之を考定することは全く不可能であり斯る至幸なる場合は實際に於いて殆ど絶無に近いからである。

然るに本古墳の所在地は、日本書紀に繼體天皇の御父彥主人王(彥宇斯王)の居られた三尾の別業の所在地或はそれに接近した處であり、三尾君の代々住はれた三尾郷の邊であることが、略ぼ確實であることからして、(第一章)或は之を以て彥主人王の御墓であろうと考へる人がある。即ち馬場美川氏の如きは此説の保持者で、(1)王の薨去は繼體天皇の御年五歳以下の時であり、石棺から出た劍沓などに黄金の裝飾のあるのを見ると、彥主人王薨去の後五十餘年繼體天皇登極後父王の御墓を改葬せられたものであると云はれてゐる。我々は此の改葬説の可否は扱て置き、彥主人王の御墓とするのは、たゞ三尾別業の所在地に近いと云ふ間接の證據以外に何者をも持つてゐないのであるから、此の説に對して敢て反對する必要を見ないと同時に、之を擁護する大した材料をも有しない。たゞ我々の考定した本古墳の年代が、偶然にも繼體天皇前後のそれに落付いてゐると云ふことだけを云つて置かう。(2)

此の古墳の被葬者が年少者でなくして、熟年のものであつたことは、其の殘存した齒牙が之を證明するのであるが、其の性別に至つては武器などの副葬品の豊富である點から固より男子と推測することが出来る。其の地方の有力者或は土豪とも云ふ可き人であつたことも、其の墳墓と副葬の内容を以て明かである。而して此の古墳の被葬者が何故に特に朝鮮支那の文化技術と深い關係を有して居つたかと云ふことに就いては、我々は何等適切な説明を與へることが出来ない。此の被葬者が三韓の歸化人若しくは其の子孫と縁故があつたらうと云ふ人

があるかも知れない。併しそれには何の證據もない。又た冠の如きは或は支那あたりから冠位を授かつた結果であろうと想像する人もあるかも知れない。尤も當時我が朝廷が支那と交通して或は天皇にも彼國の官位を授けられたと云ふことから其の臣僚の或者にも冠位を與へたものが無かつたとは絶對的に云ふことは出来ないが九州等の邊陲とは違つて近江邊に於いて私に彼地から冠位を受けたものがあつたとは考へ難いし、又た冠其者も支那の製作とは見ることが出来ない。要するに之も架空の想像説として興味のある丈けである。

我々は併したゞ北陸に於いて越前敦賀が朝鮮文化渡來の緊要なる一門戸であり従つて近江は其の隣國として常に朝鮮の文化との關係の深かつたことを知つてゐる。例へば蒲生郡の鏡谷には、天日槍の從者が落付いて、朝鮮式の土器が製作せられたことが、早く垂仁紀にも出てゐる。而して此の文化が畿内に輸入せられた道筋の一は確に琵琶湖西の水路づたひに大津に出たことであろうから、三尾郷は固より其の中間に當る。併し此の中間の三尾郷に何故特に朝鮮の文化と技術とが足留りをしたかと云ふことは、我々の今日に於いて全く知ることの出来ない謎である。

此の古墳が繼體天皇の御祖三尾君に關係あるものであるか否かは到底闡明出来ないとして、又た何故に特に朝鮮的の文化に深い關係を有する人が此處に居つたかを證據立てること六ヶ敷いとしても、此の古墳が如何なる技術と文化とを示現してゐるか、と云ふことは、遺物其れ自身が我々に直接に物語る處である。而して是は其の被葬者個人の名前よりも、或點に於いてはより興味ある重要な問題である。最後に我々は此の問題に就いて概括的に考察して

見なければならぬ。

扱て此の古墳の示現する文化と技術とは、之を我邦固有のもの、外國の影響より來たものと二つの方面から觀察することを適當とする。而して此の兩方面が如何なる状態に於いて此の古墳に依つて示現せられてゐるかを考察しなければならぬ。

先づ第一に我邦固有の文化技術を示すものに就いては、其の古墳の形狀に於いて前方後圓式であることを擧げなければならぬ。此の特殊の複合型式の墳壟は、其の起源に於いて未だ定説を聞かないが、⁽³⁾それが東亞諸國或は世界に於いて、日本にのみ限られてゐるものであることと、丈けは殆ど疑を容れない。即ち支那にも朝鮮にも曾て見ることもないものである。又た石室の構造は已に述べた如く、朝鮮の影響に依るものとす可きにして、石棺其者は矢張り純日本の發達を遂げた形式である。而かも其の製作は頗る進歩したものであることは、蓋身の接合部の手法などによつて窺ふことが出来る。木棺の立派なものは支那朝鮮に於いて大なる發達を示したが、斯の如き家屋型石棺は今日迄の我々の知識に於いて、朝鮮支那の影響によつて生じたものとは考へることは出来ない。なほ埴輪の存在も亦た同様である。

然るに墓中に副葬せられた品物に於いて、我々は日本固有のものとして認む可きものが比較的少數であることを感ずる。たゞ身體裝飾品のうち珠玉類、即ち切子玉、棗玉の類は、先づ之を我邦固有の裝飾品とす可きであり、三輪玉形金具も其の起源と様式から考へ、隣邦諸國に類品を見ない今日、同じ部類に容る可きであらう。次に最も顯著なる遺物は、鹿角製拵大刀、短刀と同じ刀子とである。此者は已に述べた通り、原始的の鹿角柄刀子に起源を發し、其の裝飾模様たる

直弧紋の如きも、日本自國で發生したものと見る可きか、或は少くとも支那朝鮮的の趣致の無いものである。而かも其の製作は頗る精巧鄭重なもので、之には間接に朝鮮傳來の技術の影響を否定することは出来ないとしても、日本式固有の刀劍の様式として最も完美に近い、恐らく其の絶頂を示すものと見る事が出来るであろう。殊に刀子が皮袋に收められてゐる點などは、全く我國傳統の紐小刀を想察せしめるものである。

然るに此の古墳の遺物は一方に於いて最も著しく朝鮮支那的の技術と文化とを表現してゐることは屢々述べた通りである。かの金銅製冠、沓、雙魚珮、金製耳飾の如き、環頭大刀の如き、いづれも大體に於いて支那六朝中期の文化と技術とを反映してゐることは、其の型式裝飾紋樣其他に於いて認められた處であつて、我々は之がよし日本に於いて製作せられたにしても、それは歸化韓人の手によつたものであり、其の全部或は一部が彼地から舶載したものとしてみても何等の異論はない。此の外馬具、銅鏡の類に至つては、是は我邦で製作せられたものではあるが、其の原本は朝鮮若しくは支那にあることは云ふ迄もない。土器類は其の製作は固より我邦に於いて、而かも古墳の所在地に近い地方でなされたものであろうが、其手法は全く朝鮮式の窯法に本づくのである。併し此の朝鮮式土器の製作法は既に早く我邦に傳はり、半ばは日本のものとなつて居り、鏡の如きも古く漢代から舶載し、或は之を我が鏡作部の手によつて模倣せられたものであり、我國古墳に於いて一般に發見せられる所であるから、此等を以て特に外國的影響を高唱するには當らない。併し他の金銅製の裝飾具に至つては、我國に於いては其の發見は特殊の古墳に限り、其の數も亦た頗る僅少であるから、我々は稻荷山古墳を以て、特に外國の

朝鮮支那的の技術と文化とを反映してゐる古墳とするに何等の差支はない。

扱て次に斯の如き外國文化を著しく示現した古墳は、我國に於いて如何なる分布を有するかと云ふ問題が起る。之に就いて詳論することは、今ま其の機會でないから、たゞ簡單に述べるごとくするが、其の分布は九州山陰、山陽、四國畿内などの關西方面に於いて、寧ろ濃厚なる感がないではないが、又た東山、北陸等の比較的東方にも擴がつてゐる事實を無視することは出來ない。⁽⁴⁾是は此の外國の影響が始めて起つた時代のものでなく、可成四方に波及するデフユージョンの時期に達して居つたことを語るものであると思ふ。尤も其の各分布地方はそれ／＼外國文化流入の門戸と特殊の關係と事情があつたに違いない。

又た支那朝鮮の技術文化は、其の要素として更に西方諸國北方民族などのものを取入れ、之を包容してゐるものである。此等に關しては、一々各品物の條下に言及したことであり、此の源流を詳に究めることは、他方所謂日本固有と稱するものが更に其の源流に於いて如何なる外國的要素を含むかの問題、是は自から日本人種起源論に接觸する、と共に本報告書の範圍を越ゆることであるから、今ま之を追究しないことにする。たゞ我々は此の稻荷山の一古墳に於いて、其の副葬せられた遺物を所持し、其れ等を環境として生活して居つた一箇人は、當時に於いて格越した外國文化の保持者であり、外國技術の趣味の愛好者であつたことを看取せざるを得ない。而して之と同時に彼が自國在來の傳統的文化技術からも離れ得なかつたことは、環頭太刀と鹿角拵太刀との對立並存が之を明瞭に示してゐるのである。斯の如く内外文化技術の對立は、如何なる時代に於いても存在し、如何に外國文化の影響の大なる時代に於いても固有

の文化が根強く一方に遺存してゐる事實を認めることは我々の最も興味を感じる所である。此の現象を如實に示してゐる本古墳は、此の點に於いても我々に深甚なる感興を與へる。(終)

【註】(1)馬場美川氏は「今石棺より出し金、玉、沓、陶器、鐵具等を以て按ずるに凡そ千二百年内外のものご假認す、之に依て國史を徵する時は繼體天皇の御父彥王人王の御墓なりとす」と云ひ日本書紀の繼體紀を引いて考證してゐる。

(2)又た第一章第三節の註(2)に擧げた様に、此の古墳を垂仁天皇太子磐衝別命の墓であらうと云ふ説がある。是は此命が古事記に羽咋君三尾君の祖である處から起つたものであらう。併し我々の考定した年代觀からしても、此説は古墳を古くし過ぎるものと云はなければならぬ。又た現今宮内省では此命の御墓を能登國羽咋に決定してゐる。

(3)前方後圓式古墳の起源に關しては、古く蒲生君平の如く車塚の名から車に象つたことなし、或は罐子塚の名の如く長頸壺を模したものであると云ふ人もあつたが、之に就いて新しい考説を述べた人は稀である。先づ西洋人ではゴイランドはたゞ此の形は世界に於いて日本以外に認められないこと、圓墳と方墳との結合であり、象徴的の

意義のあるものであらうと云つてゐるだけである。(前出書四五七頁)ヒチコック氏の書いたものには何等の考説はない。(Romyn Hitchcock- Some Ancient Relics in Japan. U. S. National Museum Report. 1891) トンロ氏は前方部を葬儀或は儀式場としてゐる點は、蒲生君平などが之を宣命場と云つてゐるのと同じである。(前出書二七二頁)本邦學者では先づ醫學博士清野謙次君は往年主墳陪塚連接説(考古界、第五編第十一號)を述べ、濱田は丘尾切斷説(歴史と地理、第三卷第二號)とも云ふ可き地形に起源を有するとの説を出し、梅原は前方部祭壇附加説(佐保田及新山古墳研究)を發表したが、博是は喜田士の所説(歴史地理、第廿五卷第六號)とも相似てゐる。又た高橋健自君は、前方部支關説(古墳と上代文化)とも稱す可き一説を出されてゐる。とにかく此の世界に於ける特殊の高塚形式の起源に關しては、未だ充分な解決を見ないが、それに對する努力は現はれつつある。

(4)此等の遺物を發見した古墳に就いては、前數章の註(3)、卷末聚成地名表を參觀せば自から明瞭であらう。